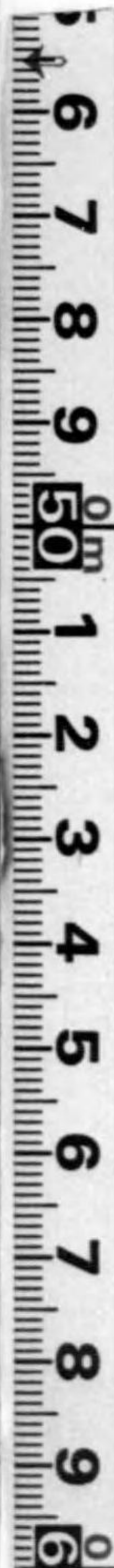


210.46-W467



1200500729838

×
複写



始



20 9.15

210.46
~~214.5~~

W46



渡邊世祐著

時代史

創元社刊

目次

第一章 時代區分 一

第一篇 全盛時代

第二章 時代概説 四

 第一節 公武折衷政治 五

 第二節 家格政治 九

 第三節 傳統的施政 一三

 第四節 中央單一地方兩立の政策 一五

 第五節 南朝の潛勢力 一七

 第六節 小勢力の團結 二〇

 第七節 諸守護の配置 二三

第三章 室町幕府の組織 二五

目次



第一節 幕府の意義……………二五
 第二節 中央政府……………二六
 第三節 地方行政機關……………二九

第四章 統一完成……………三五

第一節 吉野朝廷の讓歩……………三五
 第二節 征西府の衰亡……………三九
 第三節 關東及び奥羽の統一……………四八
 第四節 大内義弘の滅亡……………五九
 第五節 義滿の地方巡遊……………六六

第五章 武家の公家化……………七二

第一節 皇室と義滿……………七六
 第二節 義滿と公家抑壓……………八三
 第三節 義滿上皇の待遇を受く……………八九

第六章 管領及び宿老政治……………一〇三

第一節 公家政治の反動……………一〇四
 第二節 管領及び宿老……………一〇四
 第三節 足利義持の遊惰……………一〇七
 第四節 關東の形勢……………一一八
 第五節 九州の形勢……………一二〇
 第六節 公武の哀傷……………一三四
 第七節、結 論……………一三九

第七章 緊縮政治……………一四一

第一節 政治の刷新……………一四二
 第二節 大覺寺統の絶滅……………一四六
 第三節 北嶺衆徒の威壓……………一四九
 第四節 關東の制御……………一五三
 第五節 九州の鎮壓……………一七八
 第六節 外交の刷新……………一八五
 第七節 綱紀の振肅……………一八八

第八節 緊縮政治の破綻……………一九五

第八章 北山時代文化……………二〇六

第一節 文化概要……………二〇六

第二節 五山文學の發達……………二〇八

第三節 藝能……………二一一

第二篇 衰微時代

第九章 時代概念……………二四五

第一節 形式政治……………二四六

第二節 公武及び寺社勢力の失墜……………二四九

第三節 莊園の解崩……………二五〇

第十章 反動的變亂……………二五六

第一節 南軍の復興……………二五六

第二節 徳政一揆……………二七一

第十一章 幕府の稅政……………二七八

第一節 龍變……………二七八

第二節 天災地妖……………二八〇

第三節 土木……………二八一

第四節 結論……………二八五

第十二章 諸家の相續争……………二八七

第一節 小笠原家の争……………二八八

第二節 富樫家の争……………二八九

第三節 斯波家の争……………二八九

第四節 畠山家の争……………二九一

第五節 足利家の争……………二九三

第六節 權臣の政争……………二九四

第十三章 應仁の大亂……………二九八

第一節 中央の争亂……………二九九

第二節 地方の騷亂……………三〇四

第三節 結論……………三三三

第十四章 政所政治

- 第一節 閩門の勢力
- 第二節 義尙の刷新

第十五章 關東の騒亂

- 第一節 足利成氏と兩上杉氏
- 第二節 關東諸家の勃興
- 第三節 古河公方と堀越御所
- 第四節 江戸築城
- 第五節 長尾景春と太田持資
- 第六節 幕府と古河公方との和睦
- 第七節 太田道灌の死と兩上杉氏

第十六章 東山時代文化

- 第一節 文化概要
- 第二節 建築

第三節 園藝

第四節 香道

第五節 茶道

第六節 文藝

第三篇 戰國時代

第十七章 概説

第十八章 中央勢力の衰微

- 第一節 幕府及び細川氏の分裂
- 第二節 公家の衰頹

第十九章 新勢力の勃興

- 第一節 北條氏の勃興
- 第二節 松平氏の勃興
- 第三節 美濃齋藤氏の勃興
- 第四節 淺井氏の勃興

室町時代史

目次

八

第五節	長尾爲景の據頭.....	四六三
第六節	宇喜多氏の勃興.....	四六〇
第七節	尼子氏の勃興.....	四六四
第八節	毛利氏の勃興.....	四六八

史

時代區分



所は、室町幕府の下にありて國民が社會的に活動して發達せる状態を解説するにあり。従ひて時期より云へば國民が幕府を戴く間に限られ、目的より云へば國民の社會的に活動せる事項にあり。勿論國民の社會的に活動せる事項は時を経、年所を過ぐるに従うて自らその状態を異にせり。即ち社會的活動は時に毫も發達せずして一見退步せるが如き觀あれども、これ亦發達進歩の道程にあるものにして、大局より觀察せばこれ亦發達進歩と考へざるべからず。蓋しこれ人類は日に發達進歩すべき性質を有すべきものたればなり。されば室町幕府の下にありし國民も、年所を経、時期を重ねるに連れ、自らその状態を異にせる筈なり。その異なる状態が高潮に達せる時を便宜上編年的に時代を區別して以て時代區分とす。

室町時代は武家政治行はれたれば國民は幕府統治の下にありて毎に將軍を上を戴けり。當時將軍の意思は法令ともなり、國民指導の基礎ともなりしこと多ければ、將軍の世代に従ひ編年的に時代を區分するも亦一の方法たるなり。又國民活動の状態を考へ、一般社會的趨向を察し、その特徴に由りて時代區分をなすも亦一の方法なり。

而して單に此等の一方法のみに偏して區分をなせば、自ら方法に捉はれて實際に遠さかるの嫌あれば、寧ろこれ等の方法を適當に按排して次の時代區分をなさんとす。

- 一、創業時代
- 二、全盛時代
- 三、衰微時代
- 四、戰國時代

一 創業時代は足利尊氏が建武二年八月征東將軍となり幕府を創立せし時より、義詮の時代を経て義滿の相續に至るまでとす。この時代は足利氏創業時代にして、尊氏・義詮は相踵いで西に戦ひ東に争ひ、初めて幕府の基礎を定め得たりしなり。

二 全盛時代は義滿の時代より、義持・義教の治世の終までとす。義滿は父祖の遺業を承け、細川頼之に輔佐せられ、天下統一をなして幕府の勢力を隆盛ならしめたり。當時名臣宿將多くしてその子義持の時代に於ても尙全盛の勢を續けたり。次の弟義教の時に至りては終始嚴肅なる政治を布き、幕府の紀綱を肅正して克く全盛の勢力を支持せり。

三 衰微時代は義教の幼子義勝の襲職より弟義政・義尚父子を経て次の義植の周防逃亡までとす。義勝は幼にして將軍となり早く薨じ、義政亦幼にして將軍となり、幕府の紀綱は弛廢し權臣は勢を恣にし、應仁の大亂を馴致し、天下を驅りて騷亂の衝とならしめたり。義尚は銳意勢力の挽回に努めしと雖も大勢は又如何ともなす能はず、且つ早く薨じ足利氏の勢力は日に衰頽し、義植に至りて管領細川氏勢を得て之に制せられ、京都に駐る能はずして近江に、越前に走り、終に周防に逃亡し全くその勢力衰へたり。

四 戰國時代は將軍既に實權を喪ひ威令行はれず管領細川氏兩分して漸く勢を失ひ、新陳代謝の氣運に向ひ、新興の勢力各地に勃興して群雄割據するの狀態を呈せり。就中尾張の一角に起りし織田信長は身を挺して起ち、逸早く天下を統一せんとせり。因りて信長の勃興するに至るまでをこの時代の終局とす。

室町時代二百三十三年の間を通じてかく四時代に分ちたりしが初めの二時代は將軍を中心とし、その世代に従ひて時代區分の標準を定めしと雖も、次の衰微時代は將軍の世代及び社會的趨向を察して時代を定め、戰國時代に於ては全く國民思想變革の狀態を基礎として區分せり。この四時代の中初めの創業時代及び全盛時代の中義滿の初めの時代は吉野時代として別に説くべき筈なれば之を畧し、明德三年大覺寺・持明院兩統合一し天下統一成れる時より説かんとす。されども時代史の性質として室町幕府の下にある國民の社會的活動を説くにあれば幕府の創立施設等を論ずるに當りては勢溯りて尊氏・義詮の時代に及ぶべきこと尠なからざるべし。蓋しこれ時代的趨勢を説くには止むを得ざることたり。

第一篇 全盛時代

第二章 時代概説

時代概説として説かんとする所は室町時代が他の時代と比較して特に趣を異にせる點にして、換言すれば時代の特色と認むべきものを説明せんとするにあり。抑、足利氏は武門の棟梁と仰がれたる源氏の一門にして名族たるに關らず、久しく平家の餘流を汲める北條氏の下に雌伏して常に蹶起すべき機会を窺ひしに、尊氏の時に至り宿望を果すべき好機を得て一朝にして大義に従うて後醍醐天皇に降り、建武中興の偉業を翼賛し奉れり。然るに中興の政治は準備なくして急速に成立したれば初めより計畫能く圓熟せざりし爲めに從屬せる武門武士にして不平を抱く者多かりき。尊氏は逸早くこの形勢を察して不平なる武士をその麾下に聚めて王師に抗し北條氏の例に倣うて後醍醐天皇の御系統たる大覺寺統に對して私に持明院統を奉戴し、南北兩朝對立の形勢を作れり。而して大覺寺統たる吉野朝廷に對して尊氏は反抗し、王者の永住し來れる京都の地をば終始守りて持明院統を支持せり。爲めに尊氏は能く政治の要諦を考へ、範を鎌倉幕府に採り武士の趨向に察しその支配に深く留意する所ありたり。その結果室町幕府が組織されたれば組織の上にも自ら特色を有し、鎌倉幕府と必ずしも同様ならざる點多

し。これ室町幕府が鎌倉幕府と同様に等しく武家政治なれども自ら趣を異にせる處ある所以なり。今之を各節に分ち時代概説として次に説明せん。

第一節 公武折衷政治

源氏の嫡流六孫王經基が天慶年中に武藏に下りて以來滿仲・頼信・頼義・義家等子孫相嗣いで關東に勢力を張り、一族門葉各地に滋繁して莊園をも多く所有せり。この累代の勢力を背景として直流たる頼朝は關東に崛起し一朝にして宰乎として抜く能はざるの根據を堅め、源氏にとりて由緒淺からざる鎌倉をその中心地として選べり。而してこの地に幕府を置き一門郎等を關東に配置して勢力の一大根柢を作り、その兵を西下せしめて天下を統一せり。されば關東と云へば直ちに幕府を聯想し、頼朝と云へば又直ちに鎌倉を想起せざるべからずと云ふ關係となり、關東將た鎌倉と頼朝の施設に係る武家政治とは離るべからざるものあるに至れり。

足利氏も祖先義國、その父義家より足利莊を傳領し義康・義兼に傳へ、義兼は源氏一門の舊族たるの故を以て頼朝に重んぜられ、頼朝と同じく北條時政の女婿となり、歷代北條氏と姻戚關係を結び、その一族畠山・荒川・加子等は武藏に、澁川・小俣・桃井等は上野にありて一族多く關東に繁衍せり。かく足利氏の勢力既に關東に擴充せるに加へて尊氏が建武中興の偉業を翼賛してより益々關東と密接なる關係を有するに至れり。初め中興の偉業成り論功行賞に當りて尊氏は武功第一として從三位左兵衛督となり、續いて參議從二位に叙せられ武藏・下總・常陸三國の守護となりてその吏務職を行へり。又その弟直義は從四位下となり相模守護となれり。且つ後醍醐天

皇の皇子成良親王僅に八歳にして皇太子とならせたまひ、上野大守征夷大將軍に任ぜられ直義に奉ぜられて鎌倉に下られたり。是に於て直義が實際に吏務職を行ふ國々は武藏・相模・常陸・下總・上野の五ヶ國にして實に關東の大部分なり。加ふるに奉載せる征夷大將軍の威力を以て關東に臨みたれば關東は全く足利氏の勢力圏内に入り。特に先代鎌倉幕府の時に當り武藏・相模の守護は幕府の中心勢力たる北條氏が執權・連署となるに及び必ず之に任ぜらるゝの例なりしに今や足利氏が之に任ぜられたれば足利氏が既に北條氏に取つて代るに至りしとの考は一般に武士に認められたりしなり。

足利氏は關東とは既に離るべからざる關係を有したりしを以て中先代の亂起るや尊氏は朝廷の命を待たずして關東に下れり。これ關東が足利氏の根據地なると共に鎌倉に鎮せし直義が敗れて西上の途にありしを以てなり。尊氏は直義を授け鎌倉に下りて亂を平げ自ら征夷大將軍と稱し、先づ關東の勢力を一身に集め天下の武士を糾合せんとせるなり。抑、尊氏は既に京都に於て武士を背景として勢力を得、後醍醐天皇に請うて公家の代表者たりし護良親王を斥け之を自己の根據地鎌倉に送り直義をしてこれを監し弑せしめたり。而して今尊氏が武士の棟梁となり叛形を顯はすに至るや公家の棟梁北畠親房及び新田義貞を敵として起てり。もとより當時公家勢力の中心は京都にありたれば尊氏が之に抗せんとするには鎌倉を去りて上洛せざるべからず。是に於てか尊氏は西上し天皇は吉野に行幸あらせられ親房をして東海に赴かしめ、義貞をして北陸に走らしむるに至り武家勢力の大進展を示せり。爾來尊氏はその根據地たりし鎌倉を多く顧みる能はずして毎に京畿に駐るの已むなきに至れり。

鎌倉幕府の時より武家政治の根據は關東にあり、その中心は鎌倉にありしに尊氏は一旦にして之を顧みる暇な

く北朝擁護の必要と天下の諸將を統率し各地を指揮する便宜より京都に駐ることとなれり。元來京都は公家政治の中心なりしにも關らず武家の棟梁たる尊氏が此に駐らざるべからざるに至りしかば武士の思想上に影響を及ぼんことを慮り尊氏はこれが説明をなすに腐心せり。是に於てか識者の議に従ひその説明に俟たんとし、前民部卿日野藤範・太宰少貳頼尙・民部大夫明石行連・太田七郎左衛門尉・布施彦三郎入道道乘・僧是圓・眞惠・玄惠の八人に政道治否に就き諮詢をなせり。八人審議の結果眞惠・是圓は建武三年十一月七日に案を具して答申せり。その文建武式目條々に載せたり。その所説に従へば鎌倉は頼朝以來武館を構へし所にして承久役には北條義時天下を併呑したれば武家として最も吉士なり。されども祿多く權重くして驕を極め北條氏は滅亡せり。縱ひ他所にありと雖も北條氏の如き暴政をなせば必ず傾亡すべし、支那周秦共に船函に宅りしも秦は二世にして滅び、周は八百年の祚を保てり。隋唐は同じく長安にありしが隋は二代にして亡び、唐は三百年を保てり。然れば居所の興廢は政道の善惡に依るべし。但し諸人遷移を欲せば衆人の情に隨ふべしと説き、總べて盛衰興廢は場所に依らずして人心の向背に依るべきを説けり。尙幕府の施政の標準は武家全盛の跡を逐ひ善政を施すべしと答申せり。これ實に足利氏施政の根柢を定めしものにして室町幕府政治の要諦はこの答申に含蓄せられ最も大切なる文字なりと云ふべし。

素より明敏達識の尊氏はその根據地を京都となさざるべからざるは既に能く知悉せる事なりしも、その部下武士の中に武家政治を行ふには宜しく先蹤に依り鎌倉を根據地となすを適當なりと思惟する者あるを慮り、識者の議を徴して辭柄を之に藉りて以て人心綏撫の手段に供せしものなり。即ち藤範・是圓等の賦議は尊氏の志をなす

爲めに巧妙なる説明をなせるに過ぎざるなり。

かくて尊氏は幕府を京都に置きたりしが、その結果は自ら足利氏の政治に一大變化を來せり。これ足利氏が京都にありて朝廷に親しみ公家と結びし爲めに純武家政治より脱して藤原氏若しくは平氏時代のそれに類するの止むなきに至り全く公家化せり。之を次の如くその政治の上に考ふれば實に一見明瞭なり。

一、官位 武家としては初めの時代において官位は尙實權の所在を肯定し得べきものたりしなり。而して尊氏・義詮は頼朝と同じく卑く官は權大納言征夷大將軍たりしに義滿は二十四歳にして早く權大納言より轉じて内大臣となり、尋で左大臣・源氏長者となり准三宮に叙せられぬ。その後征夷大將軍を辭して太政大臣となり源氏の長者となれり。又義持も二十四歳にて權大納言より内大臣に轉じ左大臣に任ぜられぬ。而して薨去の後太政大臣を贈られたり。義教も内大臣より左大臣に轉じて後薨じ、太政大臣を贈られぬ。爾來義政もこの例に依れり、唯准三宮に叙せらるゝことは義教と異なるのみ。かく義滿以下が從來平清盛及び北畠親房などと略々同様に公家のみの専有せる官に任ぜらるゝに至りしは全く鎌倉時代に見ざりし所にして、これ實に足利氏が公家と全く同様となりし結果なり。

二、執務 政治の執行に當り尊氏・義詮の時代において尙公家と武家との區別存せしも義滿以後にはこの區別漸く去り、公家は全く武家の棟梁たりし義滿の座下に降してその用をなさんことを競へり。而して義滿は藤原基經・同良房・同道長・平清盛と同様に政務を執行し、時にはこれ等以上の行動をもなせり。即ちその叡山に登るや行装を上皇の鹵簿に准じて御幸と同様にし、その夫人裏松氏を入内せしめて後小松天皇の准母とし、北山

院と稱せしめたる如きことこれなり。これ足利氏が全く公家と同化せる結果その執務の上にかゝる僭越を敢てするに至りしなり。

これ等の事實に據りて考ふれば足利氏は武家政治を行ひしと雖も全く公家化し藤原氏及び平氏の跡を摸することとなり、武家・公家の兩政治を折衷せる政治を行へるものと云ふべし。これ全く尊氏が幕府の所在を京都に定めし爲めに自らかゝる結果となり、純粹なる武家政治を行ふを得ざるに至りしなり。

第二節 家格政治

鎌倉幕府にありては幼弱なる將軍を上に戴き、北條氏の一門執權となり又連署として軍國の大事を決せり。室町時代において將軍は歴代足利氏の世襲する所にして管領は一族の斯波・細川・畠山三家の中より之を任命し、庶政を掌らしめたり。之を三管領家と云ふ。而して幕府の樞機に關しては相伴衆に諮詢して決定せり。相伴衆は斯波・細川・畠山三氏の中未だ管領に補せざる者及び勳功ある將士の中村武敏群なる者を選び、將軍が諸將の第に臨む際陪從せしむるものを稱して云ふ。さればその之に列する者は多くは三管領家及び山名・一色・赤松・今河等の同族にして間々大内氏を加ふることあるのみなり。従ひて幕府政治の樞機は三管領家、若しくは同族の間にありと云ふを得べし。かく政治に参加する家格は限られしを以て政治は全くの少數者の意見に従ひて遂行せられしなり。即ち鎌倉時代と同じく政治を議する形式は家格ある人々の間に於ける寡頭政治なり、而も鎌倉時代と異なる點は將軍指揮の下にあると云ふ條件あることなり。即ち將軍を戴くと云ふ條件附家格政治なりと云ふべし。

素より將軍に俊邁なる人あるか、管領及び相伴衆の中に俊秀なる人物ある場合には能く時勢の趨向を察し、民意の赴く所に考へて施設したりしと雖も將軍は足利氏に限られ、管領は三家に、相伴衆は略々同族に限定され、家格に依りて定められしを以て必ずしも適當なる人物のみをその職に得ることは不可能の場合なきにあらず。是に於てか政務の遂行に故障を生じ政治は先例を墨守して形式に流れ、下情を酌量するに及ばずして民意と隔絶するの止むを得ざるに至り、爲めに上流と下流、若しくは下層と上層と意志の疏通を缺き、政治の運用を害して亂階を作るに及べり。

國家を今日にては客體とし君主を主體とするの關係にありと説き君主の國家に對する關係を私法上の所有權と見做さざることなれり。されども國家思想の幼稚なる時代においては公法・私法の區別なく國家即ち君主なりとの考を抱けり。室町時代の如きは上に朝廷ありて任官叙位を掌り、國家の崇敬せる神社の祭祀を管し祭主神職を任命さるゝに過ぎずして恰も今日の宮内省式部職・宗秩寮の事務を執らるゝに外ならざるの觀ありて國家重要の政務は幕府に依託して執行せしめられたり。而して幕府の全權は一に將軍にありて宛然たる專制君主國たり。名君聖主世にある場合には能く民意を納れ、理想的の國家を樹立せしむることを得たりしならんも暴君汚吏の出でたる際には批政續出せるは從來屢々見る所なり。室町幕府に於ても將軍は一家に限り世襲的にして之を輔佐する管領は三家に限定し、政治に参加する諸家は同族に定まれるを以て必ずしも名主出でざると共に汚吏の出現も否む能はず。名主出でずして汚吏出づれば批政行はるゝは當然の歸結なり。特に名主出でざるに敏慧なる輔弼なく、唯家格に依り政務を執掌せざるべからざるに至りし結果は三管領家より才識に富める執事を重用するの止む

を得ざるに至り、斯波氏は甲斐・朝倉・織田等の被官、細川氏は三好・香川・十河・内藤等の被官、畠山氏は遊佐・神保等の被官が自ら擡頭することとなり、政權は足利氏より三管領家に、三管領家より又その被官に移り、その被官は又その臣下の機務に練達する者を登用することとなり、三好氏に於ける松永、遊佐氏に於ける木澤の如き士が登用せられて主家を凌ぐに至れり。又律令政治に於ける太政官の政務は鎌倉時代には擧げて局務・官務の手に歸せると同様に幕府の事務は多く政所執事たる伊勢氏の手に移れり。初め太政官の政務は少納言局及び左右辨官局にて執り來れるが、少納言は多く侍從兼帯となり、名義のみ存し、實際の事務は少納言の下にありし大少外記の手に移れり。外記を局務と呼べり。而して清原・中原兩家之を世襲せる爲めに局務は兩家の專有となれり。又左右辨官も兼任のもの多かりしに依りその事務は下僚たる左右大史の家に歸せり。而して左大史の家たる小槻氏のみ繼續したれば官中の事務は一切その家に歸せり。之を官務と云ふ。局務・官務は鎌倉時代より以降太政官の事務を掌ることなれり。斯く政務が下層に移ると同様の現象は幕府にも行はれ幕府の政務も大局は管領に依りて定まれるもその事務は政所執事たる伊勢氏に移れり。伊勢氏は義滿の時より足利氏の相續人は必ず幼時その家に養はるゝの慣例なりしを以て歴代相繼いで伊勢氏を大父と稱せり。伊勢氏は代々政所執事として幕府の財務を掌ると共に將軍養育といふ特別な關係を有せしを以て幕府の政務はその家に歸し、貞經・貞親及び貞宗・貞陸等相承けて權勢を有し、貞親より以後は管領をも凌げり。されどもその勢力も時代の推移と共に被官の堀川氏に移れり。されば室町時代に於て家格に依り定められたる寡頭政治の弊害は、やがて實務に練達せる下層の者の手に順次移り、下剋上の風を馴致するの止むなきに至れり。

地方の状態を考ふるに守護は大犯三ヶ條の外吏務に關するを得ざる定めにして有功の士は所領を給せらるゝこととなれり。されど守護は永くその地方に土着し、且つ多く地方に給分や莊園を有すれば自ら勢を有することとなり、吏務職をも敢て行ふに至れり。而して守護は世襲なれば又家格により定まれり。家格により定まれば賢君名主守護となることあると共に庸君凡主守護となる場合も亦あり。庸君凡主守護となれば勢その實権は守護代若しくはそれ以下の被官に移り下級者をして勢力を得せしむるに至れり。

守護は普通の場合幕府に參觀して多く京都に駐り出仕に務めたり。而してその分國には守護代ありて守護の職を執り、やがては吏務職をも行へり。又數國に互り守護たる場合には各國に守護代を置けり。爲めに守護代、又守護の職を執り吏務職を行ひ實際の事務に當れるを以て地方民と接觸し、その事情に明かとなり民情に通じ容易に民衆を制御し得て實力を有することとなり守護に代れり。而して守護代は復その吏務を又守護代若しくは小守護代、又守護代等に行はしめて實際の政務に遠ざかり實権は相踵いで下層の實務執行者に移るに至れり。

守護の勢力が下層に移りし場合を考ふるに既に説きし如く三あり。一は家格政治に於ける自然の結果、二は守護多く在京せる場合、三は數國に互りて分國を有する場合なり。これを實際に就きて考へんに、一の場合は紀伊に於ける畠山氏、近江の六角氏、伊勢の一色氏・土岐氏、美濃の土岐氏、駿河の今川氏、越後の上杉氏、加賀の富樫氏、若狭の武田氏、丹後の一色氏、但馬・因幡・伯耆の山名氏、備後の山名氏、安藝の武田氏、周防・長門の大内氏、肥後の菊池氏、豊後の大友氏、薩摩の島津氏等なり。二の場合河内の畠山氏、阿波・讃岐の細川氏、和泉の細川氏等なり。三の場合は斯波氏の越前・遠江・尾張、京極氏の飛騨・近江・出雲、細川氏の丹波・播磨、

畠山氏の越中・能登、赤松氏の播磨・美作・備前に於ける場合の如きこれなり。

要するにこれ等守護の勢力が足利氏若しくは三管領家等と同様に家格政治を維持せる爲めにその弊は既に説きたる三原因と相錯綜して終に守護は尸位を有するのみとなり、實権實力は時と云ふ大勢力に包まれ漸く下層に移り、各地共に前後して下列上の風潮を馴致し、やがて家格を喪失し滅亡を招くに至らしめしなり。

第三節 傳統的施政

幕府の創立者尊氏は武士の志を維ける大器にして温厚の長者なり。一旦叛旗を翻し後醍醐天皇に背き之に對抗して北朝を私に擁立したりしと雖も、天皇の御恩徳は常に忘れずして感謝し御怨靈の祟を畏怖したれば天皇崩御後百ヶ日に盛大なる佛事を營み自筆の願文を捧げその恩遇の厚かりしを謝し御怨靈を慰め奉れり。金澤齋 餘瀝編 又天皇の御冥福を祈り奉り、考妣及び元弘以來戰歿者供養の爲めに大般若經を書寫して開版し等持院に納めたり。その經卷七百餘、圓城寺に現存せり。實相般若 波羅密經 又天龍寺を造營して天皇の御菩提を弔ひ奉れり。天龍寺造營記錄 又先代北條氏に對しても鎌倉に寶戒寺を建て、一門の菩提を弔ひ、丹波光福寺に寺領を寄せてその冥福を祈れり。これ等一面には天皇の御怨靈を恐れ且つ大覺寺統に對する政略的の意味存せりと解せらるれども、又以て尊氏が恩義に厚く情誼に深かりし志を見るに足ると考へられたり。かく報恩の念強く情誼に深かりし尊氏の性格は又武士の心を深く維ぎ得たりしなり。かゝる麗しき性格を有せる尊氏は又一方には物慾至つて少く時勢の趨向、人心の歸嚮する所を察し諸氏に厚く恩徳を施し贈遺する所頗る多かりしなり。當時の武士は武家政治の雰圍氣に養成さ

れたる者共なれば尊軍の存在のみを知りて大義に暗く名分に明かならず、朝廷に奉仕すべきを知らずして唯一家の繁榮、所領の増大、恩賞の加被を多く目的としたりしに、尊氏が恩義に厚く情誼に深く且つ寡欲にして施與する所多かりしかば直ちに武士の志を得て衆望を一身に集め得たりしなり。

尊氏が慾算く施與する所多かりしは尊氏の師事せる夢窓國師疎石が尊氏を評せし言葉梅松論に載せあり。これ能く尊氏の性格を徴するに足るものなり。その大意は尊氏は仁徳を兼ねる上に大なる徳あり、第一に心強くして危急に際しても畏怖の念なく毎に咲を含めり。第二に天性慈悲の念厚く怨敵に對しても深く之を咎めず。第三に心寛厚にして物惜の氣なく金銀土石を區別するの念なく武器馬以下のものも財と人とを區別する如き考なく、手當り次第に分與し八朝に諸方より到來せる進物の如きを皆部下に分與せりと云ふ。又同書に尊氏が執事高師直及び評定衆を戒めし言葉載せあり。その中に源賴朝は賞罰分明なりしも尙罰の方嚴なりき。爲めに一族の中にも疑心を生じ左程にもなき場合にて之を罰せり。これ尊氏の採らざる所にして尊氏は人の歎なくして能く天下を治めんことを本意とす、仍りて怨敵たりと雖も之を寛宥して本領を安堵せしめ、若し功を樹つるに於ては厚く恩賞を行ふべしと師直及び執事等に申聞せたり。この尊氏の志は實に幕府施政の大方針とも見るべきものにして明かに幕府の特色と認め得べきものなり。既に尊氏がかゝる方針を以て下に臨みたりしを以て早く人心を收攬し一朝にして能く成功せり。爲めに部下の大名は自ら強大となり、領土封域、若しくは實力に於て足利氏と比し大差なきものあるの結果を生ぜり。而してこれ等大大名は自己の要請せんとする事及び冀望する所を遂げ得ざればその力を持みとして動もすれば反せんとするの形勢を示せり。幕府は又之を制せんとせしと雖も既に定められたる大

方針に従ひ施政せるを以て多くは之を寛宥し要請を納れたり。例令一旦征伐することあれども之を嚴罰に處することは多くあらざりしなり。かゝる故を以て室町時代は初めより戦亂相踵ぎ寧日比較的になかりしなり。而して幕府は歴代を通じて大大名の爲めに強制され左右せらるゝこと多かりしが如し。初め尊氏の時代にありては人心を收攬する必要と成功を急ぎし爲めにかゝる寛厚なる方針を採らざるべからざるの形勢にありしならんも、その後幕府の威權確立すると共に改善すべき筈なるも歴代を通じて既に惰性となりし施政の大方針はその儘繼承せられたり。されば明德の山名氏の亂、應永の大内氏の亂、伊勢北畠氏の亂、美濃土岐氏の亂、播磨赤松氏の亂、關東の騒亂、九州の騒擾等相續いで起るに至れり。而も幕府はこれ等の亂を起せし諸大名を嚴罰に處せざりし爲めに亂階漸く繁多となり、應仁の大亂を導き戦國時代を出現するの止むなきに至れり。要するに尊氏が夙に成功せし理由は後にはその子孫をして徒らに騒亂を續出して苦しましめ、やがてはその安定を得る能はざるの形勢に陥らしめ、初めの長所は却つて後には短所となり大なる弊害を伴はしむるに至りしなり。

第四節 中央單一地方兩立の政策

室町幕府施政の跡を考ふるに毎に中央は單一なる勢力を維持せんと努め、地方にありては施政の便宜より兩立の勢力を樹立するの傾向あり。この傾向は尊氏に胚胎し歴代範を之に採りその跡を追うてこの政策を踏襲せり。蓋しこれ幕府勢力持續の上に止むを得ざりし爲めなるべし。中央にありては初め尊氏は弟直義に政務を委せしも、やがて之を斥け關東に窮追して家を義詮に譲れり。義詮は又基氏と對立するを避けしも之が勢力を得んとす

るを毎に排せり。又義持は弟義嗣を殺して自己の地位を安全にし、義教は弟義昭を斥けて大和に追ひ、廣く天下に令して之を窮追し、日向に走らしめ島津忠國をして之を殺さしめ、義政は義視と並び立つを好まずその勢力排除に努め應仁の大亂となれり。これよりその傳統的政策は裏切られ反動として義種は義澄と對立し、義晴は義維と對立することなれり。地方にありては關東制御の必要より奥州篠川・稻村に足利滿貞・同滿直を初めより對立せしめ、滿直卒するや滿貞をして足利持氏の勢力と對抗せしめ、關東には幕府の特に扶助せる大名山入・宇都宮・武田等をして持氏の勢力に反抗せしめたり。又伊勢には國司北畠氏に對して北伊勢に土岐氏を守護として置き、飛驒には國司姉小路氏に對し守護京極氏を配置し、加賀は兩分せしめて兩富樫氏を初めより守護に任命し、和泉には兩細川氏をして又共に守護たらしめ、近江には京極・六角の兩佐々木氏を對立せしめたり。安藝には武田氏と小早川氏とを互に守護として相競はしめ、九州にありては少貳氏の勢力に對抗して大内氏・大友氏を配して北九州に對立の形勢を作らしめたり。肥後には菊池氏と相良氏と對立して又迭に守護たらしめ薩隅には島津氏兩家分立せり。

かく地方に於ては毎に幕府が兩勢力の對立を企つるに努めたるは幕府が之を制御するに足るべき實力を缺きしを以て互に相制御し抗爭を續け取て幕府の力を加ふるの厄を免れんとしたりしが爲めなり。この政策は却つて功を奏し幕府は中央にては單一勢力に頼り比較的的地位安泰なるを得ると共に地方は兩者互に勢力を競ひ共に互角となれり。而して早く幕府の聲援を得し者勝を占むるの有様となり、幕府の威嚴はその間に行はれ得たりしなり。さればこの政策は微力なる幕府としては將た無事を毎に喜びし姑息なる幕府としては自己を勞せずして毎に威令

を行ひその勢力を支持せるなり。爲めに幕府の態度は地方に對し時の勢力に應じ號令二三に出づることあり。蓋しこれ幕府が實力なくして威嚴を支持せんとする上に於ては止むを得ざるなり。

この政策も義政の晩年迄は僅に之を支持したりしもその後には幕府自體中央に於て兩勢力對立するに及び、地方に對して統一的に兩勢力の對立を飽く迄進行することは行ひ得ずして自ら崩解するに至れり。されども地方にありては尙幕府の社會上の地位を過信し之を自己勢力の上に利用せんとし、對立せる勢力の一方に與して之と聲息を通じ却つて時代を混亂に導き戰國時代を早く出現せしめたり。

第五節 南朝の潛勢力

初め建武二年尊氏の新田義貞を追うて關東より上洛するや、大勢に考へ北條氏の遺策を踏襲して持明院統を奉ずるの策を樹てんとしたりしも、後伏見・花園の兩法皇及び光嚴上皇共に叡山に幸せられしを以て果さざりき。

太平記。 尋で尊氏が京都に破れ西走せんとし兵庫に到るや、赤松則村の策に従ひて朝敵たるの名を避け、天下の士心を收攬し大勢の挽回を策せんとし、尊氏は熊野山別當四郎法橋道有を京都に上せて光嚴院の院宣を請はしめたり。尋で尊氏が備後鞆津に到りしに三寶院賢俊は光嚴院の院宣を奉じて下着し尊氏に渡附せり。是に於てその將士は朝敵の名を脱するを得たるを喜ぶと共に尊氏は錦の御旗を揚ぐべしと諸國の武士に沙汰し大いに勢力を恢復し得たり。太平記 梅松論。 その後尊氏が更に九州より東上して京都に入らんとするや後醍醐天皇は叡山に行幸ありしも光嚴院及び豐仁親王は京都に駐まられしを以て尊氏は之を八幡に迎へ、尋で東寺に奉じて豐仁親王を位に即け奉

れり。これ光明院なり。かくて後に天皇は叡山より下りて花山院に幽せられ、やがて延元元年十二月二十一日潛かに遁れて吉野に行幸せられ吉野朝廷は創められたり。

爾來吉野を中心として南朝の軍各地に起りたれば足利氏はこれに對抗し幾多の苦戦を経たりしが、やがて天皇も崩御され後村上天皇の御代となりしも南朝の勢力は容易に衰へざりき。續いて長慶天皇・後龜山天皇の御代となり南風漸く競はざりき。されども足利氏に對しては確に恐るべき一敵國としての存在たりしなり。これ單に南朝が勢力ありしと云ふにはあらずして足利氏に對して不平を抱ける者は毎に南朝の勢力と合併して反抗したりしが爲めなり。即ち初めより尊氏を輔けて畫策せし直義の如きも尊氏の執事高師直等の勢力を得るに連れ互に嫉視するに及び之に對抗する爲めに南朝に降り、一旦尊氏と和せしも又不和となり關東に走るや尊氏又南朝に降り。足利直冬も亦長門・石見に據り尊氏に抗するや遙かに使を遣はして南朝に降り、山名時氏等も義詮に對してその戦功重く賞せられざるを怨み又伯耆に據りて背き、出雲・因幡を略し使を遣はし南朝に従へり。尙石塔頼房・吉良滿義等足利氏の重臣も直義の關係より南朝に歸順し直冬と共に京都に攻め入れり。かゝる形勢は中央のみならず九州に於ても、越後に於ても亦奥州に於ても同様なりき。要するに足利氏に對し不平なる者は毎に南朝に降り、尊氏の如きも權宜により南朝に一時降るの止むなきに至れり。この形勢は足利氏諸將に一の教訓を與へ大義名分を辨するの考よりは寧ろ不利なれば足利氏を威嚇する爲めに南朝に屬するの風をなし、足利氏も一方南朝に反抗せるを以て反覆常なき諸將を嚴罰に處するの策を強剛に執る能はず之を寬典に處するの止むなきに至れり。その結果は引いて室町時代に亂階を作る原因となれり。

足利氏は持明院統を奉ずるも南朝に對して常に脅威を感じたりしを以て大覺寺・持明院兩統の和睦は屢々計畫せられ北朝より提案せり。北朝は武家政治を冀望したりしも南朝は公家政治即ち王政を主張せられ大義名分を基とせられたる爲めに根本の主張相違し、和睦は常に成立せざりしなり。されど明德三年十月に兩朝の合一成り後龜山天皇は父子讓位の儀式を以て神器を後小松天皇に讓られ、皇位は爾後兩統迭立を約されぬ。この條件たりし兩統迭立と云ふ如きことは實際には幕府の勢力に壓せられて行はるべくもあらずしなり。爲めに合一後に於ても幕府は大覺寺統を憚りその興黨の興起を恐れ種々に畫策する所ありて大覺寺統皇胤の絶滅を策せり。かゝる次第なれば幕府は義滿以後と雖も大覺寺統に對しては志を安んずる能はざりしなり。従ひて大覺寺統の勢力、即ち南朝の潛勢力は毎にその畏怖する所となりしなり。

大覺寺統が合一以後に各地に兵を起し幕府に抗争されし事實に就きて考ふるに應永の亂には後村上天皇の皇子兵部卿師成親王の大内義弘の陣中に在はし、菊池肥前守・楠木氏の一族亦之に参加せり。又九州には征西將軍懐良親王の御子良成親王が後征西將軍として活躍せんとし、筑後矢部山中に在はして五條頼治に佐けられ九州再興を企てられ、菊池武朝・少貳貞頼・阿蘇惟武等奮起して足利氏の諸將と戦ひ、奥州にては田村莊司則義・新田義宗の子相模守義隆及び刑部少輔某等と白河に討入りし事實あり。又その後兩統迭立はれざる爲めに義持の時に至り後村上天皇の皇子説成親王(上野宮)は大和河上村に兵を起され、伊勢の北畠滿雅は後小松天皇について皇子稱光天皇即位せられしを怒りて兵を起し、姉小路尹綱は飛騨に亂を圖りたり。續いて義教の時に滿雅は稱光天皇の後に後花園天皇の即位を怒り小倉宮聖承王の嵯峨大覺寺より逃避せられしを奉じて兵を起せり。而して義教

と不和なりし弟義昭は大和に遁れ大覺寺統の根據地たりし吉野に身を寄せて伊勢の北畠顯雅を引きて援とし幕府に抗せり。この他楠木氏の一族、新田氏の餘族等機會ある毎に一族を率ゐて終始幕府に反抗せり。

これ等の事實に徴すれば大覺寺統の大和を中心として各地に有せし潛勢力は幕府に對する不斷の脅威となり幕府は安然として泰平をのみ望む能はずして此等に對する警戒と注意とを寛にする能はず、従ひてこの脅威は幕府施政の上に影響する所大なりしなり。爲めに幕府は部下に對し憚りて嚴重に所罰をなし得ざりしなり。これ大覺寺統との結託を恐れしが爲めなり。この形跡は確にその政策と施設の上に明かに認め得らるゝなり。

第六節 小勢力の團結

吉野時代からして地方に於て守護の勢力微弱なる場合にはその統御節制行届かざるを以て地方豪族は自衛上互に扶助する必要に驅られて一揆と稱する小團體の成立を餘儀なくせしめられたり。これ吉野時代の中比より特に著しく各地方にその出現を見るに至れり。この成立の要素は(一)守護勢力の比較的微弱と、(二)小大名の多く簇生せる地方、(三)血族的に聯合するか、歴史的關係より聯合するか、若しくは共同なる關係又は目的を有する爲めに結合せるものにして、その終局の目的は自衛に存せしものゝ如し。而して一揆の多かりしは九州・關東・奥州等の地方なりし點より考ふれば足利氏勢力の隆盛なりし近畿及び守護の勢力優越なりし地方にはその必要を見ざりしものゝ如し。

太平記に考ふるに關東上野・武蔵の間には吉野朝廷に屬せる坂東平氏の平一揆・弓一揆・鉞形一揆等あり。足

利氏に従ふものに平一揆・白旗一揆・花一揆・御所一揆・大旗一揆・小旗一揆・赤旗一揆・扇一揆等あり。又九州薩摩に島津氏の一揆、肥後阿蘇に公家方として左中將伊房等の一揆せるあり。而してこれ等一揆の名は吉野時代のみに留まらずして室町時代にも存し文書・記録等にその名を残せり。即ち奥州相馬に五郡一揆、關東には白旗一揆・平一揆・南一揆・北一揆・本一揆等存し、應永より永享・文明頃にその活動をなせること結城文書・相馬文書・武州文書・益田家什書・滿濟准后日記等に見えたり。

かく地方小大名が一揆するに及べる誓約書に就き考ふるに結城文書にある應永十一年七月のものは磐城・岩代の篠川滿祐・稻村行綱・東祐時・小峯滿政等二十氏が團狀誓書を出して一揆を約し、公私の事を互に合議し相扶助すべきを誓ひ、無理を唱へ正體なき沙汰を誡むべきを約し、又相馬文書には應永十七年二月磐城五郡に於ける相馬・岩城・好嶋・白土・標葉・楢葉等諸氏互に一揆して相扶助し、互に見繼がれ見繼ぐべきを約せり。この兩者共に當時篠川にありし足利滿貞に對し從屬する爲めにかゝる誓書を出せしものならん。又文明九年には石見の大名十六氏が大小の事互に扶助を約し水魚の思をなすべしと誓ひし團狀誓書益田家什書にあり。

これ等に據りて考ふるに一揆は互に同心協力して相扶助する必要がある爲めに成立せるものなると共に彼等の一揆せざるべからざる地方にのみ就き特に考ふればその地方の守護の勢力微弱なりし爲めに彼等をして一揆せざるべからざるに至らしめしにあらざると思はるゝなり。

尙室町時代に於ても義持・義教の時代に當り土一揆・徳政一揆・馬借一揆等あり。その後一向一揆等起ると雖も、これは既に説きし一揆とはその性質全く異なれり。その名は共に同じと雖も實質は大いに異なり、前者は小

大名の團結なれども後者は目的を共にせる土民の聯合にしてその一揆せる理由も自衛の性質なり。唯共同目的の爲めに集團をなせるに過ぎざるなり。

第七節 諸守護の配置

尊氏が幕府を創設するに當りては諸將の守護地に關しては天下統一の政策上顧る意を用ひたるの觀あり。これ又足利氏政策の一端が流露せるものなれば特に注意すべきことたり。

京都は室町幕府の所在地にして策源地なれば之を中心として大和の南朝餘勢の残存せるものあるに對抗し、諸大名と聲息を通じて呼應せり。而して中心地たる京都を守る必要上山城の守護は侍所の所職にありし者毎に之に任ぜらるゝの例となれり。これに續いて畠山氏は紀伊・河内を守護し、細川氏は和泉・攝津・丹波を守護し、一色氏は若狹に守護たり。これ等は共に足利氏の一族として幕府擁護の大任を帯びしを以て、かく山城の前後を守護せり。

關東は足利氏の根據地にして一朝京畿に勢を失はんか之に據るの政策を足利氏は初めより樹立したりしを以て幕府はその分身たる鎌倉府を置き直義・義詮・基氏等足利氏にとりて最も依頼すべき人、中心となるべき人物之に駐りしが終に基氏の子孫世々その主となり、武藏・上野・伊豆・上總は鎌倉府柱石の臣たる上杉氏一族相分れて世々之が守護となり、宇都宮氏の一族は下野に、千葉氏・結城氏は共に下總に、佐竹氏の一族と小田・江戸・大塚・煙田諸氏は常陸に守護たり。又甲斐には武田氏あり。奥州には初め足利氏の一族石堂義房ありて之を管せ

しが、尋で一族の畠山高國・國氏・國詮等世々探題となりて二本松に鎮し、又吉良貞家探題として四本松に鎮し、奥州を兩分して管せり。その後鎌倉府より足利滿貞を篠川に、同滿直を稻村に下して共に御所と稱し奥州を鎮せしめたり。

羽州にては足利氏一族斯波家兼が奥州探題となりし際大崎にあり、仍りて大崎氏を稱しその子孫羽州に世々探題となれり。これ即ち後の最上氏の祖なり。かく奥羽兩州には足利氏はその一族を配置し僻遠の地たるを以て之を管せしめ政務を托せるなり。而して關東と京畿とを聯絡する爲めに駿河に今川氏、遠江に吉良氏、三河に細川氏、尾張に斯波氏等を置けり。これ等要地には總べて一族のみを配置し、間に近江に兩佐々木氏京極、美濃に土岐氏、北伊勢に土岐世保氏、伊賀に一色氏を置き、南伊勢の北畠氏を抑へ、又信濃には小笠原氏を、飛騨に京極氏を配置せり。又北陸道は關東・奥羽との聯絡に必要なれば越後に足利氏の最も信頼せる上杉氏を守護とし、越前に斯波氏、能登・越中に畠山氏あり、共に足利氏の一族として北陸の咽喉を扼せり。その間に加賀に兩富樫氏あり。

山陰道にては足利氏一族の一色氏丹後に、山名氏但馬・因幡・伯耆に分れて守護たり。京極氏は出雲・隱岐に守護たり。山陽道にては播磨・美作・備前には足利氏の功臣赤松氏あり、備後に山名氏、備中に細川氏、安藝に武田氏、周防・長門に大内氏ありて各々守護たり。

九州は尊氏が再舉を圖りし地にして關東に次いで根據地たるべき地方なるを以て又探題を置けり。初め足利氏一族の一色範氏・仁木義良之に任じたりしが、後に今川貞世下りて肥前を根據として之を鎮し、尋で澁川氏世々

之に任ぜられたり。而して少貳氏は筑前に、澁川氏は肥前に、大友氏は豊後に、大内氏は豊前に、菊池氏は肥後に、伊東氏は日向に、島津氏は薩摩・大隅に守護たり。

四國は足利氏の一族として細川氏之を鎮し、一族阿波・讃岐・土佐・淡路に分れて守護となり、伊豫に河野氏舊族として之を守護せるのみなり。

之を要するに諸將配置の狀は足利氏は京都に次いで關東・九州を最も重要な地點と考へその一族及び重臣を之に任じて管領せしめ、他の東海・東山・北陸・南海にもその信賴せる者若しくは一族を配置し、京都の指揮に依り策應して起たしむるの策を定め、容易に命を奉ぜざる者及び反抗者を制御し得たりしなり。この配置を考へれば如何に足利氏がその各要地に重きを置けるやを察し得ると共に中央地方の各勢力相俟つて制御し得べき巧妙なる方策を採りしことを知るに足るべし。

第三章 室町幕府の組織

第一節 幕府の意義

尊氏が創立せる幕府にありては子孫相承けて征夷大將軍となりしが、孫義滿が居館を京都室町に設くるに及び之を室町幕府と云ふ。抑、幕府と云ふは史記索隱の註に「古者出征以幕布爲府署、故曰幕府」とあるを以て幕府なる詞の出典とす。即ち幕府は將軍出征中の在所を稱して呼べるものにして所謂動的の者なりしなり。而して我が國にてこの詞を吾妻鏡文治五年六月五日及び建久二年六月七日の條に用ひしと雖も吾妻鏡は後の追記に成ると史家の間に解さるれば之を以て全然その當時の詞とはなし難し。又三長記建久六年八月二十九日の條に「申刻許參幕府」とあり、これ明かに左近衛大將藤原良經の居館を指して幕府と呼べるものなり。されば近衛大將の居館を幕府と稱するは我が國に用ひし本來の意義なるべし。而して既に本義たる動的の意義を離れて全く靜的の意義に轉化せるなり。而して武家に於て之を用ふるに至りしは源賴朝が建久元年十一月二十四日に右近衛大將に任ぜられしが爲めなり。されども賴朝はその十二月三日に之を辭したれば、嚴密に云へば僅に十日間右近衛大將たりしを以てその間を限り賴朝の居館を幕府と呼び得たりしなり。されど實際に於ては賴朝が大將の職を辭したる後にも尙その居館を幕府と呼び賴朝の相續者の居館をも亦幕府と稱したればその意義は擴張せられて武將の

居館、若しくは役所をば一般に幕府と呼ぶに至れり。而して單にこれが稱呼のみに止まらずして實際に於て幕府が具體的にその意義を有するに至りしと認めらるゝ時期は果して孰れなるかと云ふに實に建久二年正月十五日頼朝が吉書始を行ひし時なるべし。この時に頼朝は始めて政所・問注所・侍所の三局を置き、その別當、若しくは執事を任命して執務せしめられたるなり。百葉是に於て幕府は事實に於ても將た形式の上に於ても具體的に成立し武家政治を行ふ中心となりたり。されば幕府は初めは大將家の家務を執る所なりしも頼朝が天下兵馬の權を掌握せしよりその事務を執行する所となり武家政治の中心となり王政復古せる明治維新前まで永く繼續せり。

第二節 中央政府

武家政治を創めたる源氏は頼朝以來三代にして滅び、北條氏幼主を將軍に戴き幕府を支持せしも政所・問注所・侍所の三局分立の制は依然之を踏襲せり。されど時代を経るに従ひて三局の執務上に自ら變化を生じ、且つ尊氏が幕府を鎌倉より京都に移せし爲め又大なる變化を職務分掌の上に與へたり。勿論その政務は専ら鎌倉時代に範を執りしと雖も時代の變化と所在地の移動とは職務分掌に轉化を與ふるは止むを得ざりしなるべし。その轉化の状態を次に説明しその次第を明かにせん。

尊氏は幕府を京都に置くと共にその政治は建武式目に「追武家全盛之跡、尤可被施善政」とある如くその準據すべき目的を定め政綱を確立せり。されば根本の政綱に於ては等しく武家政治として範を鎌倉時代に採りしと雖も執務の實質の上に於ては善政主義を採りたれば自ら相違する所ありたり。その行政組織の主なるものは中央にては上に將軍ありて庶政を總轄して萬機をその掌中に握り、下に管領（初めは執事）ありて將軍を輔け政務の局に當れり。而して諸大名の内より評定衆を置きて諮問機關とし、引付衆をして主なる訴訟を決せしめたり。侍所・問注所・政所の三局は鎌倉時代と同じく分立したりしもその權限は大いに縮小せられたり。他に諸奉行ありて鎌倉時代と同じく臨時の事務を執りたり。地方には關東管領・奥州探題・羽州探題（或は奥羽探題）・九州探題ありて各々その分國を監督せり。尙一層詳細に主要なる諸職の職務分掌を次に説明せん。

管領 尊氏の未だ勢力を有せざりし頃には上杉朝定・高師直執事と稱したりしが、朝定が戰死するに及び師直専ら事務を執りたり。されど觀應の變以後細川清氏・仁木頼章が之に代り、康安二年に斯波義將が執事となりてより自ら之を管領と呼べり。爾來斯波・細川・畠山の三氏迭々この職に任ぜられたり。武家名目抄 管領の職掌は鎌倉時代の執權と位置略、同じく、外に對して將軍の命を取次ぐ場合にその奉書に「依仰執達如件」若しくは「仍執達如件」との例文を終に載する點は同様なれど、その實權は大いに相違せり。これ執權は世襲的に北條氏が之に任じたりしに加へて歴代の將軍皆幼冲なりしを以て事實上天下の政權を掌握したりしも管領は世襲にあらずして世襲なる將軍を上を戴きたれば、その實權勢力は執權と比すべくもあざりしなり。されど幕府に於ては將軍輔佐としては職制上管領以上のものあざりしを以て大小の政務與り聞かざることなかりし爲めに他の諸職と比較すれば最も勢力を有したり。

評定衆 鎌倉時代には政所に屬したりしが室町時代にありては全く政所と分離し、獨立の幕府行政上の諮問機關たりしなり。而して山名・仁木・土岐・一色・赤松・吉良・大内等の國持大名の内より之を選任し、その外に

世襲として典故に精通せる中原・三善・二階堂・齋藤・波多野等諸氏を之に加へて任用せり。又國持大名の之に任ぜられしもの内より迭々頭人たらしめて他の評定衆の首班に立たしめたり。

引付衆 鎌倉時代には政所に屬したりしも室町時代には評定衆と同様に全く分離、評定衆を輔佐して訴訟を裁決せり。その職掌は所帯押領、遵行難澁、年貢抑留、本主對論、遺跡競望、下知違背、越境違亂、用水相論等の訴訟を決したり。されば司法行政は専ら引付衆に於て執行せり。その執行機關としては全國を地方に依りて三、若しくは五に分ち之を三方引付、若しくは五方引付と稱し各々式日を定めて執務せしめ、その首班を頭人と呼び之には細川・畠山・一色・吉良等足利氏一門の人を任ぜり。武政規範・庭訓往來。

侍所 平安時代の昔より攝家・清華の家に之を置きしかば頼朝も初めに和田義盛をその別當たらしめたり。室町時代には別當は無くして所司を置いて事務を執らしめたり。職掌は鎌倉時代と大差なく謀逆・夜討・強竊盜・山賊・海賊・殺害・刃傷・放火・路次狼藉を取締り、斬罪・絞罪・流刑・禁獄・着駄等を執行せり。されば警察行政に屬する取締と刑罰の執行とを所管とせるなり。その式日は普通は毎月上旬、中旬、下旬の三回に定めたりしも至急の際は必ずしもこの限りにあらず。初めは結城・今川等諸氏之に任ぜられしも後には山名・赤松・一色・京極の四家専ら之に任ぜらるゝこととなり、之を四職と呼べり。而して所司は洛中を取締るべき職なれば毎に山城守護に補せらるゝこととなり、必ず兩者を兼ねるに及べり。武政規範・武家名目抄。

問注所 鎌倉時代にては最も重き職掌にして政所の別廳として訴訟を掌る所なりしも室町時代にはその所職全く引付衆に移れり。爲めにその職掌は縮小せられて記録證券等を保管し、訴訟に關する證據書類の鑑定に任ずる

に過ぎざりしなり。その執事は鎌倉時代より引續き町野・太田等の法制に通ざる諸氏之に補せられたり。武政規範。

政所 頼朝の幕府設置の頃は政所下文にて政務を沙汰せる程に重要な所にして武家政治の中心となりしも室町時代ではその職掌大いに縮小せられて幕府料所の年貢、土倉・酒屋以下諸商賣の公役等を沙汰するに過ぎざりしなり。その式日は毎月三ヶ度、六の日に於て之を執行し、その執事は鎌倉時代には二階堂氏のみ之に補せられしが室町時代には初めは京極氏、尋で二階堂氏・伊勢氏之に任ぜられ終に伊勢氏の世襲となれり。武政規範・武家名目抄。

既に説きし諸機關の外に幕府に於ては特別の事并に臨時の事件に關して奉行を任命せり。その奉行には評定衆の事務を執る評定奉行、諸奉行の進退を定むる公人奉行、守護に關する事務を執る守護奉行、公事執行に當りその事務を諸廳に配附する諸賦奉行、奉行の越訴を勘考する越訴奉行、陪審判官とも云ふべき證人奉行、宅地道路等の事を管する地方奉行等各種各般に互りて諸奉行あり。元來奉行は臨時のものなりしもその所務に従ひ臨時にあらずして永續的のものとなりしもの少なからざりしなり。

第三節 地方行政機關

室町時代にありては政治の中心が既に鎌倉より遷りて京都にありたれば鎌倉時代と異なり、地方行政機關も亦自ら趣を異にせり。鎌倉時代には京都に南北兩六波羅ありて近畿及び關西の兵政を管し、九州・長門には探題を置き、奥州には總奉行を置いて各々その地方の兵政を督せしめしも、これ等の諸職任免の權は一に幕府にありたり。然るに室町時代にては鎌倉には管領を置き、一族の最も親しき者を之に任じ九州・奥州・羽州には探題を置

き、その部下の適材を選んで之に任じ又交代せしめたり。而して各地方には守護・地頭ありて警察事務と吏務職とを行へり。その詳細は次に之を説かんとす。

關東管領 關東管領は鎌倉にありて關左の地伊豆・相模・安房・上總・下總・武藏・上野・下野・常陸・甲斐の十ヶ國を鎮せり。初め尊氏關東に據りて起ち西上せり。而して上國に破るれば之を根據とし退きて守らんとし弟直義及び長子義詮をして相續いでこの地に鎮せしめたり。次いで義詮上洛するに及びその弟基氏をしてこの地に鎮せしめたり。義詮不肖なれば萬一京都に破るゝも基氏が鎌倉にあれば足利氏の勢力は支持し得べしと信じたりと難太平記にあれば基氏の鎌倉に駐れるは深き意義存在し、幕府としては最も重要な行政区劃たりしなり。而して基氏をば初めは管領と稱したりしが時を経るに従ひ僧義堂周信の如きはその空華日工集延文三年の條にその治所を關東幕府と呼ぶに至れり。これ政治上の意味より呼びしにあらすして基氏が血統上將軍の實弟にして關東の武權を有せしが爲めなり。又基氏左兵衛督たりしを以て僧侶の語録類には之を左武衛將軍と稱し、又關東都元帥とも呼べり。而して普通には將軍を公方と稱せし慣例より引いて主帥をば公方と呼べり。即ち鶴岡事書案永徳二年三月の條に見ゆるものはその古きものならん。これ基氏の子氏滿を稱して云へるものなれども爾來その子孫を皆公方と稱せり。而して鎌倉府の行政組織の如きも全く幕府と同様なり。唯その行政の地理的範圍狭きだけにその職制も幕府のそれと比し規模小なるのみなり。即ち幕府と同じく執事を管領と稱し、諮詢府には評定衆ありて上杉氏・佐竹氏・桃井氏・宇都宮氏等之に任ぜられ、政務の典故に諳練せる二階堂・齋藤・波多野・三善・中原等の諸氏亦併せて之に任用せられたり。又引付衆も幕府のそれと同じく管内の訴訟を掌り、その典故に通じ

たる長井・二階堂等の諸氏之に任ぜられ、その首班たるべき頭人は大名の中より之を兼攝せしめたり。又侍所は鎌倉の市街を巡邏して刑罰の執行を掌りしが、千葉氏世々多く之に任ぜられぬ。政所・問注所は専ら財務を掌り事務に通ぜし町野・太田・二階堂・三善氏等世襲としてこれ等に任ぜられたり。この他幕府と同じく多くの奉行あり、初めは臨時の職なりしが中には永久的となりしものもあり。その奉行には越訴奉行・評定奉行・御所奉行・陣奉行・社家奉行・鶴岡總奉行・禪律奉行・箱根奉行・造營奉行・御的奉行・飯奉行等あり。

奥州探題 奥州探題は陸奥に於ける兵馬錢糧等の庶政を掌り。初め鎌倉時代に陸奥總奉行を置き、この地方を管し葛西・伊澤二氏を以て世職とせり。かく既に一行政区劃を作りしを以て室町時代にも特別の行政廳を置きたりしなり。尊氏は石堂義房を鎮將として派したりしが、既に北畠顯家が陸奥守としてこの地方にありたればその所務は容易ならざりしなり。その後義房は罷め畠山國氏が二本松に、吉良貞家が四本松にありて之に任ぜられしが、分派。白河結城文書によれば結城親朝は奥州諸郡檢斷奉行に貞和二年に命ぜられたり。これ幕府に於ける侍所と同様にして山海の二賊・田園侵掠・鬪争・剽殺を檢斷せるものならん。かくして畠山・吉良二家對立せるが觀應二年に國氏が貞家の爲めに殺され、その子國詮が襲職し、幾もなくして貞家歿し、その子滿家が之に代れり。既にして國詮・滿家共に罷め、斯波家兼・上杉憲英の二氏並び立ちて探題たり。家兼は大崎氏を稱してその子直持に至り、憲英はその子憲光に傳へしがやがて直持専ら事を執りて兩勢力は大崎氏に歸一せり。

幕府は初めは吉良・畠山二氏の勢力に依頼し奥州を鎮せしが二氏衰へて斯波・上杉二氏代りしも伊達・結城・二階堂等の諸氏を鎮する能はざりしを以て應永六年に足利滿兼は父氏滿の遺策を奉じて弟滿貞を岩代安積郡篠川

に下し、又弟満直を岩瀬郡稻村に下らしめて共に協力して奥州を鎮せしめたり。二階堂・結城等の諸氏は之を奉じこの地方平靜なりしがその後満直は鎌倉に、満貞は岩代に卒せし後は探題の名は大崎氏・伊達氏等に存せしも實力實権はなかりしなり。

又奥州探題と同じく羽州探題あり。大崎波家兼次子兼頼をして羽州を鎮せしむ。最上郡府中山形に在りしを以て最上氏と稱しこの地方の雄たり。これ等奥州探題と云ひ羽州探題と云ひ皆關東管領と相俟つて不逞の徒を制せしかば、幕府の命令は能く東北僻陬の地に及びたりしなり。

九州探題 尊氏が京都に破れて九州に走るや再舉して勢を得て東上せり。されば九州は關東に次いで足利氏の根據とすべき地たりしなり。従ひて尊氏・義詮相承けてこの地方を重要な行政区劃の一とせり。尊氏が東上するに當り一色範氏・仁木義長を留めて九州探題とし、この地方を鎮せしめしが菊池・阿蘇等の官方諸氏勢力を有せし爲めに容易に勝つ能はず、爲めに義長先づ罷め、尋で範氏も職をその子直氏に讓れり。直氏は延文三年菊池武光と戦ひて大いに敗れ京都に歸れり。仍りて幕府は斯波氏經をして代りて九州に下らしめたり。氏經は征西將軍の軍と屢々戦ひしも功を奏する能はずして罷め歸りぬ。是に於て貞治六年に今川貞世が之に代り大いに九州蕩平の策を樹て諸氏をしてその命を承服せしむ。尋で應永三年に貞世が讒に遭うて罷めらるゝや澁川滿頼が之に任ぜられて肥前綾部に鎮せり。爾來その子孫義俊・教直・尹繁等相嗣いで探題となりしも勢振はず、又九州全部を鎮する能はずして僅に肥前に留まりしに過ぎざりき。而して大内・大友等の強族は探題を凌ぎて勢を有し、後には大友氏自ら九州探題と稱せり。尙探題府の執務權能は研究を重ねるにあらざれば之を明かにし難し。

足利氏は武門武士の援助によりて成功せるが、武門武士の主なるものは諸國の守護たりしなり。されば足利氏は守護の力により成功せりと云ふを得べし。かゝる次第なれば守護は動もすれば恃む所ありて幕府の命を奉ぜず横暴なること多かりしなり。之を制御するは幕府の最も關心せる所なり。而して守護の任命は一に幕府之を掌りしがその任命は武家政治としては最も重要な事たりしなり。その任命は父祖の相續に依る場合は至つて容易なりしと雖も罪跡により一旦守護職を沒收されし場合には評定衆に諮詢して次に次の守護を任命せり。又關東・九州にありては鎌倉府、若しくは九州探題の執進を要せり。抑、守護の本義は治國安民にありて徳ある者は之に任ぜられ國に益なきものは改めらるべき筈なり。されども守護はその功に誇り、さしたる理由もなくして譜第の職と稱し、寺社本所領を妨し、所々の地頭職を管領して之をその配下の士に預け置き、若しくは家人に充て行へり。爲めに本主より告發され幕府より引付の奉書を受くるも請文を出さず累月に互りて催促を蒙ること多し。之を取締る爲めに幕府が屢々沙汰する所ありたるは建武式目に徴して明かなり。幕府の沙汰は屢々出されしも容易に行はれず、守護は自ら勢に募りて横暴をなし、本所寺社領を管領し、本家・領家の下知遵行を妨げ、莊園の地頭をして國司・領家の年貢を納めしむと稱し、佛神用の催促と號して使者を莊園に入部せしめ民屋を追捕し、兵糧米と號して土民の財産を取り、自己の所課を以て地頭・御家人に課し、又新關を設け津料と號して山手・河手を取り旅人の煩をなせり。幕府は之を嚴禁し敢て犯す者は守護を改易せんとせり。かく守護を取締りしも幕府の威令行はるゝ時は能く守護をしてその命に承服せしめしと雖も威權衰へ援を守護に仰ぐに至りてはその命令行はるべくもあらずして守護はその一國の政治を私し、所定の大犯三ヶ條を越えて吏務職を行ひ他の莊園を

ば押領兼併するに至れり。

地頭 地頭職は莊園にありて租税課役を徴收し定額を本所・領家に收め、大番役を勤め管内の盜賊兇徒を守護に交付するにあり。然るに時を経るに従ひ本務を越えて守護と結託するか、若しくは守護の職を行ひ、時に或は所在の匪徒と交通し連絡して非行をなす者ありしかば幕府は屢々之を改補せり。その莊園の寺社若しくは公家の領地なる場合には改補は必ず奏聞して之をなすべきものたるべきことは建武式目に之を規定せり。されど地頭はその所職を勤めざるもの多くなり徒らに徴税をなして之を領し、之をその子弟に譲り甚しきは抵當とし賣買をなし、轉々して他人の手に委し從來各地に存せし歴史的關係を全く没却し、所職は一の權利の如く取扱はるゝに至り、地方大名の出現を餘儀なくせしめたり。

要するに室町幕府には上に將軍ありて諸職之を助けて中央政府を支持し、地方には關東・奥州・九州に幕府の分身ありて六十餘州を統轄せり。各行政機關の下に守護・地頭ありて地方に割據し、その管轄者の命令を奉じて行政の事に當り、政治を支障なからしめ圓滑に執行せしめたり。

第四章 統一完成

尊氏・義詮の時代にありては南朝の勢力強盛にして吉野を中心として九州・奥羽・關東・中國・四國・北陸等に大覺寺統なる後醍醐天皇の御系統を引かるゝ皇子方及び建武以來南朝に忠節を勵みし諸將并にその子孫屢々起り、幕府に對して不平を抱ける諸氏も亦之に結託し時に優勢となりて足利氏を脅したりしを以て全國統一と云ふことは思ひも寄らざりしが義滿の時代となり細川頼之の輔導宜しきを得て、能く諸將を指揮したりしかば南朝に屬せし人々も漸く少くなると共に南朝の勢力も往日の勢なく日に凋落せり。尋で義滿は政を親ら執るに及んで統一を完成し得て天下太平・四海靜謐の理想を實現するを得たり。これ全く義滿の人物の偉大なりしと云ふにはあざれども、時勢の進轉に連れ、國民が亂を厭ふの念熾盛なりしと、足利氏の勢力日に優越となりし爲めなり。次に義滿が統一をなすに至りし順序を説きその之をなし得たるは亂を厭ふ國民的自覺にありし状態を説かんとす。

第一節 吉野朝廷の讓歩

南北兩朝合一の計畫は屢々行はれたりしと雖も未だ時期到らずして實現するに及ばざりき。これ相互の主張に懸隔ありて一致せざると機運の熟せざりしが爲めなり。今その計畫の行はれし順序を考へんに初め正平三年四條

駿合戦に北朝側の主將高師直等大いに捷ち吉野に逼らんとするや、大和西大寺の僧及び夢窓疎石等は兩朝を和睦せしめんと斡旋せるも成立せず。尋で五年に直義が尊氏と不和となり南朝に降り、やがて和睦を取計はんとし吉野の楠木正儀と圖りて遂行せんとせるも亦成らず。然るに直義は京都に駐る能はずして關東に下るに及び尊氏は之を征せんとし、南朝に降るにあらざれば京都を威嚇せらるべしと考へ急に降伏することとなり赤松則祐を使として之を請はしめたり。その條件は元弘一統の昔に返すと云ふことにありしを以て南朝にては之を嘉納あらせられ天下一旦統一せり。これ六年十月の事なり。圓太曆 太平記。されど之も翌年三月に義詮の抗争に依りて破れ、爾來南風競はざるに比して足利氏の勢力は盛なりしかばこの機に乗じて義詮は天下統一の策を實現せんとし、二十二年十一月に佐々木道譽を吉野に遣はして和睦を圖らしめしに、二十三年に中納言葉室光資勅使として吉野より上洛し義詮と會見し交渉せるも、その論旨に義詮來降の禮を要請するの條件ありたれば又行はれざりき。要するに和睦に關しては毎に足利氏より申出せしものにして南朝は大義名分の上より之に臨まれたり。而して足利氏は勢力を恃み實利に基礎を置きて交渉せんとせるを以て相互に主張の根柢異なれば實現するに至らざりしなり。然るに義滿の代となりて早く天下を一統なましめんとせる爲めに和睦を望みしを以て頼之は僧忠雲をして和睦を請はしめしも成立せざりき。その後南朝は衰ふるのみなりしに元中九年に南朝の讓歩によりて和睦は容易に成立し、兩朝の合一成り天下初めて統一し、義滿はやがてこの氣運に乗じて之を全國に及ぼし統一を完成するに至れり。兩朝の合一に就きてはその條件は南方紀傳及び合一後の形勢等に考へ多少想像し得られざるにあらざりしもの確に定むべき記録文書等得られざるを以て詳かならざりしに、三浦周行博士近衛家の記録の中より之に關するも

のを獲て史林七卷一號に發表し之を明かにするを得たり。その條件は義滿より吉野朝廷にある阿野實爲に送りし書狀にあり。その文に

御合體事、連々以(吉田)兼熙申合候之處、入眼之餘珍重候、三種神器可有歸座之上者、可爲御讓國之儀式之旨得三其意一候、自今以後兩朝御流相代々御讓位令治定一候畢、就中諸國々衛悉皆可爲御計一候、於長講堂領一者、諸國分一圓可爲持明院殿御進止一候とあり、即ち

一、三種神器歸座する上は御讓國の儀式たるべきこと。

二、大覺寺・持明院兩統皇位迭立のこと。

三、大覺寺統は諸國々衛領を悉皆領せらるべきこと。

四、持明院統は長講堂領を一圓進止せらるべきこと。

と云ふにありて後龜山天皇も之を御許容ありて歸洛せらるることとなれり。天皇が從來の御主張たりし武家降参の形式を棄て、この條件を容易に御納受あらせられしは深き思召のありて存する所なり。天皇は後醍醐天皇の御遺詔たる逆賊を平け四海を安定する能はざるを軫念あらせられし叡慮を承け繼がれ持明院統と對抗し武家と争ひたまひしも、これが爲めに長い間人民塗炭に苦しむを憐まれ之を除去せんと御思召し、御一身の安否は省みらるるの暇なく和睦を聽されしことは吉田日次記應永九年三月二十日の條に見えたり。かくて合一の議成りしを以て天皇は三種神器を奉じ、關白二條師嗣以下群臣を従へさせられ南薰堂々吉野を出で奈良を経て歸洛され嵯峨大覺

寺に入られたり。而して權大納言萬里小路嗣房等は神器を大覺寺に迎へて之を土御門殿に奉安し、御讓國の儀式行はれ後小松天皇に授け奉り。是に於て天下歸一し後龜山天皇の御思召は實現し天下は安靜となり民衆は戰禍より免るゝを得たりしなり。

合一は義滿が一時を糊塗する爲めに條件を提出したりしものなれば之を實現するの誠意なかりしなり。されど後龜山上皇は民衆の難苦を救済あらせらるゝと云ふ尊き教慮に基き上洛したまひたれば上皇としては義滿に欺かれたまへる不誠意は之を喜ばれざるも天下歸一し安靜となり國民救済せられたればその基礎たるべき御思召は確に實現せるなり。而して初めの約束の如く神器御授與が父子御讓國の儀なれば上皇は天皇の御父たるべき筈なり。従ひて太上天皇の尊號宣下あるべきに神器は既に後小松天皇に傳へられしと雖も上皇には何等尊號の御沙汰なし。これ後小松天皇としては上皇の皇位に在はせしことを御確認なきが爲めなりと傳へらる。即ち持明院統は、大覺寺統の帝位を認めざるが故なり。且つ一條經嗣の日記荒曆によれば上皇は大覺寺に入御ありても義滿は敢て拜趨せざりき。而して天龍寺に移御ありしに御歸洛後滿二年を経たる應永元年二月に義滿は天龍寺に祇候せり。これを以て上皇に拜謁せる最初とせり。而して義滿は上皇に尊號を上らんことを議せるに公卿は「非_レ登極帝_ニ先稱_ニ太上天皇_ニ事、無_ニ先規_一」と論じて容易に決せざりしが、終に次の詔書に據りて尊號を上れり。

視_ニ庶民之難苦_一、化_ニ被南國_一、文武之道并昌、駕來_ニ上都_一、天人之心交應、和輯之世誰不_ニ歡娛_一、仍雖_レ無_ニ準的之舊蹤_一、特垂_ニ敬禮之新制_一

と書かれ、御歸洛を御慶賀申上げて先例なしと雖も特に尊敬し奉りて太上天皇の尊號を上りたり。尊號すら既に此の如し。況んやその他の條件をや。皇位迭立の條件に従へば義滿は皇太子を大覺寺統より迎へ奉るべきに之もなさず、勿論持明院統よりも未だ迎ふることをなさざりしなり。而して國術領を上ることに就きては紀伊・若狭兩國の國術領に關しては後龜山上皇の院宣現存せり。されば兩國の國術領は大覺寺統にて領せられしも諸國々術領を悉皆領せられしことは無かりしなり。唯大覺寺統の根據地たりし伊勢・河内等の國術領は従前の如く領せられしならん。又上皇としての御料所は敢て上らざりしも義滿はこの後天龍寺の仙洞御所には屢々參殿して進獻する所ありしことは吉田日文記にあれば供御は御不足はなかりしなり。又三寶院の准后滿濟が上皇と義滿との關係をその日記の中に「於_ニ鹿苑院殿_一別而無_ニ御等閑儀_一被_レ申_ニ扶持_一申畢」とあれば御扶持申上げしことはありしなり。かくして合一に就きて大覺寺統の御主張は全く無視せられ、唯足利氏統一政策の犠牲となりて結末を告げたり。されど大和には尙足利氏に服するを喜ばざりし四條資行・日野邦氏・中國宗頼等の公家の流を汲む人々あり。武士にも越智通頼・楠木正秀・和田正高・橋本兵庫助・三輪左衛門尉等不平の徒あることは忘る能はざることたり。十津川記。その他攝津・河内及び九州・關東等に足利氏に對して嫌焉たるもの多かりしなり。

第二節 征西府の衰亡

第一 征西將軍宮の末路

九州にては後醍醐天皇の皇子懷良親王は征西將軍宮と稱せられ薩摩を服して肥後に入り菊池を根據とし、九州の官方の軍を率ゐて筑後を徇べ、肥前・豊後を平定せられたり。是に於て九州探題一色範氏は長門に没落し、將

軍宮は將に東上して吉野を援助せられんと御企ありき。圖太 爾來博多をその根據地に定められ探題斯波氏經を追うて東歸せしめ、次の探題澁川義行もその勢に壓せられて手を下す能はざりき。仍りて幕府は建徳二年に今川了俊世貞を探題として下向せしめたり。了俊はその子義範貞をして豊後より大友氏の兵を率ゐて進ましめ、弟仲秋をして肥前の諸氏を率ゐて東進せしめ、自ら豊前門司より本街道を進み各方面一齊に進撃したりしを以て、豊前・豊後・筑前・肥前・薩摩は大略その勢力下に置き肥後に進むを得たり。これが爲めに將軍宮は博多より肥後菊池に退かれ、菊池氏の一族及び阿蘇惟武等無二の官軍を率ゐて筑後高良山に陣して了俊の軍に當られたり。されど筑後河の戦に敗れて菊池の隈府城に退却せられたり。その後天授元年八月水島陣の變ありて少貳冬資が了俊に殺されしを怒り島津氏等反抗して一時將軍宮に從ひしも、やがて了俊は復勢を復し南軍振はずして日に追撃を蒙り、隈府城も六年六月二十三日に陥り、將軍宮の後繼者たる良成親王後村上天の御居城染土城も陥りたれば、良成親王は一時今の熊本の西北金峰山の北端嶽の地に移られたり。而して後に宇土城に入り宇土氏・河尻氏等に扶助されたまへり。もとより父祖以來忠勤を勵みし菊池武朝等の一族は之に從ひしに八代にある名和氏、球磨にある相良氏等將軍宮に武朝を讒し官方の勢力瓜分せんとせり。時に前征西將軍宮懷良親王は菊池陥落前三年に職を良成親王に譲られ筑後五條頼治に頼り矢部山中に退きたまへり。仍りて讒訴は前宮の許にも達せり。是に於て將軍宮は之を連りに辯疏されしが前宮は深く將軍宮を諷され、將軍宮よりは御兄後龜山天皇にも上申され、天皇よりも前宮に謝せらるゝ所ありて將軍宮をも戒められしも前宮は尙意解けたまはざりき。尋で前宮は弘和二年秋より病にかゝられ三年三月二十七日薨去せられたり。豊後萬壽寺過去帳・河野家譜・五條文書・征西將軍宮譜 されば朝廷にても真相を明かにせ

んとし勅使を遣はして將軍宮に尋問せられしかば、武朝は同じ運命の下にありし葉室親善と共に長文の申狀を上れり。その文群書類從に收められて世に流布せり。かく征西府にも内訌ありたるに加へて外敵了俊の勢力は日に加はりしかば、その壓迫を受け九州の官軍は全く振はざりき。菊池武朝申狀・葉室親善申狀。この間にありて官軍として尙活動せるは筑後の五條氏と肥後の阿蘇惟政及び球磨の相良前頼、八代の名和顯興・河尻・宇土等の諸氏に過ぎざりき。而して了俊は決して急激に南進せず唯官軍の勢力日に凋落するを待ちたりしが前頼の加きは早くも志を變じて毫も活動せずして形勢を傍觀せり。かくて官軍の勢力衰へるを察し元中七年に了俊はその子貞臣をして九月に河尻・宇土兩城を陥らしめ進んで八代に迫らしめたり。將軍宮は武朝等と宇土落城と共に八代に入られしが貞臣は勢に乗じて八年三月諸城を下し、顯興の杭瀬の館を攻めその屬城を下したりしを以て將軍宮及び顯興等は勢窮し今川氏と和睦せらるゝの止むなきに至り、貞臣は肥後南部を平定し九月に隈本に還れり。かくして征西府は吉野に於て兩朝合一行はるゝに先だち一旦解崩せり。深州記録證文・五條文書・阿蘇文書・薩摩舊記・顯興氏正統系圖

矢部にては頼治尙征西府の爲めに孤忠を守りたれば了俊は肥後南部に捷ちたる餘勢を以て五條氏を滅ぼさんとし、八年十月に筑後の守護大友親世の遺はしたるその一族大友親氏・守護代如法寺氏信等と筑後・豊後の兵を率ゐて矢部に迫れり。矢部の地は矢部川の上流にして山間の溪谷に長く互りて矢部・津江の要害を根據とし、四周は肥後・筑後・豊後三國の連山に圍まれて容易に外界より侵入し難き地域なり。親氏等は地勢に鑑みて軍を二分し大手は十月七日筑後河に沿うて上り牧口に陣し、搦手は津江・大野より打入れり。頼治はその部下の兵に津江の者を加へて防戦せしめしに日ならずして搦手の軍は退却せり。大手の軍は牧口より泉山に押寄せしかば五條氏

地下の鞏防戦せしに加へて頼治の與黨黒木定善の子四郎後攻として來り授け、大友氏の軍を黒木・赤坂に退けり。然るに矢部の城中に志を大友氏の軍に通ずるものありしを以て十一日には大友氏の軍は城中の要所に打入りしも、豫てかゝる不虞に備ふるの用意ありし爲めに難なく敵を追ひ退けぬ。かくて大友氏の軍も空しく對陣せるも十一月には終に退却するに至れり。かくて矢部は僅に安全なりし爲めに將軍宮はこの地に移られたり。五條文治申 將軍宮は官軍の頽勢を恢復したまふこと能はずして矢部山中に在はせしに吉野に於て兩朝合一の計畫が遂行され、諸國にある官軍は今更ながら之を遺憾とし、將軍宮も微力ながら征西府を再興したまはんとして畫策され、十年二月阿蘇惟政に令旨を賜ひ九州再興のことを依託され、義兵を起さんことを説かれ、豊後・日向の守護職并に肥後八代莊・河尻一跡・三船一跡・海東一跡・豊田莊等を知行せしむべしと沙汰せられたり。阿蘇文書 されど阿蘇氏獨り起たんとするも大勢は既に去りたれば又如何ともなす能はざりしかば再起の機を得ざりき。かくて將軍宮は唯頼治を依頼さるゝのみなりしが十一年(應永元年)に頼治の子に良量の名を與へられ、筑前下津郡阿蘇一族等の跡を賜ひ、五條氏をして更に忠勳を擢んでしめたまへり。五條文書 尙この後大友氏の兵は依然として矢部に迫りしも頼治は能く之を防ぎ、計策を廻して粉骨を盡し容易に之を打ち退けたり。仍りて將軍宮も御自筆の感狀を賜ひて頼治の軍功を深く賞せられたり。而して當時將軍宮が矢部大袖に居たまひ改元ありし應永の年號を用ひずして元中十二年十月廿日と書き依然元中の年號をその僥用ひたまへることはこの感狀に據りて知らる。以て將軍宮が兩朝の合一を喜ばせたまはざる御氣概をも察し奉るを得べし。而して將軍宮の御督勵に基きしや否や明かならざるも嚮に八代より隈府に還りし菊池武朝は速りに官軍の恢復を圖りしかば大友親世は十一年に隈府城を

攻めしも之を陥る能はざりき。この事薩藩舊記及び北肥戰志に見えたり。

此の如く九州に於ける官軍は全く勢を失へるも五條氏・菊池氏等は能く父祖以來の志を繼承し、足利氏の命を奉ぜる大友氏等に抗争したりしが、將軍宮も幾もなく矢部の奥にて薨去したまひ僅に今日は御靈會と稱する御遺跡を偲ぶに足る字地存するのみとなれり。されど將軍宮が後醍醐天皇以來御傳承ありし御志を困苦艱難の間に克く御支持あらせられて足利氏の勢力に反抗されし御勳績は永く没する能はざるなり。

第二 薩隅の形勢

九州にては少貳氏が肥・筑の間に勢力を有すると共に大友氏は豊後に、南部薩・隅の地には島津氏ありしがこれ等を九州の三大族と稱せり。少貳・大友兩氏は征西府に初めより従はざりしが島津氏の去就は毎に鮮明を闕けり。島津氏はその系圖に祖先忠久は源頼朝の落胤と稱せられ血統は源氏の流を汲めども本姓は惟宗氏たることは島津家古文書に據りて明かなり。これ惟宗氏が近衛家の家領たる島津莊の莊官たりし爲めに島津を氏としたるなり。島津莊は薩摩・大隅・日向の三國に互る廣大なる地域たり。薩藩舊記 その子孫永く島津莊の代官を傳承し、薩・隅・日の地に土着して勢力を有せり。吉野時代の頃その一門數家に分れたり。而してその主なる者は忠久の曾孫貞久の子たる師久・氏久の兩系統なり。初めは一族共に征西府に屬したりしが了俊下向するに及びて之に従へり。されど水島陣より背反したりしを以て了俊は天授二年五月弟なる今川滿範を遣はして之を撃たしむ。是に於て幕府は氏久の薩摩守護職を、師久の子伊久の大隅守護職を奪ひて之を了俊に與へしかば薩・隅の諸氏は多く志を了俊に寄せて滿範に従へり。かくて滿範は肥後人吉より進んで日向都城を攻め兵を進めその根據地薩摩の志布志に逼

らんとせり。因りて氏久・伊久共に和を満範に求め僅に難を免れたり。時に弘和元年なり。島津國史。而して肥後の相良前頼は征西將軍宮に志を致すに及び、氏久・伊久を誘うて又密かに征西府に款を納れしめぬ。かくて氏久は元中四年に歿したりしが、その子元久は伊久と共にその態度を明かにせず、征西府の爲めにも活動せず、さりとて今川氏にも屬せざりしかば了俊は薩・隅の地頭御家人に命じて幕府の爲めに奮闘するを命ぜり。薩藩舊記。かく薩・隅の諸氏を勵ますと共に了俊はその四子貞兼をして日向より入りて之に逼らしめたり。而して幕府は應永元年八月十二日薩・隅の諸氏に元久・伊久を討伐せしめたり。これより島津氏と諸氏との間に争闘繼續せる際に了俊は歸東するの止むなきに至れり。この後島津氏は幕府に従ひしが一族の間尙不和繼續し、元久は伊久と争ひしが十一年六月幕府は御教書を下し元久等を和解せしめ元久を日向・大隅の守護職とせり。薩藩舊記。

第三 今川了俊の歸東

了俊の絶えざる努力により九州の軍事略、緒に就き征西府の勢力は肥後の一部及び筑後の矢部のみ存し、薩・隅の地は聊か内紛に依りて動搖するのみとなりて九州の地概ね幕府の命を奉ずるに至れり。是に於て幕府は了俊の申請に依りて九州諸將の恩賞を申し行はんとし沙汰する所ありたり。乃ち

- 一、九州に於ける地頭・御家人・諸侍等の安堵の恩賞は京都に注進せずして探題に於て沙汰すべし。
- 二、感狀は探題よりの注進に任せ將軍より沙汰すべし。
- 三、島津兩家の本領大隅・薩摩の守護職及び關所以下は恩賞として探題に給す。
- 四、九州に於ける有功の士三十餘人を小番の衆と定む。薩藩舊記。

この沙汰によれば安堵の恩賞は了俊の沙汰する所にして大隅・薩摩の守護職及び關所地以下は恩賞として了俊の受くる所となり、島津氏は永く世襲し來れる守護職等を全く失ふこととなれり。されば了俊に對して甚だ不平を抱くべき筈なり。かく島津氏が不平なると共に大友氏は了俊を喜ばず、少貳氏は全く之を敵とせり。元來九州は少貳・大友・島津三氏の管掌に委せし程の地なるに、かく三氏共に了俊に反對するに及び、大内義弘も亦了俊排斥を企てたりしを以て了俊はその地位に安んずる能はざるに至るは當然の事たり。而して了俊自身は斯る形勢の下に自己が立てるを知らず幕府の命令も了俊の計畫と往々背馳する所ありしを以て一度上洛して十分に辯明し將來の策を樹てんとし應永二年二月上洛せり。定めし九州に於て偉功を樹てたれば幕府の恩賞莫大なるべしと思惟して上洛せるに、幕府にては更に恩賞の沙汰もなく義滿も慰勞もせず、九州の施政に就き毫も問ふ所もなく、さればとて再び下向をも命ずる模様なし。既に九州下向以來永く惡戦苦闘し幕府の統一策に貢獻せし了俊としては頗る不審に思ひしなり。仍りて早く下向し再び施設する所あらんとせるに幕府は翌三年四月に澁川滿頼を探題に任じ了俊は罷められたれば大なる不満を抱きてその領國遠江に還ることとなれり。

了俊が探題を罷められ滿頼が新に任命さるゝに至るには深き事情存在せり。勿論これ大友氏に喜ばれず少貳・島津兩氏を敵とし大内氏に排斥せられしに依ると雖もその間伏在せる幾多の事情あり。その事情は九州と京都との兩方面に存在せるを以て之を各別に説明せんとなす。

一、九州の形勢

A. 九州に於ては了俊赴任以來二十餘年の久しき間征戰に努力したれば幕府の勢力は擴張し統一策は實現さる

るに至りしを以てその勢力一に了俊に歸せり。而して從來探題の執事として勢力を振ひし大友親世の如きは全く勢力を失墜し、且つ攻城野戦に努めし一族も了俊の推舉を得ずして行賞豫期の如くならざりしを以て頗る不平なり。従ひて了俊を除かばその勢力を再び恢復し得べしと信じ、親世は先づ上洛して了俊排斥運動を幕府になせり。されば了俊の述懐を書き上げし難太平記の中にも了俊上洛し親世も亦京都にありしも、了俊の恩を負ひながら一度も了俊に禮せざりしと説けるに徴するも親世との關係は知るを得べし。

B. 了俊の施設上最も錯誤を生ぜしは水島陣に於ける少貳冬資の刺殺なり。此に據りて島津氏を離反せしめ、大友氏をして疑懼の念を懐かしめたり。但しこれ了俊としては九州平定を急ぐ方策としては止むを得ざりしことならんも、これが爲めに人心を失ひ、大いに平定を困難ならしめたり。而して島津伊久は了俊に離反せるを以て今川貞兼を將とし島津氏に背反せる諸氏を援けて之を攻めたれば深く了俊に含み降伏すべくもあらず。且つ了俊既に大隅・薩摩の守護職となりたれば益々怨恨を島津氏に買へり。然るに今や了俊上洛したれば島津氏は強く之を喜び少貳氏・菊池氏が了俊の不在に乗じて兵を筑前に動かさんとするを機とし親世を援助せんとし、伊久も同族元久と共に之を援けんとするの態度を示し、了俊與黨を以て協同の敵として起たんとせり。薩藩舊記。かく了俊は九州の三人衆たる雄族島津・少貳・大友三氏を共に敵とすることとなりたれば、その地位は容易に支持し難く革職されざるべからざるに至りしなり。

二、京都に於ける排斥運動

A. 斯波氏の猜忌 京都に於ては義滿の下に斯波義將が管領として専ら事を執れり。而して了俊は義將と不和

なりし細川頼之の推舉によりて探題となりし者なれば義將は初めより之を喜ばず、且つ義將の兄斯波氏經及びその一族の澁川義行は先きに探題たりしかども功なかりき。然るに了俊は赴任以來着々として奏功したれば快く思はず、却て猜忌の念を強め排斥に力を致し、義將はその女婚たる澁川滿頼を擢んで代りて探題として赴任せしめたり。

B. 大内義弘の讒構 難太平記によれば京都にて義弘が了俊と親世との間を調停せんとし、了俊に面會して三人共に聯合して中國・九州一團とならんとし「貴方御供仕て、九州・中國偏にまつはり候者、則身々の永代の可_レ爲_ニ安堵_一也」と勧誘し以て幕府に反抗せしめ自ら探題とならんとするの志を表はせり。されど了俊は之を承引せずして却て義弘を戒め、大内氏と弟仲秋とは姻戚の關係にあれば互に扶助すべきは申す迄もなし、唯私に徒黨することなく幕府に對して好く忠貞を盡すに於ては何ぞ所領を失ひ、身を誤ることあらんと説きて義弘の勧誘に應ぜざりき。これより義弘はその心事を洞察されしものとして了俊を恨み、義將と共に了俊を義滿に讒せりと説けり。されば難太平記に了俊自己の失意に至りし次第を説きて

了俊九州にはなるゝことは(一)人二人(少貳・大友兩氏)のたくみに落と云々、(二)大内入道探題の大望故と云々、又は(三)澁川を可_レ爲_ニ探題_一ために勘解由小路(斯波義將)方便云々

と述ぶ。以て了俊と少貳・大友兩氏及び義弘讒構の徑路、義將が之に興みせし狀を知るに足るべし。

了俊は探題を罷められて駿河守護となり下向せるも尙探題の後任も直ちに決定せざりしを以て再び探題の任命を見んかと思惟し大いに未練を存せり。これ阿蘇古文書に載する了俊の老臣齋藤聖信の肥後阿蘇の宇治惟村に二

年十一月十五日に遣りし書狀に「九州之事者、年内無余日、明春二月ニ成候者可レ有御沙汰ニて候、仍探題も其時急て被蒙仰候」とあるにても知らるゝなり。されど了俊は又再び探題となることなくして澁川滿頼が之に任せられて四月に下向せり。これより滿頼は島津久豊・同忠朝等と肥前に會して九州平定の策を樹て、幕府は元久・伊久等をして之を助けしめ、義弘にも援助せしめて少貳貞頼・菊池武朝等を討たしめぬ。爾來滿頼は兵を出し親世等の援をも得て討伐に従ひしが、貞頼は早く服したりしも武朝は容易に下らず永く抗爭せり。されど菊池氏の勢力も年と共に微弱となりて永く支ふる能はずして遂に幕府に従へり。

第三節 關東及び奥羽の統一

建武中興の際に直義が成良親王を奉じて關東に下り鎌倉に鎮せし以來直義の勢力は關東に存在し牢乎として抜くべからざるものあり。その後尊氏の二男基氏關東に下りしも直義の潛勢力ある地方に赴くの關係より直義の猶子となりその勢力をその儘踏襲せり。されば直義の勢力は依然として關東に存在せり。直義が尊氏と不和となり京畿に敗るるや直ちに關東に走れるはこれが爲めなり。されば基氏は直義と尊氏との間の調停に努めしも成らず、依りて一時身を避けんとして鎌倉を去りて安房に走れり。この間に尊氏は直義を滅ぼしたれば基氏は幾もなく歸れり。されど基氏は尙直義の多年扶植せる勢力を基礎として立ち、終始直義と進退を共にしたる上杉氏の一族・畠山國清・桃井直常等に輔けられたれば、直義は滅亡せるもその勢力は尙依然として存在せり。かくその勢力の存在する間は直義を滅ぼせし尊氏及び義詮と直義の勢力を繼承せる基氏とは相納れざるに至るは明かなる事

なり。従ひてこの後基氏の子孫が義詮の子孫と相納れず、關東公方が將軍と反目するは當然の宿縁にして敢て怪しむに足らざるなり。爲めに鎌倉府と幕府とは事ある毎に衝突せんとして相争ふの形勢となれり。

基氏と義詮とは直義と尊氏との關係と同様の地位にありたれば相反目すべき筈なれども、基氏は自己が關東を鎮する爲めに派遣せられし使命に考へ莊重謹嚴能く身を持ち、因循姑息にして勇斷に乏しかりし義詮を遠く扶助し大なる誤なからしめたり。基氏の性質謹嚴なりしは義堂周信の記録に係る空華日工集永徳三年三月七日の條に義堂が義滿に基氏の性格を話せる事あり。即ち基氏は主として佛法・政道を好みその餘暇には管絃・伎藝等好まざるなし、されど唯世俗の好める村田樂のみは之を斥けて終身一見せざりしとあり、以てその性格を見るべし。基氏は斯る謹嚴なる性格を有し義詮を扶翼して毫も隔心なかりき。されども兩者共に遠隔の地に居り又互に隨屬せる將士多かりしを以て時に意思の疏通を闕きしことありしならんも義詮も亦基氏に背かざらんとし、誓書を石清水八幡宮に納めて兄弟相悖ることなきを盟へり。かく兄弟相扶翼するの精神ありしを以て幸に兩者の間疎隔する所なかりしが、やがて基氏薨去し、尋で義詮も亦薨せり。而して基氏に嗣いでその子氏滿は鎌倉の主となり、義詮に續いて義滿が將軍となりしも兩者共に幼なるを以て細川頼之は義滿を、上杉憲顯は氏滿を輔佐して兩府相犯すことなく輯睦して東西に對立せり。されどその後兩府の關係漸く圓滿を闕きしを以て義滿は統一完成の下に氏滿及びその子滿兼を壓迫せんとし、氏滿・滿兼は又反抗せんとし互に相反目するに至らんとせり。

第一 氏滿の關東統一

氏滿は正平二十二年（貞治六）五月に襲職したりしが、當時大覺寺・持明院兩統對立の時なりしを以て足利氏

の勢力聊かにも薄弱なりし地方には南朝に志を寄せたる諸氏蜂起せり。特に關東は新田氏發祥の地なれば鎌倉府に對し機會あらば新田氏の一族勃發せんとせり。今や基氏薨去し氏滿の代となりしも氏滿尙幼なれば人心の動搖せるに乗じて蜂起せり。これと共に復宮方と稱して騷擾をなせるものもありたり。勿論南朝には毫も關係なきものと雖も足利氏を敵とするを以て又南朝に従へる諸氏と氣脈を通ずるか若しくは自ら南朝の軍と稱しその勢威を藉りて起てるもの少なからず。これ便宜上かゝる形勢を作りしものなれば必ずしも南朝と關係あるにあらずれども普通には足利氏の敵たるの故を以て之を宮方・朝廷方又は勤王軍となせり。従ひて當時宮方・朝廷方と稱して起てるものに對してはその動機に就きて十分の研究をなし能く區別すべき必要ありと云ふべし。

一 武藏平一揆及び新田氏の餘黨 應安元年三月武藏平一揆河越・高坂等兵を起せるの報知鎌倉に達せり。執事上杉憲顯は氏滿の襲撃を謝する爲めに上洛中なりしがその報を得て直ちに引班せり。花曆三代記 平一揆擧兵の理由は詳かならざれども南方紀傳に一揆が葛山備中次郎所領の事に就き蜂起せりと説けば所領の争より勃發せるものなるべし。下野宇都宮氏も亦之に應じ鎌倉の高大和入道重茂・三浦下野入道等も之に應ぜり。此等諸氏が蜂起するに至れる理由は詳かならず。鎌倉府にては早速兵を遣はし武藏岩殿山にて平一揆と戦ひて之を破れり。仍りて平一揆は退いて河越城に籠れり。是に於て犬懸家上杉朝房は主將として之を征して平一揆を滅ぼせり。而して鎌倉府は氏滿幼なるを以て平一揆與黨の徒は之を免じ先に觀應の亂に與へたる新恩地を奪ひ本領のみを與へ、新恩地なきものは所領の三分一を削れり。南方紀傳 又山内家上杉憲春は下野に向ひ宇都宮氏を攻めて之を降せり。川市文書・古文書 尋で三年正月新田氏の與黨は兵を武藏・上野の間に起し所在を放火せり。仍りて犬懸家の上杉朝

宗は高山基國と共に之を武藏昌山に禦ぎ、續いて本田に戦ひて之を破れり。殘黨信濃に走りしを以て朝宗等は又追撃して之を退散せしめたり。かくして基氏の歿後一時争亂勃興したりしも上杉氏の勢力によりて順次之を滅ぼし、關東を平定せり。

二、小山氏の亂 小山氏は鎌倉時代よりの舊族にして一族下野・下總に滋繁せり。即ち下河邊・村田・四保・薬師寺・羽坂・結城等は皆その一族にして勢力雄大なり。而して一方には宇都宮氏又鎌倉時代より舊族として下野にあり。かくて小山・宇都宮兩氏境を接するを以て互に相争ひしが、天授六年(康暦二)五月小山義政と宇都宮基綱と確執し、義政は基綱を襲ひて河内郡裳原に闘へり。迎陽記 爲めに鎌倉府屢々、義政に制止を加へしも之に應ぜざりしかば之を征せんとし關東の軍を催促せり。而して氏滿自ら武藏府中高安寺に出陣し、尋で村岡に陣し山内家の上杉憲家・犬懸家の上杉朝宗・木戸法季をして義政を下野小山の祇園城に攻めしめぬ。義政之を防ぎしも支ふる能はずして使を遣はし降を請へり。仍りて氏滿は武藏府中迄退きしが義政自ら出でざりしを以て翌三年二月に氏滿は再び之を征し、十二月に至りて義政再び降を請ひ、その子若丸をして家を嗣がしめんことを願へり。氏滿は之を許せしも未だ容易に兵を撤せざりしに義政は翌弘和二年三月城を火き糟尾の山中に逃れたり。仍りて朝宗等之を糟尾に攻め義政を自殺せしめしが若丸は逃走せり。而して若丸は奥州の著族田村莊司則義に身を寄せ居ること四年、元中三年(至徳三)五月下野に還り小山城に籠れり。仍りて氏滿は直ちに出兵し古河に陣して之を攻めしに、若丸一時城を遁れて常陸小田城に走り小田孝朝に寄れり。氏滿は又朝宗をして之を攻めしめ城を陥れたり。然るに若丸は再び奥州に走り田村莊司に身を寄せ應永三年二月に則義の子清包と共に亂を圖

り、新田義宗の子相模守義隆及び従弟部少輔等を招き南朝に屬せる殘黨を集めたり。仍りて氏滿は親ら兵を率ゐて之を征し白河に戦ひ、尋で田村莊司の根據三春を衝かんとしたりしに莊司・若丸等共に退散せり。大草紙・白河文書・雲頂庵文書・飯野文書・楓軒文書集。

三、氏滿の野望 細川頼之は義滿を佐けて政治を行ふや銳意勵精好く輔弼の責を盡せしと雖も率ゆる所の諸將は皆同列の人々なり。且つ斯波氏の如きは家格より云ふも細川氏の上にあれば統率には困難にして掣肘さるゝこと多かりしなり。従ひてその施政も明快なる能はずして情實に捉はるゝの傾向多し。難太平記に依れば大内義弘はその政治を評して弱者は罪少なけれども不審を蒙り面目を失ふも、強者は背命するも寛宥さるゝの狀にありと云へるは實際を説きしものなり。されば天授五年（康暦元）に斯波義將・土岐義行・同頼康・京極高秀等頼之の排斥を圖りて京都動搖し、義滿が頼之を保護するや諸將は美濃・近江等の各分國に歸りて反抗せり。仍りて義滿は大舉して之を伐たんとし急使を鎌倉に馳せ援兵を要求せり。氏滿は關東靜謐なると共に志自ら驅り京都に上り義滿に代りて將軍たらんとするの野望を抱けり。然るに義滿より援軍を要求するや機會到れりとなし自ら京都に出で義滿に抗せんとし、内密に計畫する所ありて管領上杉憲春にも諮れり。憲春は事態重大なりとして切に諫むる所ありしも氏滿省せず、止むなく憲春はその山内邸に歸り夫人を召して豫め死後を語り、氏滿に自筆の告文を遺して強く諫め持佛堂に入りて自殺せり。時に三月七日なり。憲春自殺に至れる徑路は大草紙・判鑑及び今川記に據り普通に行はるゝ説を述べ之を説きしも前後の形勢より考ふればその徑路に就きては尙考慮を要すべき點あり。即ち上杉家に傳ふる系圖大略に據れば稍、異なる事情ありしものゝ如し。その説に、

鎌倉管領之、氏滿將軍永安寺殿 壁山全公 爰有上洛心、頻諫不聽、依事已急、自鹿苑院殿天山顯公、以內書一被示、靜謐旨、此公一覽之後、堅閉戶自殺、都鄙得安全。

とあり。これに據れば氏滿の義滿に反抗せんとするの形勢は夙に義滿の知る所となり、義滿より内書を憲春に下して靜謐の謀を回らしめ禍を未萌に防がんとしたりしを以て憲春は幕府と鎌倉府との間に介在し自ら濟ふ能はざるを察し、身を殺して氏滿を諫めんとし自殺せるなり。されば憲春が氏滿を諫死せることは從來の説と系圖大略の所説と同様なり。即ち結果は同じきもその徑路に至りては自ら相違せり。而して迎陽記の所説に従へば京都に於ては憲春の死は鬱憤、若しくは狂亂と信ぜられしなり。これ世間一般に流布せる所なりしならん。然るにこの後氏滿の非常に義滿を憚り幕府を恐懼せるに考ふれば系圖大略の所説が事實にして、氏滿は義滿にその野心あることを知られしを畏れしものなるべし。

憲春の諫死に由りて氏滿は一旦驟然悔悟し十日に憲春の兄憲方を起し、之を將として關東の諸軍を率ゐて京都應援の爲めに鎌倉を出發し伊豆三嶋に駐らしめたり。かく憲方が憲春の變死にも係らず早く出兵し得たりしは憲春の告文に載せありし京都に對する遺策ありしが爲めにかく速に計られしものならんか。かくて憲方等は既に出兵したりしが、頼之が急に身を退くに及び義行・頼康・高秀等の反抗も之に起因するものなるにその原因除去されれば義行等も亦許され京畿の争亂鎮定せり。従ひて義滿は内書を憲方に與へて三嶋の陣より鎌倉に歸還せしめ、やがて憲方を關東の管領に任命せり。上杉文書。

氏滿は京都に攻上らんとしたりしが、計畫を義滿に知られ危害の身に及ばんことを恐れ大僧正頼印を召して祈

禱せしめ一身の安泰を祈りしこと領印行狀繪詞にあり。而も義滿疑懼の念容易に去るべくもあらず、義堂周信との間に處して義滿を幾度も諫めしこと日工集に見えたり。されど義滿は衷心氏滿に對して不安なりしと見え元中五年（嘉慶二）九月富士遊覽に託して京都を發し駿河に下れり。この事を確むるに足るべき史料闕乏せりと雖も三寶院の滿濟准后日記永享四年九月の條に義教富士遊覽に託し駿河に下向せんとし、義滿の先例に倣ひしことありと説きたれば義滿の遊覽は事實なるべし。従ひて氏滿は之を迎ふる爲めに關東を出で駿河に赴かざるべからざるに病と稱して出でず、義滿は唯駿河に下れるのみにして所期の志を果さずして歸京せり。氏滿にして志を改め虚心坦懷出でて義滿を迎へ和衷協同し、誠意を披瀝して交りしならんには相互の融和成り、幕府・鎌倉府の爲めに意志の疏通出來圓滿なる解決を見るに至りしならんに、事之に出でざりしは鎌倉府の爲めに特に痛惜すべき事なり。

四、奥羽の統轄 幕府行政區劃の一たりし奥・羽兩國は從來特別の施設をなし探題をして之を管せしめしが、正中九年（明德三）正月に幕府は大館氏信を使としてこの兩國を爾來鎌倉府に於て沙汰せしむる事とせり。かく幕府が急に鎌倉府をして關東十ヶ國に加ふるに奥・羽二國を以てせる理由明かならず。餘目氏舊記には氏滿小山義政を退治せる結果なりとせり。されど鎌倉府が義政を退治せる行賞としては時期餘りに晚れ且つ餘りに大なり。これ必ずや他に理由なからざるべからず。その理由として考ふべきものは奥・羽を統率するに足るべき人物なかりしと氏滿に奥・羽二州を管せしむるは氏滿をして上洛の野心を抑止せしむる爲めならんか。抑、奥・羽の地には初め二本松に畠山國氏あり、四本松に吉良貞家ありて共に之を鎮したりしが、貞家歿して滿家相續し、尋

で滿家薨め元中七年鎌倉に歸り宇都宮氏廣父子四本松に下れり。されども勢微弱にして伊達・田村・大崎・相馬等の諸氏に壓せられ徒らに私闘を事とし奥州平靜ならざりしを以て有力なる鎮將を下す必要ありしなり。且つ奥州の禍亂鎮定には毎に鎌倉府より出兵したりしを以て鎌倉府に從屬せしむるを便利なりとし、義堂周信等の氏滿の爲めに辯解せるに聽き義滿は疑を去りて氏滿に二州を管せしめしならん。而して氏滿は幕府の命を受くると共に大いに喜び神助なりとし報謝の爲めに鶴岡八幡宮の造營を命じ、奥州の諸將に二州を管するの沙汰を出せり。その沙汰は載せて白河文書にあり。これより氏滿はその二子滿貞・滿直を奥州に下さんとしたりしに未だその準備成らざりしかば遷延せり。然るにその後五年を経て病を獲て卒せり。大草是に於てその子滿兼は父の志を繼ぎて弟滿貞・滿直を奥州に下向せしめたり。

五、篠川・稻村兩御所 滿兼は滿貞・滿直を奥州に下すに就き伊達政宗を父と頼み白河結城滿朝を母と頼ましめ餘目氏舊記。應永六年七月二十八日鎌倉を發せしめ、滿貞は岩代安積郡篠川に、滿直は岩瀬郡稻村に居れり。古河公方系圖・東寺過去帳。篠川の地は奥州街道の一驛にして永盛村に屬し、驛に沿うて東に阿武隈川の急流を控へ、西は丘陵を負ひ兩者の距離直徑二町餘なり。吉野時代より屢々戦争ありし要衝の地なり。又稻村の地は奥州街道より二里許り西に入りたる地なれども往昔はこの附近を街道通過せるならん。御所跡と稱する所は一小丘陵にして密樹鬱蒼として城郭たるに適せり。而して篠川とは僅に四里を隔てり。かく兩者相接するは二本松の四本松に接すると同様にして、互に相扶助し驛肘せしめてその専恣を制せしめんとせる爲めならん。

滿貞・滿直は共に奥州に下り奥羽の諸氏を制御せしと雖も實際にその勢力は所在地の近傍岩代・磐城には及び

しならんも遠く陸中以北には及ばざりしならん。これ満貞・満直が岩代・磐城の結城・石川・相馬等の諸氏にのみ所領を宛行ひ軍勢を催促して凶徒を征し感状を宛行へる等の事實が結城文書・白河文書・相馬文書・板橋文書及び石川文書にあるに徴して知るべし。岩代・磐城の諸氏伊東祐時・窪田祐守・高倉顯貞・大豆生田入道・總・小峯結城滿政・下枝入道性善・御代田季秀・中津河秀清・河田秀隆・猪苗代盛親等二十氏が同心協力満貞の指揮に従ひ公私の事を互に合議し相扶助すべきを約せし團狀連名の誓書は載せて白河故事考にあり。又磐城の相馬・岩城・好島・白土・標葉・楡葉等諸氏五郡一揆をなして相扶助すべきを約し、公方の事は五郡談合を以て沙汰すべしと誓ひし團狀誓書又相馬文書にあり。これも亦満貞・満直等に關係せるものなるべし。かく奥州の諸氏の中餘り有名ならざるもの、領土の大ならざる人々相誓ひて満貞等に從屬を約せるはその庇護を期待せる爲めなるべし。

六、伊達政宗の亂 伊達氏は鎌倉時代よりの舊族なり。朝宗は常陸伊佐莊を領せしが源頼朝の奥州征伐に従ひ功ありて伊達郡を領し、子孫承けて赤館に居りしが七代の孫行朝その子宗遠は吉野時代に公家方として功ありしことは伊達行朝事蹟考に詳かなり。宗遠の子政宗の時に満貞等奥州に下向せり。満貞等は伊達・白河結城二氏の勢力、特に奥州に於て優越なるを以て之を頼みて下向せるは餘目氏舊記により既に説きし如し。然るに同舊記に據れば満貞等下向し結城滿朝の邸をその宿所とし政宗の宿所を奪ひ領地をも割きて進貢せしめんとせしかば、政宗は一莊を分讓せんとせるに満貞等は更に他を要請して止まざりき。仍りて政宗は大崎滿詮と共に幕府に訴へその旨を奉ぜんとせるに滿朝等が急に政宗等を襲はんとせるを以て政宗は直ちに白河を遁れて本據米澤に去れり。

り。滿詮は逃亡の途にて満貞等の軍に追及されて自殺せり。政宗は事情を具して之を幕府に訴へしに幕府は政宗及び大崎氏に數邑を與へたりと云ふ。政宗等がかく満貞等に反抗せんとするに至りしには確に伏在せる事情ありしなり。これ一は幕府に恃む所あると二には幕府が陰に煽動せるが爲めなり。初め宗遠は上洛して幕府と親しみしことありしが、政宗は嘗て父祖以來傳承の和歌一卷を持って上京し義滿に呈せり。又その夫人は石清水法印道清の女にして義滿の生母良子の妹なり。されば屢、幕府と音問相通じ贈答をなし相聯絡せり。又足利家御内書并留書の中に幕府が政宗の子氏宗に永享十年に致せる書に「自鹿苑院殿御時、異于他、被仰通候者」とあり、又臥雲日件錄寛正五年四月十五日の條に伊達氏奥州所領の由來を述べ、續いて「爾來屬鎌倉、到永安寺代、逃鎌倉去販國、故永安寺殿三度征伐、初十六萬騎、次十七萬騎、及二十八萬、然不得平之、鹿苑院代屬京、于今如此」とあり。されば政宗が義滿と親しくして幕府が政宗を庇護したりしを以て政宗は之を恃み、満貞等の下向を喜ばずして反抗せんとせるなるべし。而して滿兼は氏滿と同様に機會だにあらば上洛し義滿に代り將軍たらんとするの志ありたれば奥羽諸將をも誘ひしことありしならん。義滿は夙にこの形勢を察して奥州の諸將とも密かに聯絡し滿兼の行動を撃肘せんとせり。その例は陸中西閉伊那遠野にありし藤井四郎に應永六年十一月二十一日に義滿より關東の事果して事實ならば幕府に屬し忠節すべきを沙汰せし内書上遠野文書にあり。これと同様のもの尙奥州の他の諸氏にも存すべき筈なれども今日未だ見當らず。従ひて奥州の諸將にして幕府と聯絡せる諸氏の他の名を詳かにせざれども政宗の如きもその中の一人なりしなるべし。これ前に陳べし内書及び日件錄の文にて知らるゝなり。かゝる次第にて政宗等は満貞等に反抗したれば滿兼は幕府に移牒して奥州諸氏を抑壓せん

ことを七年七月に請へること尊道親王行狀の中に明記せり。されば滿兼は幕府の力を藉りて之を抑壓せしめんとせるも幕府は滿兼に對する必要より之を事實になさしめざりしなるべし。

滿貞よりは政宗の反跡を鎌倉府に注進し出兵を要請せるを以て滿兼は七年七月に沙汰を上野の岩松滿純に下し主將として征討に従はしめたり。滿純が下向するに就き滿貞は結城滿朝等奥州諸將に出兵を促せり。その催促狀三月八日附にて白川文書にあり。之に據れば政宗入道圓孝は幕名滿盛と共に隠謀を企て露顯して逃れ下りしもの如し。かくて滿純等は政宗を伊達郡赤館の西根長藏寺の要害に攻めしも破る能はず。尋で九年五月更に滿兼は上杉氏憲を征討大將として攻めしめしも亦降す能はず。これ等兩度の戰況餘目氏舊記にあり。政宗は能く防戦せるも永く支ふる能はずして九月六日に降伏せり。又滿盛がこの際如何になりしや記録なければども亦同じく征伐を蒙りて降伏せるならん。

政宗のこの行動を大槻文彦博士は伊達行朝勤王事歴に於て南朝に對する忠貞に出で勤王にありと説かれたれども、これ時代の思潮を思ひ誤りし説なり。これ鎌倉大草紙に政宗の蜂起を奥州官方の勃興せるものと説けるに基きて立説されたるものならんも史料としては奥州の事に關し、特に伊達氏の行動に就きては餘目氏舊記の記載大草紙より遙に勝れり。されば餘目氏舊記によりて立論するは誤なき筈なり。而して政宗の行動は既に説きし通りなれば南朝若しくは官方とは何等關係なく、唯政宗が幕府の政策に従ひ滿兼及び滿貞に反抗せるに外ならざるなり。又大槻博士は大覺寺統の皇胤陸奥高田宮が兵を起されしと説かれたり。これ塔寺八幡長帳に據りし説にして長帳に「高田の宮殿謀叛起す」とあるをば大覺寺統皇胤の擧兵ならんと解せるが爲めなり。この高田の宮殿とあ

るは岩代大沼郡高田村にある伊佐須美神社の宮司を地方的に宮殿と呼べるものにして宮司が何か不平ありて兵を起せしを政宗の南朝方として戦ひしと云ふ傳説と結び付け宮殿とあるに捉はれ誤解せるものにして毫も根據なき説にして信するに足らざることなり。

第四節 大内義弘の滅亡

義滿はその統一政策を完成せんとして足利氏に不利なるもの、幕府に反抗せんとするもの、及び命を奪せざるものをば順次に破り、或は之を服し敢て餘す所なからんとせり。されば山名氏の如く一族因幡・伯耆・但馬・丹波・美作・備後に分れて分國とし、又紀伊・和泉をも併せその所領略、十州に及びたれば世に六分一殿と呼ばれ、勢力幕府を壓せんとしたりしを以て明德の亂に滅ぼされ、所領は削られて因幡・伯耆・但馬及び備後の四ヶ國となり、而も之を一族四家に分領せしめたり。かく大名の勢力あるものは順次討伐を被りて統一を完成せんとせり。而して大内義弘も亦山名氏と同様の運命に遭遇しその勢力を殺ぐるゝに至れり。これ應永六年に起りたる事なれば世に之を應永の亂と云ふ。

第一 義弘の反

大内氏は武家としては頗る舊家にして、その先は百濟王聖明の第三子琳聖に出づると稱せられ、推古天皇の頃に周防大内に土着して之を氏とせり。これより子孫代々相承けて周防介若しくは權介を世襲し、十六世弘幸に至り吉野時代となり、弘幸は足利氏に従ひ、尋で又南朝に屬しその子弘世と共に足利氏の諸將と闘へり。弘幸やが

て歿し弘世は足利氏に屬して周防・長門兩國の守護職となれり。續いてその子義弘家を嗣ぎ從四位上に叙し、左京權大夫に任ぜられ周防・長門の守護たり。今川了俊の探題として九州にあるや之を授けて屢々戰功ありしが、明德の亂には京都にありて義滿の軍に従ひ先鋒として二條大宮に激戦し、戰功によりて山名氏の舊領和泉・紀伊の守護をも兼ねたり。尙豊前・石見の守護を兼ね六州を併せ領してその勢力は管領家と雖も及ばざる程なり。かく勢力あるに連れて義弘は驕僭にして自ら測らず容易に幕府の命を用ひずして終に叛するに至れり。初め義弘は九州にありて大友親世と共に了俊を授け着々成功せしむるや、功に誇りて幕府の施設を喜ばず、義滿の政治公平ならずとして之を誇れり。而して自ら九州探題たらんとして了俊を斥けんと圖れり。因りて了俊に勧め親世と三人一團となりて幕府に抗し自強の策を樹てんとせり。されども了俊が之を拒みて應ぜざりしこと難太平記にあり。これ實に應永二年のことなり。了俊の勸誘に失敗せし義弘は鎌倉の足利氏滿が幕府に對して快からず機會だにあらば反抗せんとする志あるを察し之を仰いでその主としその下に立ちて義滿に抗せんと計畫したりしも氏滿早く卒したれば之を果す能はざりき。大草さればその後滿兼を動かし共に事を起さんとせり。仍りて當時失意の地位にありて幕府に對し不平を抱ける了俊を動かして滿兼に勸誘せしめたり。これ難太平記の文を能く熟讀せば自らその關係を看取し得べし。かく滿兼との關係略、成立せるを以て東西呼應して起つに至りしなり。

以上説く所は義弘が叛するに至る大體の形勢なれども直接に義弘をして叛するに至らしめし順序は從來一般に知られし所なれども次に之を概説せんとす。了俊が罷められて義弘が探題たらんとするの望を懷きしも澁川滿頼が之に任ぜられたれば義弘は大いに失望せり。而して敢て九州に出兵せざりしも幕府よりの督促急なりしかば先

づその弟弘茂等を遣はしたりしが少貳貞頼・菊池武朝等の勢力強かりしを以て止むなく義弘出陣して之を破れり。その際幕府は義弘の強大を恐れて武朝以下少貳・千葉等の諸將を誘ひ之と牒し合ひ義弘を陣歿せしめんと圖れりとの流言ありしが義弘深く之を信ぜり。應永その後四年正月に義滿が別業を京都北山に營まんとするや諸大名をして助役せしめ部下をして土木を運搬せしめたり。義弘も京都にありて助役を命ぜられしに我が士卒は弓矢に役すべくして土木に役すべからずと云ひてその命を奉ぜざりき。義滿之を罪せざりしと雖も衷心甚だ忿恚する所ありしを以て義弘に好からざりき。義滿にして既に此の如く義弘を喜ばざりしに五年八月朝鮮の使朴敦之來りしかば幕府は義弘をして接待せしめしに巨額の賄賂を受けたりと聞え管領及び四職の諸氏は義弘を嗤笑せりと聞き義弘は強く之を怒れり。かく幕府の上下義弘に對し快からざる形勢なるを察し義弘は心中安んずる能はず、山名氏・一色氏・今川氏等の前例を考へて義弘は先づ自己の謀をなさんとして終に叛するに至れるなり。

義弘の叛逆は義滿に對してなしたるものなれども義滿には強ひて悪感を有せず、寧ろ管領畠山基國及び前管領斯波義將等に對して強く反抗し之を除かんとせり。されば六年十月三日弟盛見を留守とし弟新介弘茂及び杉重運・平井道助等を從へ周防山口を發して東上し、和泉堺に着して叛形を顯はせり。而してその與黨として鎌倉の足利滿兼遠く之に應じ、美濃の土岐詮直、丹波の山名滿氏、若狹の一揆等共に所在に起り、後村上天皇の皇子師成親王、楠木氏の遺族、菊池肥前守亦その軍に馳せ加はれり。かくして五千餘の大軍和泉堺に籠れり。而して義弘は足利氏の遺族義氏の流浪せるを戴き之を奉じ、義弘の爲めに諸方に募兵せし沙汰萩藩閩録十七・十九にあり。これ安藝の兒玉氏に宛てしものなり。その文は

就天下事諸國申付子細候、現形事候條早々馳参可致忠節一候、仍狀如件

とありて十月二十七日の日附なり。これと同文のもの諸國に多かりしならんも現存せるもの他になし。尙義氏は如何なる系統に屬するものなるや明かならざるも或は尊氏の子直冬の後胤ならんかと思はるゝも確ならず。而して滿兼は義弘に呼應して十一月二十一日に鎌倉を出で武藏府中高安寺に陣せり。これ中仙道を経て西上し美濃に入り詮直を援けんとせる爲めならん。

その戦況は應永記にあれば之を略することとし、義弘は十一月十四日より義滿の軍に攻められ十二月二十一日に破れて戦死し、弟弘茂は降参し、師成親王は周防に走られ、楠木氏は大和に、菊池氏は之く所を知らざりき。かくて亂は容易に平ぎたれば義滿は北山に凱旋し、大内氏は紀伊・和泉・豊前・安藝を削られ、弘茂は家を嗣ぎて周防・長門を領せり。

義弘は堺に於て滅亡せしと雖も尙その與黨は美濃・丹波・若狹・鎌倉等にありしが漸次に討伐若しくは服従せられ幕府の統一は完成に歸せり。今その状態を順次に次に説明せんとなす。

一、美濃土岐氏は舊家にして頼貞・頼遠共に尊氏・直義に従ひ軍功あり、幕府にても重んぜられし家にして頼康は美濃・伊勢・尾張の守護となり美濃川手城に築き居れり。頼康子なく弟頼雄の子康行を養へり。後に實子滿貞生れたり。頼康が元中四年十二月に卒するや康行は家を嗣ぎ美濃・伊勢・尾張の守護となり、その子康政を伊勢守護とし、女婿土岐詮直を尾張守護とせり。而して滿貞は京都にありて幕府に仕へ義滿に寵せられぬ。而も康行の惣領職たるに不平なりしを以て之を義滿に讒し尾張守護職を奪はんとして尾張に侵入し、幕府も斯波義重・

京極高秀をして之を援けしめぬ。是に於て康行は詮直等と滿貞及び幕府の軍を敵として戦ひ敗北せり。時に七年閏三月なり。かくて叔父頼世は美濃守護となり、後に滿貞は尾張守護となれり。四天王法記・土岐家開書・鶴見家譜、かくて詮直は敗竄し不平に満ちて空しく雌伏し、機會の到るを待ちしが義弘叛すると聞き之に應じて稻葉郡長森城に據り、一族池田秋政も亦之を援けぬ。仍りて義滿は堺に參陣せる土岐頼益をして美濃に歸り滿貞等を伐たしめぬ。かくて頼益は詮直の軍と高桑川手に戦ひて之を破り詮直は長森城に退き自盡せり。

二、近江の京極秀滿 近江京極氏は又幕府創立以來の功臣の家たり。高氏入道道譽の子高秀、土岐康行の亂に與みして共に起りしを以て義滿は六角滿高をして之を攻めしめぬ。高秀は美濃に走りしが、やがて戦歿せり。而して京極氏は高秀の子高詮相續したりしが、弟秀滿は京極家の一族大原氏を嗣ぎ、兄に代りて惣領家を奪はんとし土岐詮直に味方し、義弘に應じて兵を起せり。秀滿は左衛門尉たりしを以て世に之を金吾騒動と云ふ。秀滿は兵を率ゐて京都に攻上らんとせるに三井寺衆徒之を勢多橋に防ぎたれば秀滿は守山に滞陣せり。事堺の陣に聞えしを以て高詮は急に歸國し秀滿を討ちて之を追へり。秀滿は敗れて美濃に走りしに垂井にて土一揆に障へられ僅に身を以て免れたりしもその終を詳かにせず。後愚昧記・應永記・江北記

三、丹波の山名滿氏 明德の亂に滅びし山名氏清の子滿氏は父の爲めに怨を報ぜんとし機會を窺ひしが急に義弘に應じて起り、丹波宮田に兵を擧げ、義滿の石清水八幡宮を本營とし南征せるに乗じて京都を襲はんとせり。義滿は近侍の小番衆をして之を防がしめ荻野源左衛門・宮上野等奮闘して之を斥けたり。應永記・東海瑣語集・古今消息集

四、若狹の一揆 若狹に於ても一揆亂をなし義弘に應ぜり。その原因詳かならず。幕府は本郷美作守某に命じ

て之を征せしめしこと本郷文書にあり。他に所見なければ容易に滅びしなるべし。

五、鎌倉の足利滿兼 堺に於て義弘滅亡したれば滿兼永く武藏府中に駐る能はずして鎌倉に歸陣せり。幕府は初めより滿兼の態度に留意し大いに警戒する所ありたり。而して滿兼が野心を包蔵せることは廣く流傳し滿兼自身にも意を安くする能はざりき。義滿は切に管領山内上杉憲定を頼み滿兼を掣肘せしめたり。若し滿兼にして憲定の諫言に聽かざれば憲定は廢立を敢てなさんとするの志ありしを義滿は制止して十分に術を盡さしめんとせしこと上杉文書にあり。而して憲定が連りに滿兼を諫めしも滿兼用ひざりしを以て憲定は一時上野に走れり。かくて滿兼は遂に幕府の斃し難きを覺り漸く悔悟し、その志を神明に表白する爲めに伊豆三嶋社に願文を納めたり。その願文三嶋神社文書にあり。滿兼は衷心より志を改めしと雖も幕府は尙その態度を疑ひ滿兼調伏の秘法を北山邸に行はしめたり。かく義滿と滿兼との間には激烈なる暗闘ありたり。これやがて兩府相反目するに至る階梯たりしなり。續本朝通鑑・三嶋神社文書・雜項要略。

六、今川了俊の進退 了俊は範國の二男なり。兄範氏父と共に尊氏に従ひ軍功ありしが範氏早世せる爲めに範國は自己の遺跡を了俊に譲らんとせり。了俊は範氏の二男氏家をして相續せしめたり。然るに氏家も亦幾もなく夭折したりしを以て了俊は氏家の兄即ち範氏の長男の建長寺に入りて僧となれるを還俗せしめて家を嗣がしめたり。之を泰範とす。而して了俊は今や義滿の譴責を受け駿河守護として下國せり。泰範は自ら駿河守護たらんとせるに了俊これに任ぜられたれば意平かならず。之を義滿に讒し了俊の所領遠江をも強ひて請ひ之を領せり。了俊既に探題職を奪はれ頗る失意の地位にありしに又その一族より讒せられ四面楚歌の間に立つの苦境に陥れり。

難太平記。今川記。この境遇を察し義弘は了俊を誘ひ滿兼を説かしめたり。大草紙。了俊は滿兼より誘引せる教書を義滿に呈し心の潔白を示せりと難太平記に説けども、これ表面の事にして内密には大草紙に説く如く義弘の依囑に従ひ

滿兼を勸説し志を動かさしめしなるべし。義滿は勿論この形勢を看取せるを以て上杉憲定に諭し了俊關東に没落の噂連りなり。若し事實にして異心を挟む場合には天下の爲めに謀計を廻らし誅すべしと命ぜしこと上杉文書にあり。されば了俊も一時反せんとしてたりしならんも四周の形勢非にして滿兼も反形を示さざりしかば、やがて志を改めたり。その事は尊道親王行狀應永七年七月四日の條に明かなり。難太平記にはこの際了俊は疑を避くる爲めに相模藤澤に退き幕府の命を待てりと云ふ。これ滿兼と義滿との和睦未だ成らざりし以前の事にして、その和睦成ると共に幕府は了俊の藤澤にあるは滿兼と聯絡するの恐ありとなし命じて駿河に歸らしめたり。これ等の事實は了俊と義弘若しくは滿兼との關係を徴するに足るものなり。かくて了俊駿河に歸り泰範との間にも意思疏通し、泰範も義滿に請ふ所ありし爲めに義滿は了俊に遠江堀川分中村を老後を養ふ所領として與へ、後にはその舊功を憶ひ京都に招き慰藉せり。今川記。

結 論

義弘の反亂は義滿の豪族を順次刈除し統一完成に資せんとする犠牲と義弘自身の驕慢専恣と畏怖に端緒を發し一大波紋を描きたりしが、幸に義弘の滅亡により事端を大ならざらしめたり。關東の足利滿兼もこの機會に乗じて一大飛躍をなさんとするの野望を有したりしも義滿と上杉憲定の聯絡強かりし爲めに之に掣肘され又勃發するに及ばずして止めり。關東も續いて平靜となれり。されど所在多くの大名家に惣領職を奪はんとするもの、又滿

兼の如く幕府を倒して之に代らんとするの機運は義満全盛の裏面に存在せることは否む能はざる形勢なり。全盛の時に於て既に此の如し。一度幕府の威嚴傾くに及び天下糾然として起ち惣領職を奪ふ爲めに争ひ、幕府を倒さんとするもの相續いて起るべきは火を暗るより明かなり。

第五節 義満の地方巡遊

義満は頻繁に地方に巡遊し、特に奈良・伊勢・丹後等に屢々赴けり。その巡遊は外見は普通の行遊・社寺参拜にあるが如しと雖も内實は深き意義存し全く地方統一完成を目的としたりしなり。これ巡遊の状態及び行動に徴して自ら明瞭なり。即ち義満は巡遊によりその威武を示して地方を綏服し、天下を統一せんとせるなり。その奈良に遊べるは興福・東大等諸寺の衆徒を悦服せしめ大覺寺統に志を寄せるもの動靜を候へり。又紀伊・伊勢に遊べるも亦同様の意味を有したり。その他若狹に、中國に、駿河に赴ける如きも決して單純なる行遊にあらずして十分その目的とする所ありたり。今之を事實に徴して説明せんとす。

第一 紀伊・伊勢の巡遊

紀伊は和泉・大和等吉野朝廷の所在に接するのみならず土地偏在せるを以て大覺寺統に志を寄せし諸氏が屢々逃れ來りてその勢力を養へり。特に舊族湯淺氏の一族及びその黨山本・恩地・鷺川・貴志・野上等諸氏が各地にありて根據を作り武家に抗争せしことは花營三代記に散見せり。且つ高野山の衆徒ありて既に大覺寺統に屬せる諸氏と結託せしこと屢々ありしを以て幕府としては警戒を要すべき地たり。されば足利氏の近親たりし山名氏が

守護として下り、海草郡大野莊にその治所を置いて藤白に館舎を設けて一國を經治せり。されば義満は元中五年（嘉慶二）春諸將を率ゐて紀伊に遊び紀三井寺より和歌浦に出で藤白の松、片男波の景趣を探り、悠々その威武を示せり。高野山にても衆徒出でて之を迎へしに義満は來年登山すべきを約せり。この時に乘じて河内に楠木氏の一族蜂起したりしが山名氏清の爲めに破られたり。この事南方紀傳・高野春秋等に傳ふる所なれども必ず根據あることにて事實なるべし。而して翌六年（康應元）九月に高野山に登れり。一色・畠山等の諸將、紀伊の土豪等供奉し行裝盛なり。義満は登山すると共に山内を巡歴し諸法會を行ひ寺寶の空海手印緣起を覽、御影堂中陣に於て空海の飛行三帖を閲しその函に親ら封印を加へ滞在七日にして下山せり。その後元中九年（明德三）及び應永十一年に登山せり。この事足利官位記・山史要目・高野春秋等に載せたり。かく義満の登山を屢々せるはその崇佛に基く所ありと雖も尙高野山衆徒が元弘・建武の際より南朝に好意を寄せしを以て衆徒を歸服せしむると同時に又紀伊の大覺寺統に屬せる者を威懾せんとしたりしが爲めなり。伊勢は延元三年に北畠親房の第三子顯能が國司となりしよりその子顯泰と相續いて大覺寺統屈指の勢力圏たり。その根據地は壹志郡多藝にありて南勢五郡、即ち壹志・飯高・飯野・多氣・度會をその勢力圏とし、續いて大和宇陀郡をも服屬せしめて吉野と連絡を保てり。足利氏は之に對抗し、初めに高師秋を伊勢守護とし、後には仁木義長・土岐康政・一色詮範等を相踵いで守護となし、北伊勢に根據を置きて北畠氏の軍と戦はしめしも毎に克つ能はざりき。尋で大覺寺・持明院兩統の和睦成りて顯泰は元弘以來の勅宣に従ひその所領を安堵して武家に屬したりしも南朝方唯一の勢力たりし關係より足利氏は深く之を畏敬せり。されば義満は之を心服せしめんとし明德四年九月伊勢參宮を計畫して伊勢に入れ

り。宇治橋は下流に架したりしがこの時今の所に改め架し参宮道路も改造せり。公卿殿上人及び武將多く之に従へり。國司顯泰出でて義滿を迎へしが、その子親能に義滿は一字を贈りて滿泰と改めしめ猶子俊泰と共に官位を進めしめぬ。かくして北畠氏に志を寄せし伊勢・伊賀・志摩の武士は皆來り謁せり。この事は東寺年代記・伊勢松木氏神宮年代記・續本朝通鑑及び伊勢國司記等に詳かなり。義滿の参宮は全く北畠氏を服せしむるにありしが、その計畫通りに目的を達することを得て天下統一完成を事實になし得たり。これより義滿は屢、参宮せり。即ち應永七年十月には日野資教等を伴ひ登教九年三月には後圓融院の生母崇賢門院、自己の幼女八・日野重光八姉二位及び管領畠山滿家・一色滿範等を伴ひ、吉田日十年十月には伊勢平尾に於て顯泰の饗應を受けたり。吉田日次田十三年十月には大和路より詣り、荒十四年四月には夫人北山院を伴ひて参宮し歸路大和を經たり。教首かく屢、義滿は参宮せるが、毎に北畠氏に對する關係のみにあらずるなり。これ特に婦人を伴へる如きに考ふれば政治上の意味なく單なる行遊の場合も亦ありしなるべし。されどその行程近江を經るのみにあらずして大和を經る如きは又必ずしも政治上の意味なしとすべからず。此の如く義滿が屢、紀伊に遊び高野山に登り又伊勢に詣るは自らその間深き意義の存せしことは、その態度と行動に徴して之を考ふるを得べし。

第二 叡山及び南都巡拜

元弘・建武の初めより南都・北嶺の衆徒は毎に南朝に従ひて武家を敵としたり。吉野時代となり大覺寺・持明院兩統對立するに及んでも多く大覺寺統に志を寄せたり。仍りて武家方としては之が懷柔策は最も必要なりし爲めに之に腐心せり。然るに足利氏は尊氏以後歴代上下共に熱心に禪宗に歸依し連りに寺塔を建立し所領を寄せて

之を保護したりしを以て衆徒の妬を受け猜忌を蒙ること尠なからざりき。かくて正平二十二年(貞治六)六月園城寺の兒僧出京せんとして南禪寺建立の爲めに設けられたる禪林寺關所を通過せんとしたるに關貨の事より争を生じ、引いて園城寺衆徒の怒を買ひて禪林寺關所を毀ち僧徒を殺せり。仍りて南禪寺は之を幕府に訴へたれば幕府は侍所今川貞世を遣はして園城寺所管の關山・四宮川原・松坂の三關を焚き、所屬門跡聖護院・實相院・圓滿院の領地を收めて若狹守護一色範光をして之を管せしめたり。是に於て園城寺は延曆・興福・東大の三寺に移牒して嗷訴し、公家・武家の禪宗歸依の爲めに天台の衰微を憤り、尋で南禪寺祖禪の續正法論を著して顯密諸宗を貶するを延曆寺より訴へ、南禪寺を毀ちて祖禪及び禪宗の僧徒たりし天龍寺春屋妙葩を配流せられんことを要請せり。持明院統にては止むなく南禪寺を撤却せしめんとせるも管領細川頼之等は之を不可とせり。仍りて延曆寺の衆徒神輿を奉じて京都に下り強訴せる爲めに祖禪は配流せられしも尙南禪寺山門の延曆寺領内にあるを名とし、之を毀たんことを請うて止まず、再び神輿を奉じて入京せり。依りて持明院統は止むなく南禪寺の山門を毀たしめたり。爲めに京都五山の僧徒等相踵いで退院し神輿は歸座せり。師守記・愚管記かく延曆・園城二寺即ち山門・寺門の衆徒は共に横暴にして朝廷・幕府の命に反抗し、公武の信仰最も厚き禪宗に對抗せり。かゝる有様なれば山門・寺門と足利氏との關係は常に圓滑ならずして抗争せんとせり。既に山門にては日吉神社の神輿造替を文中元年(應安五)七月に行はんとし幕府は諸國に反別三十文の段錢を課せしに、造替延引に及べるを以て衆徒は又舊神輿を奉じて入京し嗷訴する所ありたり。師守記・愚管記かく衆徒等は事毎に意に充たされば直ちに神輿を奉じて入京し持明院統及び幕府を威嚇せしを以て義滿は之を緩和して懷柔せしめんとすること久しかりき。而して大覺寺・

持明院兩統の合一成りしを以て應永元年九月義滿は叡山に登りて日吉神社々參をなせり。その行装壯麗を極め、義滿は片庇四方輿に乗りて力者十八人之を昇ひ、供奉は萬里小路嗣房を惣奉行とし、他に公卿四人、殿上人十人、衛府侍十人、幕府の侍十一人、外様大名四人及び夫人妾妃四人を従へ、今路越より登山し途中の結構は上皇御幸の例に従へり。而して三千の衆徒に迎へられ、やがて大宮彼岸所に達して奉幣し、六社を巡禮して舞樂を見物し、番論義を聽聞して社領を寄進し、七千二百五十貫文を奉加して大講堂造營の費となさしめぬ。滞在三日にして坂本より下りて歸洛したりしが、百官供奉の盛儀は元徳以來見ざる所にして、元弘二年四月に焼失せし講堂その他は建立さるゝこととなれり。かく義滿は盛大なる社參及び寄進をなし衆徒を懷柔して歸服なさしめたり。

日吉社室町
殿御社參記。

この後三年九月に義滿勳進の結果大講堂等再建成り供奉を行ふこととなり義滿は再び登山せり。その儀太上皇の御幸に准ぜられ、關白一條經嗣・右大臣三條實冬を始めとし公卿廿四人之に扈從し、義持も之を送り衛府の侍警衛して不動坂より登山せり。尋で戒壇院に於て圓頓戒を受けしが、その儀は高倉天皇及び龜山天皇の例に従へり。これより義滿は日吉神社に參詣して下山せり。かく義滿は再度登山し大講堂等を再建せしめて規模を復舊せしめたりしを以て山門三千の大衆全く之に歸服し又足利氏に反抗せざることとなり義滿の懷柔策は成功せり。

南都の東大・興福兩寺は元弘・建武の頃より後醍醐天皇に従ひ奉り、天皇は兩寺及び吉野金峰山の僧兵等を御依頼ありて吉野に御潛幸あらせられたり。されば兩寺は大覺寺統の爲めに活動し春日の神木を擁して上洛せることもあり。兩寺の中興福寺は藤原氏の氏寺なれば藤原氏一門の崇敬甚だ厚きに乘じて衆徒は聊かにも意に充た

ざる所あれば春日大明神の神木を擁して入京し敬訴をなせり。神木入洛すれば朝廷の節會を廢し公事を停めて謹愼せられ、藤原氏の公卿は皆門を閉ちて籠居し訴願の採納に盡力せり。爲めに衆徒益々増長して屢々神木を奉じて入洛せり。義滿の時にも興福寺門跡大乘院主教信・一乘院主實玄の驕恣を憤りて衆徒は神木を奉じて入洛し兩院主を罷めんことを請へり。時に建徳二年十二月なり。爲めに藤原氏の公卿出仕せざるを以て朝廷の諸儀毫も行はれざりき。中にも權中納言仰原忠光・左少辨廣橋仲光は後圓融院即位の準備につき沙汰せりと云ふを怒り衆徒は二人を放氏し、又前關白二條良基の春日社家に下知を傳へしを怒り又放氏せり。愚管記に之を「攝關之臣放氏前代未聞之珍事也」と評せり。以て衆徒の強暴を知るべし。放氏とは藤原氏の氏人たる資格を除くことにして藤原氏として受くる權利を剝奪するにあれば氏神春日神社・氏寺興福寺に關することは勿論官職をも辭する譯なり。辭せざる場合には家居謹愼して白晝他人を訪はず、夜陰に外出して用を辨じその間官位は昇進せざるなり。尋で播磨守護赤松性準・同守護代赤松範顯が興福寺領のことに關し幕府の沙汰を停滯せりと云ふを以て之を罪し、三寶院光濟・覺王院宋緣兩僧正の所罰を命ぜられんことを請ひ、やがて持明院統にてこれ等を皆配流され敬訴を聽許ありしを以て文中三年十二月神木漸く歸座せり。神木の京都六條殿に滯る實に四ヶ年にして朝廷の政務行はれず、即位の儀の如きも全く停滯せしが、歸座と共に即位の儀行はれたり。かく衆徒強暴にして毎に敬訴によりその所願を遂げんとし非行多かりき。續いて天授三年九月興福寺西南院覺家・東北院圓兼と維摩會講師のことを争ひ、衆徒が覺家に與みし圓兼を斥けんとして幕府に訴へ、又神木を擁して上洛し宇治平等院に入れり。持明院統にては一乘院良昭に命じて之を諭さしめ、幕府は細川頼之の弟頼元をして之を抑止せしめ、遂に覺家・圓兼同罪

たるを命じて神木は僅に歸座せり。その後五年八月にも亦神木入洛し六條殿に滞り幕府に敬訴せしが六年十一に歸座せり。かく屢々、神木入洛し政務に支障を來し幕府の威令行はれ難きを以て衆徒等を懐柔する必要あり。是に於て義滿は至徳二年八月攝政二條良基・前關白近衛道嗣と共に奈良に赴き春日社參をなせり。良基は藤原氏の長者、道嗣はその子良昭一乘院門跡たれば之を伴ひしなり。その行装美々しく世人の目を驚かし一乘院に宿せり。而して春日社に於ては自己長久の壽、一天太平を禱り、尋で一乘院に於て延年舞を觀て興に入り、又翌日も之を催さしめて東大・興福等諸寺を巡禮し、戒壇院に於て受戒し、巨額の布施を出して興福寺衆徒の款待を謝し、「延年風流、希世莊觀、匪啻遊僧之奇藝、剩及舞童之妙伎、一場盡美、万感多端」と云ふ謝意を貽し、衆徒をして義滿に隨喜渴仰せしめて歸洛し、十分に衆徒を悦服せしめたり。その詳細は春日權神主師盛記及び春日御參詣記等にあり。元來大和には奈良に興福・東大兩寺の衆徒ある外諸大寺に多くの衆徒あり。その外に國民及び郷士あり。國民は興福・東大等の寺領に於ける武士にして衆徒若しくは僧兵と異なり全く俗家のものにして寺領内に生存し初めは諸大寺の配下たりしが後には勢力を得て分離せり。室町時代の初めには尙諸大寺に屬して越智・十市・片岡・箸尾・布施・萬歳・高田・檜原・柳本等諸氏は皆國民たりしなり。これ等國民は衆徒と嚮背を一にせるを以て義滿が衆徒を懐柔せるために國民も亦義滿に悦服せり。されば義滿の春日社參はその影響する所大にして衆徒・國民を歸服せしめたり。この後元中八年(明德二)八月に義滿は又社參して先例の如く巡禮し、田樂・猿樂を觀て興福寺に巨額の費用を寄せて寺塔の修繕に宛てしめ、應永元年三月には又春日社參をなし興福寺の常樂會・法華會に洩み、觀世三郎の猿樂を觀たり。爾來屢々、南都に遊び二年九月に東大寺に詣りて受戒し、六年三

月興福寺金堂供養に關白二條師嗣と共に列席し、尋で屢々、南都に赴きたれば衆徒等との間に渾然たる融和成り全く之を懐柔し得たりしなり。

第三 東國・中國及び北陸の遊覽

義滿が元中五年(嘉慶二)五月左大臣を辭し現職にあらざるを以て六月に東國に赴き富士遊覽を企て鎌倉の氏滿の動靜を探らんとせることは關東及び奥羽統一を説ける際に述べたり。この行義滿と氏滿との間に争鬭起らんとするを恐れて伊豆・相模地方は騒動を起し、上杉憲方が之を制止せること續本朝通鑑に見ゆ。而して氏滿は出でざりしが義滿も亦他意なく唯駿河・遠江の今川氏・尾張の斯波氏等を威壓せるのみにて歸洛せり。續いて翌六年(康應元)二月義滿は西海に遊び平清盛の例に倣ひて嚴嶋神社に參詣し、讃岐歌津を過ぎて義滿を幼時より哺育せる細川頼之入道常久を訪はんとして準備を詣將に命ぜり。かくて準備成り三月に義滿は山名義理・細川頼元・日野資國・畠山貞清・同基國・山名滿幸・細川氏春・今川貞世・同氏兼・同仲秋等を伴ひて出發せり。その行装及び従者は有力なる人々を伴へるに徴すれば普通一様の遊覽にあらざるや明かなり。兵庫より乗船し歌津にて常久に會せり。常久は之を歡待して舊誼を温め相慶せり。これより常久も從ひ尾道・鯨嶋・糸崎を経て音戸瀬戸の流を過ぎて嚴嶋に詣り、尋で壘津・大島を経て下松にて大内義弘に迎へられ三田尻松原に設けし旅館に入れり。これより發船せるに西風強かりし爲めに向嶋郷ヶ浦に假泊し、再び出發せるに風浪尙烈しく船進まず、嚴屋浦に泊せしに夜に入り雷鳴ありて波濤更に高かりしを以て田嶋の浦に上陸して漁者の家に宿せり。かく風浪に遮られし爲めに九州下向の念を斷ちて歸途に就き、又途に釜戸に到りて伊豫の河野氏に會し、歌津に立寄りて常久

と謀る所ありて歸洛せり。その結果多年足利氏に背ける河野一族をして歸服せしめ、貞世は九州に下り探題として瀧平の策を畫し、常久は備後守護となりて山名氏の管國を奪ひ、明德の亂起りて山名氏勢を失ひ、やがて常久は上洛してその子頼元（弟を養子とす）管領に任ぜられ常久は往年の如く再び政務の要衝に當れり。さればこの行は單なる遊覽にあらずして又政治的意義を有したりしや明かなり。その詳細は嚴嶋詣記及び鹿苑院西國下向記にあり。

又元中七年（明德元）には北國遊覽として越前氣比宮に參詣せり。これ越前は管領斯波義將の領國なれば特に之に赴きしならん。義將は常に常久と不和にして先きに義滿に迫りて常久を追へり。然るに義滿は西國に赴きて常久と舊誼を温めしを以て義將の行動に就き憚る所ありしなり。さればその領國を訪ひて普遍的の情誼を致して義將を慰諭せり。その結果常久の上洛となり頼元をして義將に代りて管領たらしめしなるべし。されば氣比宮參詣も亦義將に對する遠慮に出でし政治的意義を有せるものと云ふべし。

結 論

義滿の遊覽は實に頻繁なりしが、かく義滿をして遊覽せしむるに至りしは唯單なる巡遊參拜にあらずして政治的意義の存在せることは既に説きし如し。義滿は頻繁なる巡遊に因り毎に功果を收め得たりしなり。紀伊に南遊して河内楠木氏の餘黨和田・橋本・福塚・宇佐美・神宮寺・八尾等諸氏、紀伊の湯淺・山本・恩地・鷺川・貴志・野上等諸氏及び高野山衆徒を威服して又起つ能はさらしめ、奈良に赴きては興福・東大兩寺及び三輪・直木・

宇野・坂部・澤・秋山等諸氏を悦服せしめ、比叡山登山によりて山門衆徒を隨喜せしめ、伊勢に赴きては大覺寺統第一の勢力家たりし國司北畠氏を懐柔して全く服従せしめ、中國に遊びては遠く九州に勢威を示し探題今川了俊の活躍に聲援を與へ大内氏を服し、河野氏をして來屬し復異心を挟むことなからしめ、細川常久と舊好を温め、起して備後守護たらしめて山名氏に備へ、明德の亂に豫め資する所あり、尋で常久をして再び幕府の機務に參ぜしめて往年の失敗を恢復せしめ、富士山遊覽をなして足利氏滿をして心膽を寒からしめ、京都を窺ふの念を抑止せしめんとし、越前に入りては斯波義將をして悦服せしめ、常久に對する舊怨を緩和せしめたり。かく考へ來れば義滿の遊覽も亦大いに意義あることにして徒らに行遊を試みしものにあらずしてその志全く統一完成にありしことを知るべし。統一完成は多年各地に割據したりし大覺寺統に志を寄せる者をして足利氏に服し復禍亂を惹起せしめざらしめんとするにあればその手段は必ずしも武力にのみ依るべからず。須らく恩を施し徐にその勢威洪徳に悦服せしめざるべからず。而して義滿は勢威のみに依らず又武力をも弄する愚をなさず、四方遊覽に託して克く諸氏を懐柔し得て完成の目的を達し得たりしなり。

第五章 武家の公家化

尊氏は鎌倉時代源氏三代武家全盛の例に倣ひ官職執務の範を之に執り、義詮も亦その例に従へり。されど義満に至りては全く趣を異にし官位は父祖に超越して昇進し、平安時代の平氏若しくは藤原氏と同様なる地位に進まんとし、皇室をば恰も我が家の如く考へ、絶対の公家化を理想とし、同列たるべき公卿百官をその家従の如くして自由に随使し、命に違ふ者、随従せざる者は之を擅に罰して憚る所なし。而して僧上の極不臣にも出入の鹵簿は上皇と同じく御幸の儀により、居屋を宮廷と同じくし、その妻女を國母となしその子女を皇子と同様になし皇女と敢て異なるなからしめ、自ら太上天皇とならんとするの非望を有したり。かくして義満は自己成立の基たる武家たるを全く忘却して絶対に公家化することに腐心せるの趣あり。これ義満が既に全國の統一完成に成功し復恐るべく憚るべきもの既になかりしを以て、かゝる態度を持せんとするに至れるものなるべし。かく義満をして大義名分を棄りて非望を抱かしむるに至りしは義満がその血統に於て自ら恃む所あるが爲めにして、之を基調として各種の歴史事實が實現せらるゝこととなりしなり。今之を次に詳論し以てその公家化すべき徑路を説き非望を抱くに至りし次第を述べんとす。

第一節 皇室と義満

皇室と義満との關係を説くにはその血統上の關係と政治上の關係と二つに分ちて説かざるべからず。而して順序として先づ血統上の關係より之を叙せんとす。

一、血統上の關係 義満は義詮の長子にしてその母は石清水八幡宮別當善法寺通清の女紀良子なり。良子の母は通玄寺開基智泉尼聖通なり。聖通は順徳天皇四世の裔にして天皇の皇子善統親王は四辻宮と稱し、その御子を尊雅王とす、王に二男一女ありて長は僧となり無極志玄と云ひ、夢窓疎石に嗣ぎて天龍寺第二世たり。次は善成にして源姓を賜はりて臣下となり左大臣となれり。その女は即ち聖通にして初め通清の妻となり良子の母たりしが通清歿するに及び、榮華を厭ひて剃髮し、佛門に入りて疎石に師事せり。時に歳三十三。而して疎石は法弟晦谷祖疊に聖通を附してその衣法を受けしめ、禪床三昧に入りて會得せしめたり。聖通は終に京都三條の足利直義の館址に一寺を營み瑞雲山通玄寺と稱せり。即ち今の三條東洞院の東北にて疊華院前町疊華院は通玄寺塔頭と稱する所はその門前なり。義満は良子の子にして聖通は外祖母たるを以て深く之を敬愛し奏請して通玄寺を尼寺五山の列に入れしめぬ。聖通は叢規を董すの暇には佛像を彫刻し毎日一軀を造るを忘れず、又毎月二十四日には地藏菩薩の名號一萬遍を唱へしと云ふ、以て信念の深甚なるを知るべし。元中二年（至徳二）春疾を獲て東菴に隱居して之を疊華庵と云ふ。而して五年（嘉慶二）に八十歳にて示寂せり。その詳細の傳は通玄寺誌・蕉堅稿・日工集等にあり。

又疊華院舊記には後嵯峨天皇懷胎の宮女を善法寺尙清に賜ひぬ。その所生は即ち通清なりとし、石清水祠官系圖にも後嵯峨天皇の皇胤にして母を花山院法眼良宗の女とす。これ當時より傳へられしことならんも、かゝるこ

とは當時に於ても判明せざることなり、況んや今日に於て詳かに爲し難し。由來かゝる傳説は誤多くして容易に信じ難し。縱令通清は後嵯峨天皇の落胤にあらずとするもその妻聖通は順徳天皇の四世の裔にして王家の出なることは確實なり。而してその女紀良子は義滿の生母なれば義滿は女系なれども血統に於ては皇室と近き關係にありて皇胤たるべきことは疑ふべき餘地なし。今順徳天皇より義滿に至る間の血統上の關係を系圖に示せば次の如し。



義滿の大叔父たる善成は初め王子たるを以て從五位下に叙し左近衛少將たりしが、正平十一年（文和五）に源朝臣の姓を後小松天皇より賜はり尋で從三位になり、從一位内大臣となれり。而してその官職は僅に一年を経ざるに歴階して左大臣となれり、前内大臣より左大臣となるは未曾有の事に屬す。公卿は何れもその異例を怪しめり。尋で善成は再び親王たらんとして所望する所ありしも管領斯波義將が之を諫めて申し出づるに及ばずして辭職を強ひられて出家せり。善成は源氏物語を耽讀しその疑義を解釋して河海抄を著せり、源氏物語の註釋としては未だその右に出るものなし。かく善成が異例を以て前内大臣より左大臣となり、又親王に復せんと企てし思想は皇胤たるに依ることにして、この思想はやがてその後胤たる義滿をして恃む所あらしめて太上天皇たらんとするの非望を惹起せしめし動機となりしものなり。即ち義滿は皇胤たるの故を以て善成の志とする所を自ら體現せんとしたりしなり。

二、政治上の關係 正平六年の大覺寺・持明院兩統の講和破れて後に尊氏は持明院統の後光嚴院を擁立したりしが當時光嚴・光明・崇光の三院及び直仁親王は共に吉野朝廷に抑留せられたまへり。されどやがて皆還幸せられて皇室御領たりし長講堂領・法金剛院領・熱田社領・同別納・播磨國衙・同別納等は後深草天皇より傳來したるを以て嫡系たる關係より崇光院が相續して管領せられたり。崇光院は御弟の宮後光嚴院との御間柄も至つて睦じかりしが、後光嚴院の繼嗣を定むるに當り後光嚴院はその皇子に位を傳へんと思召したりしが義滿は尙幼少なりしを以て管領細川頼之に依頼さるゝ所あり、崇光院は後深草天皇以來正嫡たるの故を以て又頼之に逼りてその皇子を立てんと思召したりしに頼之は繼嗣の事は須らく聖斷に依るべしと答へその態度を鮮明にせざりき。爲めに後光嚴院の皇子たりし後圓融院が即位せられ、崇光・後光嚴の御兄弟の御間柄は爾來御不和となられたり。この御繼承に關し武家の干渉することは承久以來の例なりしが、建武中興によりこの例全く根絶したりしも持明院統は足利氏の擁立する所なりしを以てその弊依然として存在し、陪臣たりし頼之が之に關與するの端緒を開けり。されば義滿が長ずるに及びその勢を以て皇位繼承のことに關與するや勿論の事なり。

後圓融院が即位されてより事毎に義滿の掣肘を受けさせられ頗る御不滿にて院は唯尸位に安んぜらるゝの有様なり。例へば弘和元年（永徳元）九月二十四日に義滿右近衛大將たりし爲め右近衛頭人に大石範弘の勅勘の身なるをも省みず採用せんとして執奏せるに勅答遅引せるを怒り大將を辭せんとせり。院は驚かせられ急に勅裁を賜はりしに義滿は之を返上せり。太政大臣二條良基が間に處して僅に和解し義滿をして思ひ留まらしめしこと一條

經嗣の日記荒曆に詳かなり。又京都の土地の處分は公家として沙汰あるべき定なりしが、前内大臣押小路公忠の所領四條坊門町の地を領せんことを朝廷に請ひしに容易に勅答なかりしを以て義滿にこの議を申し出し執奏を托せり。爲めに院は逆鱗ありて義滿へはこの地は先きに所望の者ありて之に約したれば難儀の由申し渡され、公忠の娘の上臈局を介して強ひて公忠をして義滿に四條坊門の地を辭退なましめ、却て別に綾小路町の地を繪旨を以て下されたり。この事は公忠の日記後愚昧記永徳元年八月及び九月の條にあり。かくて院と義滿との間は日に疎隔せんとしたりしも義滿の勢には對抗さるべくもあらず、爲めに遜位の思召連りに起りしも帝位の崇光院の御系統、即ち伏見宮家に傳はらんことを恐れ生母典侍日野宣子を使として義滿に御志の趣を沙汰あらせられたり。宣子は日野時光の同胞にして義滿の夫人業子及び同庚子とは伯母の關係にあり。これに對して義滿は帝位は若宮御座あれば宸慮に及ばじと答へしに尙若宮年少なれば叡念を惱ませらるゝの由を告げしめられしに義滿は「伏見殿御事御恐怖候哉らん、縦誰人引波申とも如此、我身候はんほとは、心安可被思食」と答へしこと後圓融院宸記至徳元年十二月二十四日の條にあり。かく義滿は自己の存在する上は何人の干渉あるも違變なきを約し、帝位は義滿の考によりて全く決せられ後小松天皇は僅に六歳なりしも弘和二年（永徳二）四月十一日室町邸を出でて土御門内裏に於て受禪せられたり。これより院は太上天皇となられ院中にて政を聽かれしが義滿は屢々参内して院の御所にも参り酒宴にも列して院中の秩序を紊り風儀を亂す所ありたり。

後小松天皇は義滿が擁立し奉りし所にして尙御幼少なればその施設一に義滿の意の儘たりしなり。即ちその御即位の式を太政官廳に行はるゝや義滿は攝政二條良基と共に扶持し奉りて高御座壇上に候せり。左大臣としてか

かる動作に出でし者は古來嘗てなし。尋で義滿は三宮に准ぜられたり。攝政・關白若しくは太政大臣、然らざれば天皇の外祖父等之に任ぜらるゝの例なりしに義滿は人臣として左大臣にして准三宮となれるは全く始めてにして古來嘗てなき事なり。元來公卿の政務に關するや單に先例先蹤に従ふを以て能事となし又他を顧みるなし。而も義滿が勢に乗じて先例を破り、新例を作れるを以て後愚昧記にも「當時武家事先規・傍例等不及沙汰之上也」と書けるにても概略義滿が放縱異例を毫も顧慮することなきの狀を察するに足るべし。

先きに義滿左大臣となりしより宮中の儀式には毎に列席し、節會には内辨を勤め、天皇の御元服には理髮に候したり。然るに従來義滿に對し影の形に添ふ如く相從ひ參畫して輔佐したりし前關白近衛道嗣及び攝政二條良基相隨いで薨じ、義滿の長上たるべき者なく聊かも忌憚する者なきに至り、義滿は益々僭上し、やがて左大臣を辭し征夷大將軍もその子義持に讓れり。時に義持九歳なり。而して義滿は太政大臣となれり。その將軍職を辭せしは全く太政大臣とならんが爲めなりしなり。古來より將軍職にありし者にして太政大臣となりし者なく、兩職は兩立し難き性質のものなれば義滿はその職を義持に讓りて自ら實權を有し一方に公卿の上首たるべき太政大臣となり、文武の大權を獨占して公武を壓し内外を抑へたり。是に於て武家たる義滿は全く公家化せるなり。

一旦太政大臣となりし義滿は六ヶ月餘在職して應永二年六月三日之を辭し、入道して道有と稱し後に道義と呼べり。かく義滿が入道するに至りしは表面世務を避くるにあるが如しと雖も實際は然らず、重要な政務をその掌中に有したるに考ふれば自ら將軍職以上の人、又太政大臣以上の人となり、他に比較する所なく、職制の上に制限せらるゝことなき絶對の地位に進展せんとせるなるべし。既に義滿にして朝廷の職制に入るべき人にもあら

す、武臣の上首にもあらざりしと雖も道義の名に依りて外は明に交通して國書を出し、内は諸大名に對して沙汰を出せり。かくして義滿は人臣以上の人となり天下萬般のことを指揮したりしかば、早晚この實權に伴へる名稱を天皇より賜はるべき次第となり、やがては義滿を推して太上法皇となさざるべからざるの機運に導かんとせるなり。されば義滿が大義名分に悖り人臣の身として太上法皇とならんとすの非望を有せることは既に久しき以前より存在せるを知るべし。従ひて義滿が帝位の繼承に干渉して下群臣を全くその勢力の下に壓し、先例典故を省みず傍若無人に活躍して漸次に自己が向上進展して公家化するに努めし理由及び目的が耶邊にありしかを知るを得べし。

第二節 義滿の公家抑壓

義滿は初めに父義詮の讓を受けし時は正平二十二年（貞治六）十一月にして僅に十歳なるも十二月に正五位下となりしが義詮の薨去と共に左馬頭となれり。これ義詮初任の先例に従へるなり。而して翌應安元年四月元服して征夷大將軍となれり。その官歴は爾來越階して累進せりと雖も尙攝關家の諸氏と同様の位階に上るに過ぎざりき。従ひて攝關家及び他の公家は義滿を同列の者若しくは武家出身なれば例令權勢ありとするも階級より云へば同列以下と考へし者少なからざりき。終始家格・先例・先規をのみ墨守するを大切なる政務の一と思惟し來りし公家の輩としてはこれ實に止むを得ざる事なりしと雖も、義滿は機會だにあれば官位の進展をなせり。これ義滿に對しては公家の先例墨守の觀念は毫も効力を有せず全く自身は特別なる者なりとの感想を抱かしめんとせる爲

めなり。即ち義滿に對しては公家の輩をして舊思想より脱却して新しき思想を抱かしめ特別なる觀念を新に成立せしめ以て自己の向上進展をなし異常なる地位を獲得し非望を取てせんと計畫せり。この計畫に基き位階官職等を進展せしめんとせるを以て事ある毎に、機會ある度に同列の公家を抑壓し之をして自己を君上の如く取扱はしめんとせり。今この事實を次に説明して義滿が漸次に攝關家以上の地位に進まんと腐心せる狀を叙せんとす。

初め左馬頭たりし義滿は六年を経て參議となり、左近衛中將を兼ねたり。これより廷臣として累進し天授四年（永和四）八月二十一歳にて右近衛大將從二位となり、弘和元年（永徳元）七月二十四歳にて内大臣に、二年七月左大臣に、三年正月に源氏長者となり獎學・淳和兩院の別當となり、六月に准三后となり、應永元年十二月太政大臣となりて隨身兵仗を聽されたり。時に卅七歳。その官歴より云へば武家としては未だ嘗て例を見ざる所に於て祖父尊氏・父義詮が生前正二位權大納言たるに比すれば非常の進展と云ふべし。而してその官歴は恰も平清盛と同じく、又藤原良房及び同基經に類せり。蓋し清盛は義滿が初めに理想とせる所なりしと思はるゝ點少なからず、而して後には清盛を凌ぐの志ありしは疑なきことなり。而して義滿が官位の進展を圖ると共に常に同列なる公卿を抑壓して之を凌がんとせる狀態を次に述べんとす。

義滿は右近衛大將となるや、奏慶を行ふこととなれり。奏慶とは任官に際し朝廷に拜賀の禮を行ふ儀式なり。この儀式には公家上下競うて之に參列せり。この參列に關し後愚昧記康暦元年二月二十二日の條に押小路公忠は叙して「抑此屬從之事、自武家不_レ相_レ觸之、然而於_レ不_レ相_レ伴_レ之仁者、可_レ違_レ所存、致_レ相_レ訪_レ之_レ人者可_レ爲_レ出_レ意_レ之由武邊之所存也」と云へり。又同六月一日の條に「武家拜賀屬從事諸家一同可_レ見_レ訪_レ之、不_レ然者可_レ及_レ

失生涯之由、爲武家所存之旨、方々説符合、仍料足事馳走之」とあり。之に由りて考ふるに表面は大將たる義滿より他の公卿に参列扈從を沙汰せるにはあらざるも参列せざる者は義滿の意志に違ふこととなり出世の望を失ひ、生涯沈淪せざるべからざるを以て公卿は不如意の財政の中より工面して準備をなし参列せるの狀態を見るべし。公忠の如きは前内大臣にして従一位たり。その子殿子は後圓融院の寵を蒙り皇子をも生み奉りし程にて他の公卿に比し優に重んぜらるべき地位にありて將に朝廷の元老を以て遇せらるべき人にして猶此の如し。況んや他の公卿・殿上人等に於てをや。抑、公卿が斯る態度に出でざるべからざるに至るは全く自己の地位を忘れ、唯單に權大納言にして従三位たる下級の義滿に附隨せる勢力に恐れをなし、その意に逆らふことなくして一身の榮達をのみ計らんとせる爲めなり。滿廷の公卿の卑屈陋劣驚くの外なく、意氣地なきこと想像も及ばざるなり。尋で義滿は内大臣となるや公卿をその家臣と同様に取扱ひ、これ迄室町邸に於ける申次は總て近習の武家のみを用ゐしが、これより殿上人を用ゐ山科教多・同教遠等結番して申次に當れり。又その奏慶の儀に於て從來武家の形式を用ゐし儀禮を捨てて攝關家の儀式をその儘用ゐしこと西園寺公衡の管見記永享二年七月二十五日の條に見えたり。即ち義滿は本來征夷大將軍として武家の棟梁たる身なれば武家としての立場を考へざるべからざるに毫も之を顧慮せず勢に任して攝關家と同様の態度を持せんとし全く公家化することに努めたり。而して弘和元年（永徳元）八月三日にその直衣始の儀を行ひし時に權大納言・参議・近衛少將等の廷臣を全く自己の奴僕のように便役せり。されば意氣地なき公卿の中にも之を慨歎する者ありて扈從を拒まんとしてたりしが、自己官途の推舉助成等義滿の力に依頼すること多きを思ひて之を敢てせざりしこと後愚昧記七月二十六日の條に詳かなり。されば

公忠の子實多の如きも權大納言たりしが、義滿の参内に扈從し、義滿の乘れる毛車の簾役を勤めたり。この時の狀を公忠が後愚昧記八月三日の條に述べて「嗣房歸入更出來云、主人被申云、車簾役有御存知者可爲本意云々、即承諾云々、仍進乘車之所、勲簾役了、几臨時迷惑言語道斷之沙汰也、令辭退者忽及安否、歎、理不盡沙汰爲之如何々々」とあり。これ義滿が毛車に乗じ室町第を出で扈從の公卿に掛禮せんとする時に實多に突然簾役を勤任せしめ、右近衛中將藏人頭正親町公仲に同様にして又沓取の役を勤めしめたり。而して御子左大納言爲遠は先きに義滿が内大臣就任の大饗を行へるに遅参せるを以て之を怒り、この日早く参内せるも義滿は憤りて扈從せしめずして追ひ返せり。又義滿は父義詮の法忌に法華八講を等持寺に行へり。早且なるに拘らず公家の輩は義滿の氣色を損ずるを恐れ競うて参列せしが遅刻せる僧俗は義滿命じて皆之を追ひ返せり。權大納言西園寺公永・園城寺の學僧良憲僧正等皆追ひ返されぬ。爲めに公家の輩拂曉より馳せ参じ恰も薄氷を履むの懷をなせりと荒曆に説けり。尋で三年正月七日白馬節會に際し義滿は左大臣たりしが内辨として行事に關與して一切を執り行ひ、行動專恣にして右大臣近衛兼嗣・内大臣徳大寺實時等もあるも全くその願使に従ひ眼中又廷臣あるなし。兼嗣の父關白近衛道嗣はこの有様を見てその日記愚管記に「近日左相之禮、諸崇敬如君臣」と評せり。これによりても義滿が公家を盛に抑壓し恰も自己の臣下の如く使役せる模様を知るを得べし。その十六日に義滿は淳和・煇學兩院の別當となりしが兩院は源氏に取りては由緒ある所なり。淳和院は初め淳和天皇の御別業なりしが後に皇子恒貞親王の御居所となれり。而して御伯父嵯峨天皇の舊殿たりし大覺寺（恒貞親王の御生母は嵯峨天皇の女正子内親王なれば之を傳領せらる）及び仁明天皇の后なる橘皇后（嘉智子）の建立せられたる檀林寺の二を

合せ公卿の別當を置きて之を管せしめられたり。然るに親王に御子なかりしを以て王氏の後たる源氏の公卿中第一の人を世々別當となせり。又獎學院は在原行平が天慶五年に私宅を學舎とし皇室の御子弟并に一門の人々を學習せしむる所とし田園を多く寄附してその資とせり。在原氏衰ふるに及び大學寮に屬せしめられしが、その後源高明の請に依りて別當を置かれ源氏の公卿の中一人之に任ぜられぬ。普通は納言の時に淳和・獎學兩院の別當を兼ねたりしが進んで大臣となるに及び獎學院のみを帯び、淳和院の別當をば次の人に譲る例となれり。然るにその後村上源氏中、院雅定が鳥羽上皇に寵を得て兩院の別當となりしより爾來その子孫の專有に歸したり。これ兩院共に所屬の所領多かりしを以て之を請うて雅定が傳領しその子孫の久我家に之を傳へたり。されば久我氏之を傳領すべき筈なるに義滿はこれを奪ひて兩院の別當となれり。従ひて從來村上源氏たる久我氏その長者たりしが、これより清和源氏の流を汲める義滿が源氏の長者となり、續いて將軍たる者は相承けて之に任ぜらるゝこととなり、江戸幕府に及びてもこの例に従ひ將軍は毎に氏の長者となり必ず兩院の別當に任ぜられて明治維新に至れり。

かくて義滿は旭日昇天の勢を以て位階昇進すると共に日に公卿を抑壓し、公卿は唯その鼻息を窺へり。元中四年（嘉慶元）正月歳首に當り權大納言左近衛大將一條經嗣の如きは先例を破りて參内拜賀前に先づ室町邸に至り左大臣たる義滿に參賀せり。一條氏の如き攝關家にして武家に參賀するは古來會て例無きことにして之を以てその始めとす。この事は三條實冬の日記實冬公記に見ゆ。爾來前左大臣二條師嗣が關白となりし時も、また前左大臣徳大寺實時が太政大臣となりし時も、先づ奏慶を室町邸になしその後參内して奏慶せること吉田兼宣の日記兼

宣公記にあり。これ等に徴しても攝關家と雖も一に義滿を懼れて尊崇し、その歡心を得るに汲々たりしなり。又義滿が應永元年三月に奈良に赴き春日社社參をなし十五日常樂會を覽るや、參候の公卿にして遲參の者は入場を留め、僅に日野資教・烏丸重光二人のみに入場を許し、他の殿上人等數人を追ひ返し、且つ歸洛の際には宇治に一泊する例なるに、この度は天明に出發し、木津より雨降り屢從の公卿困難するをも顧みず宇治に休息だもせず一氣に歸洛し、公卿は裝束のまゝ雨に打たれ道路泥濘なるに困阨せり。これ義滿が公卿を壓し全く自己の威容を々さんとせるが爲めなり。やがて義滿は太政大臣に任ぜられたり。武家出身にして太政大臣となりしは平清盛以來例無きことたり。その奏慶に際して關白左大臣一條經嗣・右大臣今出川實直・内大臣花山院通定等三公の重臣を始めとして公卿三十一人之に屢從し、前驅の殿上人五十八人あり、前古未曾有の盛儀を極めたり。關白は太政大臣の上班なるに尙義滿に屢從して參内せり。その意氣地なきこと察するに餘りあり。關白にして既に此の如し、他の諸公卿の如き義滿の前に屈從せるや勿論のことなり。

義滿は二年六月に太政大臣を辭し薙髮せんと請ひしが後小松天皇は勅して明年を待たしめられんとせるも義滿は強ひて請ひ終に之を聽されぬ。因りて義滿は相國寺の空谷明應常光に請ひ、戒を夢窓國師影前に受けて道有と號し、後道義と改めぬ。義滿が剃髮せるを以て前權大納言四辻季顯・同中山親雅共に出家し、相踵いで右大臣花山院通定・前太政大臣徳大寺實時・前大納言四條隆郷・同日野保光・前左大臣今出川公直・前權中納言山科教言・非參議八條季興・左大臣四辻善成等皆出家し、前彈正尹常盤井滿仁親王も亦薙髮したまへり。初め親王は薙髮の念なかりしに義滿が迫りてその法號を問ひし爲め止むなく遽に入道せられたり。武將にては修理大夫斯波義

種、義滿を戒師と仰ぎてその前にて出家し布施を進めぬ。尋で細川頼元・一色詮範・大内義弘・今川仲秋等も出家し、管領斯波義將も亦在職のまま出家し皆義滿の徒弟と稱せり。關白一條經嗣は之を歎じその日記荒曆に「公家・武家出家人々猶可三連續之由、有其間、天魔所行也、勿論々々」と評せり。以て公家・武家全く義滿に追隨して亂行を取てせる状を見るに足るべし。尙義將は法體のまま右衛門督の宣下を蒙り、正四位下となれり。武臣として右衛門督たるもの從來嘗てなし。義將が之を固辭せざるのみならず、法體のまま宣下せらるゝは全く先例なく非違を取てせるなり。以上述ぶることは荒曆・公卿補任及び後鑑所載の或記に詳かなり。

さて義滿が公家を抑壓しその勢威に乗じて僚輩たるべき公卿攝關家の輩を恰もその臣下の如く使役して毫も憚る所なく、而して太政大臣となり、やがて之を辭して法體となり、致仕したるに就きては何故に斯る態度に出でしやは深く研究を要すべきことなり。元來義滿は平清盛の行實を理想とし武臣にして太政大臣となりしことは既に説きし如し。尋で又清盛が入道して淨海と稱せし例に従ひ道義と稱せり。清盛の法體となりしは疾病に原因し罪業消滅を理由としたりしが、義滿も俗務を絶ち法界に遊ばんと志ありし爲めに於て、これに依りて又人界に超越せんとせるものなるべし。義滿にして太政大臣たらんか、依然朝臣の班にありてその規模に制せらるべき筈なり。されども法體となれば位階官職の制限外に超越し、階級の上に於ては關白の下にあるべき地位より脱却するのみならず、人界の階級以外に立つを以て極上極下の地位にあるものとなり、天皇の位の如きも亦及ばざるの趣ありて比較すべきもの更に無し。されば天皇と雖も毫も憚らざるの形となれり。従ひて義滿が法體となり初めて道服にて参内せし際の如き長橋局に於て青蓮院二品親王尊道と參會し、後小松天皇に拜謁せず又參禮すること

無くして退去せり。經嗣は荒曆應永二年七月二十六日の條に、この態度を評し「諸事莫言々々」と稱してその僭越を浩歎せり。義滿のこの態度は正に能くその心術を語るに足るべきものにして、出家が人臣以上、人界の位階以外にありて天皇をも超越し得べしと思惟せる結果なるべし。義滿は單に法界に遊ばんと考よりは寧ろ人界に超越せんとするの考にて法體となりしことはこの以後に於けるその態度に徴しても明かに之を看取し得らるゝなり。

第三節 義滿上皇の待遇を受く

足利氏が幕府を京都に置き朝廷に接近せし爲めに武家としての本體を忘れて漸く公家化し、公家と同様に官位の昇進をのみ志し勢に乗じて公家の地位を奪ひて之に代るに至れり。單に之に代るのみならず義滿は公家の極上たる上皇の待遇を屢蒙りて實際に於て太上天皇と異なるなき有様となれり。今之を事實に就きて説明せんとす。

一、土木 空華日工集に説く所に據れば弘和二年（永徳二）十月義滿は當時天龍寺に在りし春屋妙葩及び義堂周信を召して一小寺を建立せんことを諮り、奏請して勅許を得んとし寺號を定めんとす。妙葩及び周信の提案に由りて義滿が左大臣となり相國たるに考へ宋の太宗が長安に建てたる大相國寺に倣ひて承天相國寺と稱し、尋で相國承天寺と改めたり。而して周信は北條時頼・同時宗が建立せる建長・圓覺兩寺及び龜山法皇の南禪寺、尊氏の天龍寺の規模を義滿に説き、大伽藍を造營すべきことを説けり。義滿は唯道服を着し不時に入寺行道するを念とし小規模の寺院建立の考なりしも周信に聽き改めて大建築をなすに決し佛殿造營に着手せしめ、南禪寺建立には

龜山法皇錦囊を製して土籠としたまひ、天龍寺建立には尊氏・直義相携へて土を運びたる例に従ひ、義滿素籠を作らしめて親ら土を搬ぶこと三次、これより赤松・佐々木等の諸氏を役して工を董さしめたり。その造營に際して民屋を移轉破壊せしめしは平清盛が福原遷都以來初めてなりと押小路公忠は後愚昧記に説き、一條經嗣は荒曆に「近邊敷地等皆以被_レ点_レ之、仍人々多以没落云々、末世末法之至極不能_レ左右_レ」と評せり。この後十年を経て元中九年（明德三）八月造營成り供養をなすに當り、住持空谷明應の徳行を豫め奏して後小松天皇に内殿に拜謁せしめ衣盃を載き師資の禮を展せしめたり。而して帝師たるの故を以て明應に佛日常光國師の號を賜へり。尙供養は御齋會に准ずるの沙汰を下され上卿は左近衛大將今出川實直、職事は藏人左少辨中御門宣俊に命じ、その他の諸役は悉く殿上人等に命ぜられたり。御齋會は天武天皇の時より行はれたる朝廷の重き儀式にして普通正月八日より七日間紫宸殿に於て行はれ金光明最勝王經を講説して國家の安寧を祈禱せるにあり。されど吉野時代以後中絶したりしを義滿の經營せる私寺たる相國寺の爲めに行はしむることとなれり。固より朝廷にて行はるゝこととあらざれば御齋會に准じて行はせられしと雖も上卿奉行以下參仕の狀は全く御齋會と同様なりしなり。その詳細は相國寺供養記にあり。然るに僅に二年を経て應永元年九月相國寺の直歲寮より出火し一夜にして諸堂諸寮焼失し、さしもに力を盡せし殿堂門廡は烏有に歸せり。等持寺にありし絶海中津は唐の祇園精舎・徑山等重建の例を説きて義滿を激勵し又再建せしむることとなれり。南都・北嶺顯密の徒は禪宗の興隆を喜ばずして之を排斥し、寺領等を引繼がさるものありしも中津等の努力と義滿の熱心とに依りて再興計畫せられその十一月には佛殿山門等立柱ありて漸次に諸堂建立せられ洛陽の偉觀となれり。而して中津が住持となり義滿の命に依りて門徒寺

即ち徒弟院とし師資相承の寺院とせり。萬山編
年精要。

次に又義滿は權中納言西園寺實永がその祖實氏以來傳承せる北山の地を讓り受けて新第を建て四年四月十六日に立柱式を行へり。公武の人々多く馬を引きて之を賀せり。その建築は諸大名を役せしこと臥雲日件錄文安五年七月十九日の條にあり。その結構も亦同書及び翰林胡蘆集にあり。胡蘆集に據ればその壯麗古今に絶し黄金臺を築き鐵鳳上に翔り、樓閣水く連なりて山に圍まれ、水を繞らし、麋鹿濯々、白鳥鶩々、魚躍り名花・異草・奇石・怪松各その所を得たりと云ふ。又日件錄には經營未だ畢らざる時にその費既に三十八萬貫なり。然れば功畢れば殆ど百萬貫なるべしと云ふ。當時價格の標準たる米は普通一石一貫なれば建築の費用は百萬石となり、その費用の莫大なることを知るべし。斯波義將の如きは義滿に「此新第、不可_レ以換_レ西方極樂_レ也」と云ひ、當時廣く傳承してその壯麗を誇れり。その建築が五十一年を経たる文安五年には既に廢頽_レる所多かりしが、西南に在りし護摩堂は廢し、東に在りし懺法堂は等持寺に遷されて宗鏡堂となり、その東に紫宸殿ありしが之は南禪院となり、その東の公卿間は又天上間と云ひしが建仁寺方丈となれり。又舍利殿の北に天鏡閣ありしが復道をなして舍利殿と相通ぜり。閣の北に泉殿ありしも既に廢せり。閣は南禪寺の方丈となりしも亦燒失せり。これ等に徴してもその殿舎樓閣の莊嚴察すべし。而して世に之を北山御所若しくは北山殿と呼び、且つ紫宸殿を設け、公卿間即ち天上閣を置きしは人臣たる義滿の行動としては見遁し難きことたり。抑、紫宸殿及び天上閣は共に朝廷の造營にのみ限るものにして他に存在すべき筈なきは先規ありて疑なき所たり。而も義滿が之をその第中に設けしは僭上の極皇室に擬して太上天皇たらんとする爲めなるべし。昔蘇我入鹿が私第を大和甘檮岡に建て宮門と呼び男女

を王子と稱し僭越なるを怒りて中大兄皇子は中臣鎌足と謀りて之を誅したまへり。かゝる先例あるに義滿に對しては當時の公卿は毫もその行動を怪しまずして非行を取てせしめたり。これ公卿が利録を以て義滿に誘はるか、或は義滿の推舉に依りて榮達をなさんとするか、若しくはその勢威を懼れて全く之に面従せる爲めなるべし。従ひて公家は一に義滿の爲めに籠絡されたりしなり。

以上は土木に關して義滿が敢て爲したる非行にして私寺たる相國寺の供養が御齋會に准ぜられ、私第たる北山別業に紫宸殿・公卿間を營作せし如きは既に朝廷を無視し僭越をなせるものなり。かく人臣として僭越を取て爲して憚る所なき義滿は朝廷をして既に上皇たるの待遇を賜はらさるべからざるの止むなきに至らしめんと計畫せる爲めなり。これを次に詳細に説明せん。

二、御幸の儀 義滿の僭上は朝廷及び公卿が之を馴致して敢て之を爲さしむるに至りしものにして單に義滿のみ強ひて責むべきにあらず。元來義滿がその僭上及び非行を取せんとするの意志ありしを以て公卿は必ず抑止すべき筈なるに却つて之に迎合して遂行せしめたり。應永三年九月に義滿は比叡山延曆寺に詣り講堂供養をなし受戒せんとするや、朝廷にてはその登山の鹵簿を御幸に准せしめられしこと足利家官位記・武家年代記等にある。これ義滿に上皇の待遇を與へられしものにして義滿の地位は朝廷に對して宛然上皇と同様に扱はれしなり。

三、義滿夫人の入内 かくして人臣としては得べからざる待遇を贏ち得たる義滿は、尙實際にその地位を獲得せんとするの野望を抱いてその機會を覘へり。偶、十三年十二月後小松天皇の御母通陽門院、即ち押小路公忠の女殿子が病危急に逼り大漸ならんとせり。仍りて萬一の場合には天皇の御代にありて既に後圓融院崩御ありて諒闇

一度行はれたりしを以て、この度復諒闇行はるゝとせば一代兩度の諒闇行はるゝこととなるべし、而も兩度の諒闇は不吉なりとせり。仍りて義滿はこの機會に爲す所あらんとし、日野重光をして關白一條經嗣を説きその意を致さしめしこと荒曆にあり。之に據れば一代兩度の諒闇行はれしは四條・後醍醐兩天皇の御代のみなり。而も四條天皇は早く崩御ありたれば不快の例たり。後醍醐天皇は大覺寺統なれば持明院統たる當代の例となし難きを以て兩度の諒闇は之を排除せざるべからず。之を排除せんとするには新に准母を定めて諒闇を停むるの外手段なし。従ひて何人を准母とすべきかと説き止むなく義滿夫人康子を選擧し准母とするの志あるを示せり。經嗣は一代兩度の諒闇行はれし一條天皇の佳例あるを知ると雖も義滿が故らに提示せざるの意を忖度し之に迎合して敢て異を唱へずして之に賛し、その意を承け却つて義滿に面して康子を准母とすべきの議を提出して之を説けり。義滿は之に對し多少斟酌なきにあらず尙思案すべしと表面答へながら衷心その策の成れるを喜べり。この際經嗣良心の苛責に堪へざりしと見えその日記なる荒曆に「愚身偏以諛諛爲先、於戲悲哉」と書けるにてもその心事を察するを得べし。かゝる場合に於ける態度は經嗣のみに限らず他の人を關白とするもその地位を維持せんとせば義滿に壓迫せられて同様の態度に出づるは止むを得ざるなり。實際に於て前代の天皇、皇后在はざるゝ以上は一代に兩度の諒闇行はるゝは正に當然の事たるべし。而も一條天皇の佳例あるにも拘らず不快の例のみを説きて經嗣に提議を止むなくせしめ、康子を准母たらしむるに至らしめし義滿の心事は早くより畫策する所ありし非望と共に之に雷同附和して馳驅に甘んぜし滿廷公卿の心事陋劣なる驚くの外なし。かくて十二月二十七日に通陽門院崩じ諒闇は停められ、翌十四年三月康子はその居所の名に依り北山院の院號宣下ありて後小松天皇の准母となり、院

司の折紙は宸筆を染めさせられたり。抑、准母とは國母に准ずるものにして從來内親王・皇女・中宮・妃等には特に宣下を蒙られしものありしと雖も臣下の妻にして准母となりしものは未曾有の事に屬す。先例先規を唯一の生命として論難非議するは公家の最も努めし所なるに武臣たる義滿の妻を擧げて准母とせしは全くの新例にして又義滿の僭上極まれりと云ふべし。蓋しこれ義滿が將來太上法皇とならんとする非望を有せし爲めに豫めその妻をして准母たらしめんとせるものにして、義滿が絶對の公家化を策せしことを明かに事實に於て認むるを得べし。

一旦准母として入内せる康子は義滿と夫妻たるの關係は依然持續したりしを以て義滿に伴はれて伊勢に參宮し、丹後九世戸に遊べり。義滿が單にその妻を伴ひて行遊するは別に怪しむに足らざれども、女院を伴ひて行遊し、且つ女院の京都以外に出でらるゝは實に當時にありては珍らしき事なり。かくして義滿は女院に附隨してその地位の向上發展を畫し、やがては天皇の父考たるべき地位に進み自身は太上法皇となり、尋でその一族を天位に上せ皇位を覬覦するの計畫に出でんとし徐々としてその地歩を作れるなり。従ひて威武を弄して滿廷の公家を籠絡し天下の人心をして毫もその行動を怪しまざるに至らしめんと謀りしなり。

四、北山行幸 既にその妻を入内せしめし義滿は又その子をお宮廷に入るゝの準備にかゝれり。義滿の長男義持は先きに征夷大將軍となり家を嗣ぎしも義滿は之を親しまず、梶井門跡に入室と定まりし幼子を改めて新に一家を立てしむることとし、十五年二月に義嗣と稱せしめ攝關家たる近衛忠實元服の例に任せて義滿と共に參内し、童昇殿を聽され尋で從五位下に叙せられたり。かくて諸般の準備成りて三月八日に北山第に行幸せらる。これ永徳元年に後圓融院の室町第行幸の先例に従へり。この例に依れば義滿先づ參内し、鳳輦に供奉して行幸ある

べき筈なるに、この度は義滿は北山第に居ながら四足門外に香染の法服金襴の袈裟を着け水晶の念珠を把り義嗣と共に車駕を奉迎し、寢殿に玉座を設け西に同様の座を構へて義滿の席とし、東に別に圓座を敷きて義嗣の席とし、關白以下はその次に列せしむることとせり。やがて出御ありて參議中將中山滿親は天皇の配膳に奉仕し、頭中將中御門宗量は義嗣に膳を持參し、五位藏人等は關白以下に供膳せり、而して天皇は銀盃を執りて先づ義嗣に賜ひ、義嗣は玉座に咫尺して之を戴きて復位し、酒を土器に移して飲み。而して諸公卿は庭上に下りて拜舞す。舞踏終りて皆本座に復し、諸公卿は義嗣の盃を受けて相次いで巡流せり。これ永徳に義滿の勤めし例を義嗣をして行はしめしものなり。元來天盃を賜へるは御堂關白道長及び頼通・師實の第行幸の時にのみ行はれしことにして義嗣の如き童形にしてかゝる恩寵に浴せしもの古來嘗てなし。かくて車駕淹留すること二十日、その接待善盡し美極まれり。上下共に太平を謳歌し詩歌の吟詠・猿樂・蹴鞠・三船遊等ありて還幸したまへり。その盛儀古今未だ此の如きものなし。詳細は北山殿行幸記にあり。この行幸の功によりて義嗣は從四位下に叙せられぬ。この行幸の次第を考ふるに義滿はこの機會に乗じて義嗣の地位を向上せしめんと計畫する所ありたり。されば寢殿に於て義滿の席を玉座と同様に纒網縁二帖の席を設けて他の人々と區別し、義嗣の席を關白の上、諸公卿の上位置けるは正に義滿の志の存する所を表はせり。而して配膳に於ても僅に五位の童形たる義嗣の給仕に頭中將が之に當り、天盃は永徳に義滿に賜はりし例に依りて先づ義嗣に賜はりしに諸公卿急に庭上に下りて躡躡し拜舞をなせり。尋で關白以下義嗣の盃を巡流せり。かゝることは往昔より臣下としてはその例なきことたり。さればこの時既に義嗣に親王と同様の待遇を賜はり、義嗣も亦公卿に對して親王の態度を持って臨めり。されば義滿は行

幸を仰いで之を機會に義嗣をば親王に擬せしめしなり。かくして成功したりしを以て四月二十五日に親王御元服の儀式を用ひ清涼殿に於て義嗣の元服を行ひ、天皇の御猶子となし内大臣近衛滿基加冠し、頭左大辨日野豐光理を拜せり。これより義嗣をば親王と同様に世間には待遇せしにや山科教言記には義嗣のことを當時若宮と書けり。教言記四月。親王とは天皇に最も親しき王の義にして天皇の御兄弟・姉妹及び皇子・皇女を稱して呼びしものなりしが、後には皇子・皇女と雖も宣下を蒙らざれば諸王にして親王とならざるの定となれり。されば親王は最も重き資格たりしなり。而も義滿の勢力はこれ等の典故資格をも無視し自己の愛子を親王たらしめんとし、公家は毫も之を誹議抗爭する者なかりしなり。従ひて北山第行幸は義滿にとりてはその非望を敢行せんとする階段として十分意義あるものにして、義滿は確にその目的に利用し得たりしなり。

五、明との交通 吉野時代に志を得ざる不逞無頼の徒は嘯集して黨をなし、支那・朝鮮沿海の地を侵し、所在の官廩を焚きて貨財を掠奪せり。之を我が國にては海賊と云ひ支那にては倭寇と呼べり。元の世に於て既にこの難ありて困阨したりしが朱元璋が安徽に起り、金陵に據り南征北伐して元に代り國を創めて明と稱するや、海賊の難依然として熾なり。仍りて之を禁壓せしめんとし使を我が國に遣はしたりしが征西府の爲めに抑止せられて意を幕府に通ずる能はざりき。その後明に於て左丞相胡惟庸反を謀り伴りて寧波の衛指揮林賢を我が國に謫し授を我が邊陲に約せしめ、やがて我が國より授兵到りしも胡惟庸は已に滅び、尋で謀覺れて林賢の獄起り、太祖の怒に觸れて交通杜絶せり。かくて應永五年に太祖殂しその子允炆位に即けり。これを建文帝とす。而して筑紫の商人肥富明より歸り貿易の利を義滿に説けり。支那との貿易の利あるは吉野時代に尊氏が天龍寺造營の爲めに貿

易船を派遣せるに徴しても明かなり。仍りて義滿は八年に僧祖阿をして肥富と共に明に赴かしめ好を修めたり。而してその國書には義滿をば日本准三后とせり。之に對し允炆は九年に僧天倫道聲・一庵一如の二使をして我が使と共に來朝せしめ兵庫に來れり。義滿は往きて之を觀、明使を法住寺に館せしめぬ。これ義滿が明と交通せる始めなり。されば義滿の交通は貿易の利を目的としたりしと雖も明にては之を好機として倭寇を禁壓すべきを請へり。その結果義滿は薩藩舊記にある如く島津伊久に宛て渡唐海賊船の取締を命じ、風聞の輩は兵を加へて之を罰し、現行の族に於ては尙嚴罰を加ふべきを沙汰せり。これと同様の沙汰は沿海の諸大名に下されしなるべし。而して明使等は九月五日義滿に謁し國書を呈せり。その文中に「茲爾日本國王源道義、心存王室」と「班示大統曆、俾奉正朔」及び「恭思順、以篤大倫、母容通逃、母縱姦宄」の句あり。これに依れば義滿は明よりして日本國王と稱せられ、その勢力の下に在る國と同じくその曆と正朔とを奉じ、明の爲めに海賊を取締るを命ぜられしなり。かくて明使は翌十年二月に歸途に就きしが、その來朝中に允炆の叔父燕王棣は帝位を簞ひて位に即けり。之を成祖とす。この事略、我が國にも傳へられしも未だ確ならざりしかば義滿は二通の國書を絶海中津に作らしめ、天龍寺堅中圭密等を使として赴かしめ、貿易の爲めに諸大名の使をして貨物を携へ従はしめぬ。その時義滿の送りし國書には「日本國王源表」と初めに書き成祖の即位を賀せり。明より又左通政趙居任を使として派せんとせるに我が使到ると聞きて之を待ちしに圭密等到れり。仍りて翌十一年五月趙居任等來りその賀表を上れるを嘉みし、明冠及び服・印章を贈り勘合百道を給し、十年一艘を約し各、二百人を越えざらしめぬ。その期にあらずして人船數を踰へ刀槍を持せば倭寇として取扱ふこととなれり。尋で七月明使歸國せんとす

るや義滿は明使等を使として又従ひ赴かしめぬ。十二年五月明使等は明使と共に歸來し明使は壹岐・對馬等諸島の民濱海の害をなさざるを嘉みすとして義滿に謝する所ありたり。これ義滿が連りに海賊の横行を取締らしめし結果稍、難を緩うせる爲めなるべし。爾來義滿は海賊の渠魁を擒にして明廷に致せり。成祖は之を喜び十三年に侍郎俞吉士等を遣はしその意を序ぶるの國書を致せり。義滿は之を北山第に引見せり。尋で十四年八月に明使又來り北山第にて義滿に謁し、國書を呈し義滿が海賊を襲撃し、俘を獻じ海隅肅清し居民安寧なるを賞せり。この時の國書尾張徳川侯爵家に存せり。又我が使節主密及び副使中立に與へし國書は京都相國寺にあり。この兩書に「廣輝之寶」と云ふ印を押せり。これ臣下に與ふるものに押せるものにして明よりは我が國をその臣下と同様に取扱ひしなり。かくて義滿は九月に明使と共に常在光院に遊び紅葉を觀たり。その際明使を著し明使に乘じ明人をして之を昇がしめ義滿は最も得意とせり。觀者駭き怪しまざる者無し。

初め義滿の明と交通せるは貿易の利益を思ひしにあればその目的は單に利益にありしも明にては却つて我が使節の到れるを喜び之を賞揚して屬國の如くし、義滿を日本國王と稱し、之を利用して倭寇を緩うせんとせるなり。併し日本國王と云へるは外國に對しては左程咎むべきことにあらず。新井白石も折たく柴の記にも武家なれば外國に對し日本國王と稱するは之を認めたり。されどその臣と稱するに至りては外國に臣事するの意となり怨すべからざることなりと説けり。而して義滿が之を取てして明の冀望せる如く令を發して海賊を取締り稍、之を緩和したりしを以て、明に於ては益、之を賞揚したり。従ひて義滿は益、得意となり屢、使節を往復してその歡心を得、恰も明より日本國王に任ぜられしと同様に心得てその威武を中外に示し廷臣・武將を壓し、やがては元首た

る天皇を凌駕し奉り自ら帝王ともなり、又これ以上にあるの勢を示せるなり。即ち外國に對する意義を考へずして自身の非望達成の爲めに之を内政に利用せるなり。従ひてその明使を著け明使に乗せる如きは明人をもその配下に從へ用をなさしむるを一般に示し、聲望を揚ぐるに努めしものと云ふべし。かくして義滿の明との交通は利益を目的として發端し、日本國王と稱せらるゝに及び益、得意となり、之を自己の他の目的に利用せんとせるなり。

六、義滿の薨去 義滿は既にその妻を准母とし又その子を親王に擬したれば、やがて自ら太上法皇となり足利氏一族をして皇家に代らしめ天位に即かしめんとする非望を有したり。されば今や太上法皇たるの宣下を蒙るの計畫を樹つるの時となり、自ら畫策する所ありしならん。然るに突然應永十五年四月二十七日より義滿は流布の所勞に罹れり。流布の所勞とは流行性の病氣にて當時廣く流布せるものならん。かくて五月一日の頃より漸く重く諸種の祈禱など行はれしもその甲斐なく六日に薨去せり。享年五十一。その夜潜かに等持院に送り十日に茶毘して葬れり。法號を鹿苑院天山と云ふ。是に先だち八日に太上法皇の尊號を朝廷より贈りたまへり。されど前管領斯波義將はかゝることは古來より例なしと説き義持をして之を辭退せしめたり。かく朝廷より太上法皇の尊號を賜はらんとせるは、これ實に義滿が多年に亙りて馴致せる形勢の成果と見るべきものにして義滿に昵近せる公卿は能くその間の消息状態に通じたりしを以て義滿の志に副はんとし、之を提議して朝議を決定し宣下せられんとせるなり。即ちこれ明かに義滿の志の存せる所を示せるものなり。されば義持が之を辭退して實際には行はれざりしと雖も世には尙義滿を太上法皇と信じたりしなり。これ義滿の五句の諷誦文載せて迎陽記にあり、その中義

嗣の讀誦せるものの中に「御病中晝夜眠近玉座之側而致奉養」とあり。玉座と云へるは義滿を太上法皇とせる爲めなるべし。又五山學僧村菴靈彦の文集村菴小稿の中に義嗣の畫像贊に「天山皇考鐘愛之寵」とあり。皇考なる語も亦皇位にありしを示せるなり。この外山城臨川寺に安置する義滿の位牌は最も古きものなり。その表面に「鹿苑院太上法皇」とあり。これに依りて考ふるに五山禪林の間に於ては義滿に太上法皇の宣下ありしものと信じたりし如し。尙廣く文献を搜索すればこれ等と同様に義滿を太上法皇とせるもの他にも必ずあるべし。されば宣下はなかりしと雖も世間より義滿は太上法皇と爲りしと信ぜられ以て當初の志を遂行し得たりと云ふべし。

結 論

建武中興の業成りて公家一統の世となり、王政復古して公家の輩は勳功無き者と雖も時代に順應して勢を得、天下を我がもの顔に振舞へり。従ひて公家風一時に流行し着付けぬ冠、上のきぬ、持もならはぬ笏持ちて内裏に田舎武士の交はるを京童の嘲りし程なり。従ひて武士は自己の身を全うせんとして公家の門に馳せ廷臣の前に跪き、諸國の地頭・家人は全く公家の奴婢・雜人の如くに使はれたり。爲めに不平不満の聲武士の間に高きに乗じ尊氏は起ちて之を率ゐる武士の棟梁として成功せり。爾來尊氏・義詮相嗣いで武士の勢力を恢復し、義滿に至りその勢力優に公家を壓してその家人と同様にし、攝關家の如きもその旨に違はざらんことを努め連りに迎合を圖れり。されば往昔の公家隆盛の勢は今や全く權花一朝の夢と化し、公家一統の反動は却りて武家の盛運を誘致し、公家は徒らに武家風を學びその流俗に化せんとし武家全盛の世となれり。嘗に全盛なるのみならず義滿は畏多くも天皇をも抑制し奉り禁中に休息所を設けて參内の際之に入り、上下之を小御所と呼び、義滿に會すれば月御雲客

皆庭上に下りて躡躡し、義滿に親しき公家は特に昵近衆と稱し、禁中にて小就を張り傍若無人の振舞をなし、烏帽子・装束に至る迄も義滿の風を模し「公方やう」と云へるを用ゐる武家の風俗のみ盛に行はれ王道は日々に廢れ、古風舊規を守る人をば一般に時を知らずとして嘲けり笑へりと云ふ。又義持元服の際位階は從五位下たるべきを先例とすれば公家の輩之に従ひ口宣を申し下せるに義滿は之を見て憤り正五位下たらしめ、その自ら太政大臣たらんとせる時に公卿之を非難せるに對し、義滿は自ら帝皇となり斯波・畠山・細川の管領家を攝關とし、上杉・仁木・一色・佐々木等を清華とし、鎌倉の足利氏滿を將軍となし朝廷は之を廢せんとすと説きしと云ふ。これ等は足利治亂記・春の夜の夢等に説く所にして遽に信じ難しとするも義滿の既に説きし如き態度より考ふれば強ひて無稽の説とは思はれざるなり。尙義滿はその子女をして皇室若しくは攝關家の子女の入室する諸門跡寺・尼寺等に入らしめたり。即ちその長子尊滿及び四子義圓は尊道法親王の法弟となり、尊滿は法住寺の座主、義圓は青蓮院に入り、五子法尊は仁和寺永助法親王の後を嗣ぎ、六子義承は梶井門跡となり、その女聖久は後圓融院の御母崇賢門院の嗣となり、尊順は法華寺に、聖紹は柳殿に、尊久は光照院に、聖仙は入江殿に入れり。これ等の諸門跡・尼寺は共に皇子・皇女の入室せらるべき所にして皇室と最も關係深きを以てこれにその子女を入れて自己の羽翼を作り、且つ明より日本國王の號を受け之によつて内外を壓せるなり。義滿がかゝる態度に出でしはこれ建武の公家全盛なりし反動として義滿の極盛を誘致せるものなり。その結果義滿は武家の出身たるを忘れ公家化せんとし太上法皇たらんと畫策し將に之を實現すること近きにあらんとせるに天急に之を奪ひ薨去せしめたり。實に皇室の危機此に存したりしに幸にも義滿早く薨去せるは國家にとりてもこの上なき仕合せと云ふべし。

されば義満の態度は大義名分の上より論ずれば毫も宥し得べからざるなり。而して義満をして憚る所なくかゝる行動を敢てせしめ之に面従して扶助する所ありし公卿も亦その責を分たざるべからず。即ち一條・近衛・二條・九條等攝關家は又その責を負はざるべからざるに徒らに家格にのみ誇り位階のみを争うて一身の安寧を念とせるは寧ろ憐むべきなり。これ等の公卿が唯時勢にのみ阿りて一身の利達をのみ考へ國家の重きに任せざりし罪跡は正に掩ふべからざるなり。

第六章 管領及び宿老政治

義満が公武を壓して内外を風靡し、太平の治を致せる餘烈を承けて義持が大統を嗣ぎたれば天下平靜にして昌平の治を致せり。これ敢て義持が俊敏克く事に當れるにあらず。元來義持は不肖の子にして勇斷に乏しく果決する能はず、且つ經略の才能尠く、因循姑息にして遊逸に耽りしも義満の節制に遵ひ訓練を受けし英才名士輩出して克く義持を輔翼し、國民は一般に吉野時代以來禍亂永く連續せるを厭ひ平穩を喜びしが爲めなり。されば義満の薨去より義持薨去迄十年間は義持の治世なりしも管領及び宿老が専ら政務に當りし時代と解し、管領及び宿老政治の時代とするを適當とすべし。而して武家政治に於て將軍上にあるも裁斷に乏しく管領及び宿老等政務を行ふ場合は斷乎たる政治は決して行はるべきものにあらず。唯無爲無事を念とし平靜を専らとするは何れの時代にも必ず採るべき徑路たり。従ひてこの時代に於ても全く事莫きを欲せし爲めに政治は退嬰的となり、儉安姑息となり、別に刮目に値するものなきは時代の性質として止むを得ざることなり。さればとて幕府よりは敢て求めず發動すること毫もなきとしても他より起されし事件、若しくは他より幕府に對して爲し掛けられし事ある際は、幕府として之を解決せざるべからざる地位にありしを以て、止むを得ず無爲を目的とし姑息に之を處置したりしなり。今次に各歴史事實に就きて之を説明し以て管領及び宿老政治の意義を鮮明ならしめんとす。

第一節 公家政治の反動

義滿は元來武家出身なるに係らず公家化を理想として起ちたるは既に説きし如し。その後を承けたる義持は父の理想を繼承すべき筈なるに全く反對なる態度に出でしは前管領たりし斯波義將の獻策に基けるものにして、義滿の如き勢威と勳績とを有せざるものとしては寧ろ本來の武家に歸るを以て正に當然なる手段なりと云ふべし。而して義將及びその後の管領・宿將は續いてこの方針を以て義持を輔佐して政務を執行せり。今その事實を次に述べんとす。

一、繼嗣問題 義滿がその妾中原能秀の女春日局の愛に溺れその所生の子義嗣を寵愛し、北山行幸の際にも關白の上に居らしめ、親王の儀に準じ宮中清涼殿に於て元服せしめたることは既に説きし如し。而して嫡子たりし義持は却つて義滿に喜ばれず寧ろ退けられ北山行幸の際には京都鎮護の任として盛儀に與らざりしなり。爲めに諸大名専ら心を義嗣に歸し勢威は義持を凌ぎ後繼者は必ず義嗣なるべしと一般に信ぜしめたり。而して義滿薨去に當り遺言する所無かりしを以て恰も義持・義嗣の二君存在せるの状をなし、繼嗣を決すべきに難めり。然るに義將は幕府の宿老として一身を提して起ち、義持を奉戴して之を繼嗣と定めたり。義將の子義重、當時管領たりしを以て諸將父子の威權を憚りて敢て之を争ふ者無くして適從し、義持家を相續せり。元來義滿は絶對の公家化を理想としたりしを以てその妻北山院を國母とすると共に自ら太上法皇となり、やがて義嗣を皇太子となさんとするを豫想したりしかば義嗣を公家となさんとし義持は依然として武家となり征夷大將軍として存在せしめんと

せしなるべし。されば義將が足利氏を武家として存在せしめんとするには義持を奉戴すべき順序なり。特に長幼の順より云ふも、將又既に繼嗣として擇ばれ征夷大將軍となり居る點より考ふるも、義將が純然たる武家として起つを目的とせる以上は義持を奉戴せるは當然の事と云ふべし。かくして繼嗣問題は容易に決定せり。

二、尊號辭退 義滿が絶對の公家化を理想として馴致せる形勢の下にその薨去と共に公卿の獻策に基き朝廷よりは太上法皇の尊號を授けんとしたまへるに、昔より臣下としてかゝる尊號を拜受せる例なしとして義將が義持に勸めて之を辭退せしめたり。これ東寺執行日記の説く所にして正に事實なるべし。山科教言の如きはその日記に人臣として例なしと説きながら天智天皇の御孫弓削道鏡有りと書けり。これ道鏡を天皇の皇子施基親王の御子なりと云ふ傳説に誤られしものなるべし。道鏡が親王の御子にあらざるは既に定説ありて又論するの要なし。且つ道鏡に賜ひし法王は義滿の受けんとする太上法皇とは自ら意義異なれり。従ひて臣下として太上法皇となりしものは決して無かりしなり。義將の之を辭退せしめしは我が國民として正に當然の事にして僧周麟は翰林胡蘆葉に義滿の百年忌にその行實を説き、義持の尊號を辭退せるを評して「其恭謙之心可尙」と云へり。此の如く識者の間には之を穩當なる態度と考へられしなり。元來義將は義滿の如き僧上を欲せざりしことは四辻善成が順徳天皇の皇子善統親王の孫たるの故を以て親王たらんとせる場合にも之を諫止せることあるは既に説きし如し。かく大義を重んじ名分を正すの志ありしを以て義持をして尊號を辭退せしむるに至れるは前後一貫せる思想と云ふべし。かくして義持は義將に輔佐せられその獻替に依りて幸に進退を誤らず武家として起たんとし公家化せる義滿の態度に背反せるなり。

三、伏見宮家舊領御恢復 長講堂領・法金剛院領・熱田社領・播磨國衛已下は持明院統世傳御領にして崇光院御管領ありて上皇として伏見離宮に在したりしが、應永五年正月崩御せらるゝと共に後小松天皇の御沙汰にて悉く之を朝廷に没收したまへり。元來これ等の御領の中長講堂領と法金剛院領とは光嚴院の遺詔により崇光院の御子榮仁親王が即位せらるゝことある場合には御管領あるべし、若し然らざれば後光嚴院御管領ありて終に親王に讓渡せらるべし、而して末代兩方共に即位せらるれば正統につきて親王の御子孫にて御管領あるべしと定められたり。然るに親王即位のことなく崇光院に傳はりしが、その崩御と共に義滿は之を奪ひ、後小松天皇の御領として没收せしめたり。是に於て親王は鬱々として樂しまれず遂に御覺悟ありて出家し通智と號せられたり。尋でその五月に花園天皇の皇子秋原殿直仁親王薨ぜらるや、先きに後堀河天皇の皇女^子室町院の御所領を親王管領したまへるが、光嚴院は親王薨去あれば又惣領家たる伏見宮即ち榮仁親王に之を歸すべしと遺詔せられたり。仍りて榮仁親王は遺詔に依り之を傳領せんことを義滿に逼られたり。是に於て義滿は直仁親王遺領の中七ヶ所と秋原殿とを親王に捧げ、尋で又播磨國衛とその別納十ヶ所をも給し奉り。されどこれ等御領をば實際には御管領なるに及ばざりしかば御所領は定まりしも全く有名無實となれり。而して義滿は親王を強ひて秋原殿に徙して伏見殿は之を奪うて自己の別莊としたりしが、その後應永の亂終りて之を親王に奉還せり。然るに八年四月に伏見殿燒失し親王は止むなく嵯峨の洪恩院に入り、尋で又有栖川に徙られ不自由なる隘屋にて御起居ありたり。かく親王は義滿の勢に對して如何ともなし得たまはざりしが、義滿薨去の後斯波義將の議に依り義持を説きて光嚴院遺詔の如く長講堂領・法金剛院領を返し奉りて親王は伏見殿に歸還さるゝこととなれり。されど伏見殿は先きに燒け

て屋宇無かりしを以て松殿三位の庵室を御殿と改め徙りたまへり。御殿は狭小なりしと雖も御領は元の如く親王に歸し御満足にて在はしき。又直仁親王の御遺領もこの後全く管領せらるゝこととなりて御領は増加し一冊御裕福となられたり。かく義滿の政治に反して義將は義持を説きて御領を復舊し奉り伏見宮家を復興せるは實に時勢に順應せる武家政治の恢復を意味せるものにして、正に義滿の政治に對する反動と云ふを得べし。

四、明使拒絶 皇明實錄に依れば義滿の薨すると共に幕府は使を遣はし之を明に報せしと云ふ。これ國史に傳へざる所なり。或は五山の僧にして義滿の計を傳へしを明に於て義持の使とせしものならん。計到るや、成祖は内官周全渝を遣はして來朝せしめて義滿の靈を弔はしめぬ。全渝は十六年六月兵庫に着し、七月五日北山第に義持に謁し明主の書を致せり。書中義滿が海賊を殄滅し海峽・邊隅の安寧を致せるを喜び、その忠貞を褒して特に恭獻と謚し、祭文と共に絹・麻布各、五百匹を贈り、且つ國書を義持に致せり。その祭文及び國書は共に收めて善隣國實記にあり。時に明には倭寇連りに沿岸を抄掠し山東省の寧海衛を襲ひて之を下し、成山衛を侵して附近を侵略し、山東の北岸難を蒙ること激甚なり。皇明實錄にはこの事實を明かにせり。かゝる有様なれば成祖は義滿の靈を弔ふと共に倭寇鎮壓を義持に托せり。その國書淺野侯爵家にあり。然るに義持は全渝が弔問の使なるを以て之を接待せしと雖も倭寇鎮壓には應ぜざりしなり。尋で十八年九月明使王進兵庫に來りしも京都に到るを得ずして歸國せり。皇明實錄に據ればこの時義持は圭密等を遣はし恩を謝し方物を贈り獲る所の海賊を獻せりと云ふ。これ國史にも記載なく又義持の決してなさざる所にして圭密等の明と通ぜんが爲めに私に爲せしことたるや明白なり。その後明より呂淵を遣はし俘虜を送り來りしも義持は之を入れず、古幢長老をして海濱の地に於て接

せしめて還らしめたり。かくて二十六年夏島津久豊が使を明に遣はし硫黄及び馬を贈りしも、義持の書なきを以て明主亦之を卻けたり。而してその七月呂淵再び來聘し博多を経て兵庫に來り、國書を進めぬ。その書は載せて修史爲徴にあり。これに據れば義持は嗣立の初めより交通を絶ち海寇は沿岸を侵せり。而して唯海東蕞爾たる地を有し自ら險阻を恃み志驕を敢てせり。明の師舟楫に慣れ騎射に便なり。而もよく含容する所以は義持の非を悟るを冀ふ爲めなり。かくして歲月を送るに今茲復屢、海寇濱海に到る。明兵を加ふればその險も恃無かるべし。この時悔るも亦及ぶ無けん。宜しく年長と諳り行を改め父の志を承け賢徳を任用すれば必ず過ちなく、先王の如く俘を獻じ明の命を奉ずれば國內安寧なるべし。故に呂淵を遣はし寇者葛成二郎五郎等を送る。然るに守海者知る無く使臣を阻遏して達せず。尋で士官性運等を遣はし來朝せしめしにその悔過遷善を見る。仍りて今茲呂淵・性運等をして勅書を齎し海濱を掠むる者を送還せしめ通信往來せしむとあり。之に據りても明使從來屢、來りしも義持に旨を通ずるを得ずして歸國せることを知るを得べし。これに對して義持は僧元容をして呂淵に次の如く答へしめたり。その答書は收めて善隣國寶記にあり。その要は使臣兩國往來の利を説くも敢て之に接せざるは先君病を得し際之をトはしめしに諸神崇をなせりと云ふ。これ我が國古より外邦に向ひ臣と稱せざるに先君之を敢てし、曆を受け印を受けたる爲めなりと。是に於て先君大いに懼れ神明に今後外國の使命を受くる無く子孫をも戒め固く守らしむべしと誓はれぬ。既に圭密行人と俱に來りしも之に接せざらんとしたりしが先君を弔ふ爲めに來りたれば之を迎へてこの意を諭せり。決して險阻を恃むにあらず。神明の意に順ひ先君の命を奉ずるのみ。昔元兵百萬到りしも海に溺れるは唯に人力のみにあらず、實に神兵の陰助によりて防禦せるなり。今使者の不通を

以て辭となし兵を用ゐ來伐せば我が城を高くし池を深くするに及ばず、道を除きて之を迎へて戰はんのみ。彼の海寇の如きは遁逃の徒の所爲のみ。之を捕戮するも可なり。奚んぞ帶し來るに及ばん。唯要は不往不來各、封疆を保たんのみと説けり。この意味より云へば義持は我が國の態度を説き義滿の薨去は外國に臣と稱し曆を受け印を受けたるにありとし、神明に藉りて明との交通を絶ち明にして來寇せば之を邀へて戰はんとの勢を示し大義名分を明かにして屈辱的態度を卻け、正々堂々と明使に諭せるなり。これを義滿の態度と比較せば正に全く反對なるを認むるを得べし。これ義將等が義持に説きてかゝる態度に出でしめしものにして義滿の行動に對して喜ばざりしを以て此に改善して明に對抗せしめたり。從ひて義持の行動は武將としての志を鮮明せるものと云ふべし。

五、北山院の薨去 義滿の薨去以後北山院は國母としての資格は保持せられしも、その勢亦往日の如く隆ならずして味氣なく世を送られたり。元來北山院は日野資康の女にして義持の准母葉子の姪にして葉子歿せし後義滿は之を納れて正室となせり。而してその妹榮子は義持の夫人たるを以て義持とは深き關係あり。されども義持は初めより北山院に親しまずその關係疎隔せるものゝ如し。既に二十三年の冬より北山院はその同胞たる都賀尾慈松坊の進退の事に就き義持に懇請する所ありしも應ぜざりし爲めに義持と不和となれり。從ひて二十四年正月には毎年の例に依り義持は後圓融院の母后崇賢門院に參賀すべき筈なるも北山院と同じ御所に在せらるゝを以て敢て參賀するを得ず、その事情を義持より崇賢門院の兄仲光の子にして院の執事たる廣橋兼宣に申し通じ執達せしめしこと兼宣公記にあり。これによりても北山院と義持と疎隔せる關係は明かに推察し得べし。かくて二十六年十一月に至り北山院病危急と傳へられ義持見舞に馳せ參じ尋で六條八幡宮に參籠せり。その間に北山院は薨去

され、その兄重光の子義資が頭辨たりしも義持の爲めに即日籠居を命ぜられ、天下觸穢なく諒闇の儀もなし。而して義持は北山院を嵯峨眞淨院に於て茶毗せしめ五山の僧徒をも敢て會せしめずして葬儀も甚だ略式を以て執行せしめたり。この状態を見て後崇光院貞成親王はその看聞日記に「故北山殿御時有三院號、一時之榮一睡之夢也、至死期非准母の儀、人間不定今更被驚了」と書かれ、北山院の末期及び葬儀の略式にして義滿在世の當時と比較して感慨無量の情を表されたり。而して義持は北山院の寢殿をば破壊して南禪・建仁兩寺に寄附し、その遺領は擧げて之を後小松法皇に返還し奉れり。義持は初めより義滿の行動を喜ばず公家化を冀望せざりし爲めに義滿の野望實現に資せんとして北山院を准母となせしを喜ばざりしを以て、かく北山院に對して頗る冷淡なり。而してその不和となりその薨去に及べるも敢て介意せず葬儀は略式を以てし、その血族關係者たる義資をも閉居せしめて謹慎せしめ、遺領は法皇に返還し奉りしなり。而して義資を斥けしはその父重光専ら義滿を輔佐し威權中外を壓せし爲めならん。即ち義持は大義名分の上より義滿の態度に反對し純然たる武家として存在せんとし、かかる處置を執りしものなるべし。

六、後龜山法皇の潛幸と伊勢の亂 義滿の統一完成の犠牲として後龜山上皇は吉野より嵯峨大覺寺に入らせられしが應永四年十一月に落飾あらせられぬ。その後大覺寺・持明院兩統合一條件の一たる兩統の皇位迭立のことに關し聊か省みる點ありしにや義滿は後小松天皇の皇太子を奏請することなくして薨去せり。義持の時に至り十七年三月法皇は義持の第に幸したまひしこと教言脚記にあれども、その何の爲めなりしや他に記録なきを以て知り難し。されどその十一月には法皇吉野に潛幸ありたり。貞成親王の看聞日記二十三年九月十六日の條に據れ

ば、この五六年御困窮と號せられ御出奔ありしとあれば供御御不足なりしなるべし。既に義滿の時には嵯峨に伺候し資財をも獻じ奉り供御豊富なりしも、義持に至りては之に對して優待し奉らざりし爲めなるべし。又一方には當時後小松天皇の皇太子を冊立せんとするの情勢ありしをば密かに察したまひし結果とも思はる。即ち翌十八年十一月には天皇第一の皇子に立親王宣下ありて清涼殿に御元服ありて躬仁親王と稱し奉り皇儲と定められたり。されば法皇の吉野潛幸あるやその影響として飛驒國司姊小路尹綱は之に呼應して亂を圖れり。仍りて義持は近江守護京極高數、信濃守護小笠原政康等をして之を征せしめぬ。高數・政康は越中笹津より、甲斐八郎・朝倉彈正左衛門は美濃穴間より進みて飛驒に入り小島城に尹綱を攻めて之を降し高數は飛驒守護となれり。これ十八年八月の事にして岡村文書・飛驒國司略記等に詳かなり。尋で躬仁親王は十九年八月即位あらせられぬ。之を稱光天皇と稱す。是に於て大覺寺統に志を寄せし人々は動搖し、紀伊熊野に於ては日田義宗は異圖を蓄へて亂を起さんとし、阿蘇惟康は阿蘇神社大宮司職の事に關し同族惟郷と争ひて兵を起し、肥後守護菊池兼朝は之を援け、伊勢國司北畠滿雅も亦兵を擧げて叛せり。滿雅は顯泰の子にして親房の曾孫にして國司として南伊勢一志・飯野・多氣・渡會・飯高五郡を領し大和宇陀郡をも併せ有せり。その一族木造俊泰は權中納言として在京し、足利氏に屬したれば滿雅の兵木造氏の坂内城を攻めて之を降し、滿雅は多氣城を出で一志郡阿坂城に據り、一族坂内雅俊を木造城に、弟顯雅を飯高郡大河内城に入れて之を守らしめぬ。仍りて義持は二十二年四月一色義範を主將とし土岐持益・同康政・木造俊泰等をして之を征し諸將相分れて諸城を降し共に合して阿坂城に滿雅を攻めしめぬ。滿雅は克く禦き容易に降す能はずして攻城八月に及べり。後村上天皇の皇子上野宮說成親王間に居りて兩者を御

調停ありて媾和成り諸將師を班せり。而して義持は法皇に對して御領所を復舊し奉らんことを請へり。これ恐らくは滿雅と媾和の條件なりしならんか。かくて管領細川滿元連りに媾和を周旋して和睦亦成り、朝廷よりは廣橋兼宜を使として法皇を迎へしめ終に二十三年九月大覺寺に還幸したまへり。かく法皇の潛幸を餘儀なくせしめは義持が義滿の態度に反して法皇の供御を上らず且つ優遇し奉らざりし爲めなると共に、稱光天皇の即位が行はれし爲めに大覺寺統に志を寄せし人々をして明德の講和條件に違背せるものとして動搖せしめ反亂を惹起せしめしなり。されば大覺寺統に對する義持の態度は義滿の時と異なる結果を齎せしものと云ふべし。蓋しこれ義持の反動政策の結果なり。

七、義嗣の滅亡 義滿の薨去するや義持はその志を承け弟義嗣との間柄は圓滿にして兄弟相輯睦せり。従ひて兄弟相携へて入朝し又共に朝廷の行事に従ひ、義嗣は從二位權大納言となり、又正二位となれり。かく表面は兩者の間圓滿なりしも裏面には兩者の間に互に暗闘ありしものゝ如し。而して義嗣は驕奢に慣れ用度常に不足し、屢、その増祿を義持に請ひしも之を聽さざりし爲めに深く義持を怨み機會だにあらば之に反抗せんとせり。偶、伊勢に於て北畠滿雅兵を起し大覺寺統の人々を語らひ亂漸く大ならんとせしかば、この機會に乗じ事を擧げんとしたりしも亂早く平ぎたればその儘止めぬ。その後陰に機會の到るを待ちしに關東に於て足利持氏に對し不平を抱ける上杉氏憲が持氏の叔父滿隆及び持氏の弟持仲を擁して兵を擧げんとしたりしを以て義嗣は密かに使を遣はし、氏憲・滿隆と相通じて曉諭する所ありしかば氏憲等反を謀れり。之を禪秀の亂と云ふ。而して義嗣は禪秀の亂既に勃發し關東の騷亂劇甚なりしかば之に應じてその黨を集めぬ。尙近江守護六角滿高の幕府の譴を得て屏居

せるを誘ひしも未だ應ぜざりしが、謀泄れんことを恐れて義嗣は潛かにその第を逃れたり。義持は之を開きて大いに驚きその所在を搜索せしめしに義嗣は高尾山神護寺にありて自ら鬚を截れり。仍りて義持は管領細川滿元及び富樫滿成をしてその歸還を勸誘せしめしも義嗣は應ぜずして唯恨を述べ出家すべきを説き、僧侶に逼りて戒師たらしめんとせるも僧侶等恐れて近づかさざりしが迫りて出家し、之に伴へる近衛中將山科教高・同嗣教等の近臣等も共に薙髮せり。義持はその命を奉ぜざるを怒り侍所一色義範に令して義嗣を仁和寺興徳庵に禁錮せしめ教高等を滿成の第に拘し之を詰問せしめぬ。教高等は具さに叛狀を自白し連累者甚だ多かりき。幕府はその處置を議せしに畠山滿家は義嗣を自殺せしめんと説きしも滿元は楚忽の義なりとし、一旦相國寺の林光院に移して禁錮せり。然るに一夜盜あり竊に窓を切りて入り義嗣を奪はんとせしを以て爾來益々守衛を嚴にせり。既に義嗣の禁錮せらるゝを聞き延曆寺及び奈良の諸寺より義嗣の出せし檄文を捧げ事態容易ならざりしかば幕府は教高等を加賀に流し、畠山滿則・山名時熙・土岐康政等又連累者たるを以て罪したり。尋で二十五年正月旗雲天に聳ゆるに及びて陰陽師をして之を占はしめしに兵革の兆なりと答へしかば義持は大いに恐れ、滿成に命じて火を林光院に放ち義嗣を殺さしめぬ。時に歳二十五。圓修院と號す。その夫人及び幼兒二人あり。之を滿成の第に錮す。是に於て義嗣の變全く鎮靜せり。義嗣は義滿鍾愛の子にして親王に擬して之を元服せしめ公家の相續者たらしめんとしたりしに、純武家政治に志せし義持は之を排して優遇せずして終に之を殺すに至れり。これに依りても義持の公家政治に對する反動的態度は明かに之を認むるを得べし。かくして義滿の特に非望實現の爲めに資せし事は義持に依りて徐々に破壊され又毫も形跡を留めざるに至れり。即ち義持は大義名分の上に立脚して義滿の施設せる事

を反動的に漸次に破壊せるなり。

第二節 管領及び宿老

義滿の施政に對する反動として義持は反對なる政治を行へることは既に之を説きたり。これ素より義持の義滿に對する反感に基ける點ありしと雖も單にこれのみに依るにあらざりて又義持の周圍にありて之を輔佐せる管領及び宿老の獻策に因るものありしなり。従ひて義持の政治は管領及び宿老に負ふ所多かりしなり。義滿全盛の餘烈を享け管領及び宿老には實に人材多く輩出し、能く足利氏の盛運を持続するに努めたり。今順を追うてこれ等の人材たる所以を次に説明し獻策する所多かりし次第を叙せんとす。

一、斯波義將 尊氏の曾祖父頼氏の兄家氏は斯波氏を稱し、その曾孫は高經にして尊氏を輔けて功あり、越前守護たり。義將はその子にして義滿に事へ細川頼之に代りて執事となり初めて管領と稱せり。義滿は特に義將を尊重し總べて足利直義の例に従ひて之を待遇し右兵衛督たらしめ正四位下に叙し昇殿を聽し繪神家に列せしめたり。京都二條勘解由小路に居りたれば世に之を勘解由小路武衛と稱し、歴代相踵いでその官位に昇り將軍は世々義字をその名に冠せしむるを例とせり。義將は文武の才ありて三度管領となり、聲望高く世の敬重する所となれり。義持の嗣立の如きは義將がその子義重と共に圖りて斷行せる所にして、好く義持を輔け武家としての本質を守りて義滿の施政を改めしは既に説きし如し。義將深く學を好み詩歌を學びしが、嘗て義滿がその士を罰して第宅を毀たしめんとするや、義將は治承の昔に平康頼が赦に遭ひ鬼界嶋より歸洛し「古里の軒の板間に苔むして懷

ひしほとは漏ぬ月かは」と詠ぜし歌を引きて、古昔罪人の宅存せしを説き義滿を諫めて之を止めしめしこと臥雲日件録にあり。又その初めて越中に守護として下りし時に那寒にして大雪なりしが、士卒凍傷して指を墜す者あり。この時に當り義將は晉王參が刻銘に軍せる故事を憶ひ四方の戸を開き月を賞せしことあり。爾來雪夜に遇ふ毎に酒を温め興を催し自ら雪簷と號し中巖圓月をして之が説を作らしめ、明の僧動無逸をして之が詩を作り、義堂周信をして序を編せしめしこと空華文集にあり。以てその文雅の才を見るを得べし。かく學問ありて識見卓拔なりしを以て義持を輔佐して大いに政務を刷新し以て新政を行ひ面目を改めしめたりしなり。

二、斯波義重 義將の子にして義滿の猶子となり、初め義教と呼び、後に義重と改む。應永十二年に管領となり、十六年十二月之を辭しその子義淳之に代れり。義重は堺の役に戦功ありしを以て尾張守護となり越前・遠江と併せて守護せり。その人物圓滿闊達にして穩便を主とせり。惟肖得巖が義重の七周忌にその人物を説きし文東海瓊華集にあり。その中に「神仙中人、物外高士也」と評せり。以て人物高邁にして普通の武將にあらざるを知るを得べし。又同書に義重が書畫を好み古書・古畫几格に滿ち、風流を喜び清泉・茂樹階除に蟬映し、風調清閑にして思慮冲澹なりと説けり。二十五年八月に薨せり。病革るに及び端坐瞑せり。能く義持を輔け政務に當りて遺漏なく上下悦服せり。

三、細川滿元 頼元の子にして頼之の甥なり。應永十九年管領となり二十八年に罷め入道して道觀と云ふ。初めより義持の深く信頼する所となりしが悦道の二字を書きて之を滿元に與へぬ。蓋し滿元が儒釋の道を悦びしが爲めならん。滿元は資性温良にして好く機務を掌り、大事に臨みて毅然奪ふべからざるものあり。好く義持を輔

導し四海靜謐を致し民物殷阜にして泰平の治をなし、幕府の盛運古來未だ見ずと岐陽方秀が評せるに徴しても幕府を輔佐せる勳績は之を窺ふを得べし。三寶院准后滿濟は政務の匡輔には必ず一方の意見を有せし人と滿元を評し最も當時に重んぜられしを知るべし。又得巖は滿元を評して識量寛弘にして識見は頼元に似、神謀智算は頼之の如く、文雅風流は遠くその上に出づと東海瓊華集に説けり。滿元は禪を好み常に金剛經を書し第中に小齋を營みて賓月と號し、修禪の道場とせり。その第は泉石の景趣に富み、義持は之を北山第一の勝と稱せり。かく修養する所多く趣味豊かなりしを以て人物として餘裕あり徐に機務に當り政務に處し誤謬かりしなり。

四、島山滿家 基國の子にして應永十七年斯波義淳に代りて管領となり、後に復二十八八月にも再び管領となれり。入道して道端と云ふ。能く義持を輔けて大小の事興り聞かざるなし。沈勇にして遠謀深慮あり、資性溫和にして禍亂を未萌に抑止し天下をして好く安靜ならしめたり。

五、准后滿濟 今小路師冬の二子にして義滿に愛せられぬ。爲めに猶子となり報恩院隆源僧正の門に入りて得度し學識卓拔せり。應永二年義滿は之を伴ひて醍醐寺座主とし法身院に住せしめ三寶院の法印となし東寺長者に補せしめぬ。後に三宮に准ぜられ三寶院はこの時初めて門跡寺となれり。三寶院は賢俊僧正が光嚴院の院宣を西走せる尊氏に傳へて東上せしめし以來朝廷・幕府と深き關係を有し、朝廷・幕府の祈禱は皆之を修し、寺領二十餘國に亙り甚だ富めり。滿濟はこの富を管し、且つ義滿の猶子として義持と深き關係あれば最も敬重せられぬ。義滿の薨するや義持その金襴袈裟を滿濟に貽れり。斯く信賴厚かりしを以て天下の政務興り聞かざるなく、事多くその獻策に出で、管領と雖もその協贊を経されば行ふ能はざりき、而もその處置最も公平なりしかば後崇光院

は天下義者と評せられたり。その手記に係れる日記は應永十八年より永享七年示寂前まで備はれり。而してその原本は十八年より二十九年迄は帝國圖書館に藏せられ三十年より後は三寶院にありて國寶に指定せられたり。この日記に因りて義持及び義教二代の事蹟細大となく徴するを得べし。これに據り滿濟が黒衣の宰相として幕府の政治に參畫する所多きを知るを得べし。

此の如く管領及び宿老内にありて義持を輔佐して政務を執りたれば義持は遊惰にして常に酒に耽溺し政務に怠りしも能く幕府の盛運を持続するを得たりしなり。

第三節 足利義持の遊惰

管領及び宿將に文武の造詣深く思慮周密にして而も穩健なる人物多かりしを以て幕府の政治は圓滿に遂行せられ、義持は多く心を勞することなく泰平の治を致せり。爲めに義持は遊惰に耽り恣逸にして放漫なりき。當時禁中の風儀は全く崩れたりしに義持等も亦自ら慎むことなくして荒酒甚だしく禁中と自家との區別なかりし爲めに後宮は強く紊亂せり。公卿も亦義持と同じく遊惰にして宴飲虛日無く或は替者を院中に招き義持と共に之を聽しり。而して大飲夜を徹し深醉すること多く上下の風儀甚だしく亂れたり。

單に禁中のみならず義持は常に攝家・諸門跡及び西園寺・日野・柳原等と諸公卿の第に宴飲し、又三管領・四の宅にも遊び遊惰に耽りて政務に熱心ならざりしことは兼宣公記・看聞日記・花營三代記等の記事に徴して明かなり。義持のみならず稱光天皇も亦酒に溺れたまひ狂質にして弱體なりしを以て早くも正長元年七月二十八歳

にて崩御あらせられぬ。

義持の子義量は應永十四年七月に生れ二十四年に元服したりしが、時代の風潮に従ひ又酒色に耽溺して豪遊せり。義持は之を憂へ近臣をして諫めしめしも用ひず遂に近侍畠山持清等三十六人をして連署して義持に請はずして酒を進むる能はずと起請して誓はしめたり。されども實際には行はれずして義量は三十二年二月身心を損し十九歳にて薨去せり。その事跡は花營三代記・薩戒記に詳かなり。

義持・義量等統御の地位にあるべき人々共に行跡修まらざりしと雖も天下毫も事なかりしは輔弼の重臣に適材ありしが爲めなり。即ち政務は全く宿將・管領の手に委せられ義持はその提案に従ふに過ぎざりしなり。既に説きし如く宿將・管領に人材多かりし爲めに幸に無事故務を執行したりしと雖も大なる革新は決して斷行する能はず、主義ある政治は行ひ得ざりしなり。唯先例・先規に従ひて政務を處理するに過ぎざりしなり。

第四節 關東の形勢

管領及び宿老政治は亦關東に於ても之を見るを得べし。關東は幕府と同様の行政組織をなせることは既に之を説きたり。されば幕府に於て將軍足利義持が遊惰に耽り政務を顧みざりしと同様に關東にても滿兼の子持氏初めは幼なりし爲めに政務は全く管領上杉憲定の決する所となれり。その後持氏長ずるも性質粗笨にして放縱輕佻なりし爲めに政務は全く管領家たる上杉氏一族の手に歸して又管領宿老政治を出現せり。而も幕府は關東の勢力優越して幕府に通らんことを恐れて關東に二元政治の出現を計畫して毎に鎌倉府牽制の策を運らせり。是に於て幕

府及び鎌倉府の管領及び宿老の對抗争闘を見るに至り互に掣肘して輸贏を競へり。これ最も奇態なる状況にして兩府の關係は將に十分研究に値すべきものと云ふべし。

第一 伊達氏の亂

伊達政宗は奥州の雄藩として遙かに幕府と聯絡し氣脈を通じて足利滿兼に反抗せることは既に説きたり。而して伊達正統世次考に據れば政宗の孫持宗は幕府との關係に於て恃む所ありし爲めに羽前の長井道廣の所領を押領せり。これ持宗は政宗の時に反亂せる爲めに鎌倉府より奪はれし所領恢復を圖りしものならん。勿論持宗は單獨に事を起せしにあらずしてその一族たる伊達郡懸田城主懸田定勝と聯合せる爲めなり。結城文書に従へば持宗は既に亂を起して近隣を掠め、その振舞赦し難かりしも鎌倉府は寛宥の儀を以て致書を下し屢々警告する所ありしも應ぜざりしを以て白河の結城滿朝に命じ、須賀川の二階堂氏・信夫郡の信夫常陸介及び南倉増一丸等と共に之を征せしめたり。持宗等は大佛城に退きて守れり。大佛城は今の福島市にありて杉目とも云へり。城地に大佛の像ありしを以て大佛城と呼べり。仍りて持氏は更に滿朝等をして二本松の畠山國詮等と之を攻めしめしに糧食盡きて城陥れり。この後持宗が如何に成行きしや記録なしと雖も關東に於て上杉禪秀の亂起りたれば之を機會として近傍を蠶食し舊領を復舊せることを正統世次考に説けり。蓋し事實なるべし。かくして伊達氏は禪秀の亂に乗じその運命を支持し、幕府の鎌倉に對する政策の餘澤を受け幕府被護の下にその家を安全に保持し依然として鎌倉府に抗せり。

第二 禪秀の亂

禪秀の胤とは鎌倉府の管領上杉氏憲入道禪秀がその主持氏に反抗せる騒亂なり。この亂ありてより關東將士は幕府に志を寄するものと鎌倉府に従ふものとの二つに分れ互に黨争を事とし、引いて兩府の不和を醸成し、宿老政治の破綻を茲に出現するに至れり。されば幕府の政策を説く上より云ふも、將亦關東と幕府との關係を考ふる上より云ふも、この亂は十分に研究を必要とする重大なる事件たり。仍りてその反亂に至る順序及び結果を次に略説せんとす。

一、上杉氏一族の軌轢 上杉氏は藤原氏にして勸修寺家に出でし名門なり。後堀河天皇の御妹式乾門院利の藏人として院務を掌りし重房が丹波上杉莊を領せしを以て始めて上杉氏を稱せり。重房は後に宗尊親王に従ひて鎌倉に下り、その子頼重は順德天皇の皇女永安門院穩の藏人たりしが文武の譽ありたり。その妹は足利頼氏の妻にして家時の母なり。頼重に三男四女たり。長は重顯、次は頼成、三は憲房にして長女は家時の子貞氏の妻にして末女は高師直の妻たり。貞氏の子は即ち尊氏・直義にして共に上杉氏の生む所たり。爲めに憲房は尊氏に従ひて偉功を樹て戰死せり。而して師直亦尊氏に従ひ權を専らにせり。重顯の後は扇谷・八條等の諸家となり、頼成の後は小山田氏を稱し、憲房の子は憲藤・憲顯にして共に基氏を輔佐して關東に勢威を張れり。憲顯の子は憲將・能憲・憲英・憲春・憲方・憲賢・憲榮の七人あり。能憲は宅間家を稱し、憲英は上野に守護となり、その子孫龜鼻和を稱して武藏にあり、憲方は山内家を稱し、憲榮は越後にありて上杉氏の祖となれり。憲方の子は憲孝・憲定あり。憲孝は能憲の養子となり宅間家を嗣ぎ、憲定は山内家を相續せり。憲定の子は憲基・義憲にして憲基は山内家を嗣ぎ、義憲は佐竹家を嗣げり。又憲藤の子は朝房・朝宗にして朝宗は大懸家を稱し滿兼を輔けて

功あり。かく上杉氏の子孫關東に滋繁し一族十餘家に分れ多く關東に割據せり。就中鎌倉府の管領となりしは山内・宅間・大懸の三家なり。而して宅間家は後に山内家に合されしを以て結局山内・大懸の二家となれり。初め二家互に婚姻したれば關係親密なりしも、朝宗の子憲即ち禪秀と憲基とは隱然相闘ぎて勢力を競ひ内實不和なり。氏憲は管領となりしも持氏と相納れず、常陸の住人小幡六郎が罪を犯して持氏の怒に觸れ所領を沒收せられや氏憲之を保護して有免を請ひしも許されず、終に管領を辭し憲基之に代れり。勿論これ氏憲が憲基と隱然軋轢せる爲めにその掣肘を受け辭職の止むなきに至りしものならん。されば氏憲は頗る不平にしてその餘憤を漏さん爲めに反逆を謀りしものなるべし。上杉系圖・上杉系圖大綱・鎌倉大草紙・常陸名家譜。

二、禪秀謀叛の動機とその與黨 足利義嗣が兄義持に對し含む所ありて亂をなさんとせることは既に之を説きたり。されば義嗣は禪僧を使として禪秀を説き、又持氏の叔父滿隆を勸誘せしめてその與黨とし東西呼應して起るべきを約せり。初め滿隆は持氏の嗣立と共に隱謀の企ありとの流言行はれ鎌倉に時ならぬ騷擾を惹き起したれば一時難を憲基の父憲定の邸に避けたり。憲定が之を救解して事無きを得たることは鎌倉大草紙の説く所なり。されば滿隆は初めより持氏に對して不平なりしなるべし。この形勢を察して禪秀は義嗣の勸誘に應じて説きしかば滿隆は之に應じ、その養子持仲持氏の弟をして世に出さしめんとし、父子相謀りて禪秀と謀る所ありしなり。かくて禪秀は滿隆・持仲と相結び義嗣の下知を義持の教書と號し、持氏・憲基追討の沙汰を作り禪秀の副書を内密に出して廻文とし、關東の諸將を誘ひてその與黨とせり。

禪秀に應ぜしものは禪秀の子憲秋・教朝・快尊鶴岡八幡宮別當・憲方・憲春にして一族にては山内家の祖憲房の兄頼成

の曾孫武藏守護代長尾氏春等なり。又婿成の關係としては禪秀の婿下總の千葉兼胤、上野の岩松滿純、下野の那須資之及びその舅甲斐の武田信滿、その子信長なり。又禪秀の子教朝の養父常陸大掾滿幹も同國の山入與義と共に之に應ぜり。山入氏は佐竹氏の分家なり。初め佐竹義盛若くして卒し子なかりしかば一族小野崎通郷・江戸通成等憲基の弟義憲を養子として之を迎へ家を嗣がしめぬ。仍りて與義は佐竹氏の一族小田野自義・稻木義信・酒出義利・長倉義景等と圖りて之を排斥し、爲めに佐竹家分れて二黨となれり。而して與義等は直ちに相率ゐて禪秀に味方せり。與義の關係よりその妹婿小田持家も亦之に應ぜり。又奥州蘆川の足利滿貞は豫てより持氏を排斥して之に代らんとするの志ありしを以て機會到れりとなし、禪秀の誘引に従ひ奥州蘆名滿久・結城滿朝及び石川・田村・南部・葛西等の諸氏・海道四郡の諸氏と共に之に應ぜり。この他關東にては上野の澁川左馬助・舞木太郎、武藏にては兒玉黨・大類・倉賀野・丹黨の者共及び荏原・蓮沼・別府・玉井・瀬山・龜尻等諸氏、相模にては會我・中村・土肥・土屋等諸氏、常陸にては行方・小栗等、下野にては宇都宮氏、伊豆にては狩野介等、信濃にては小笠原氏等共に持氏に抗せんとせり。かく關東にては京都に於ける義嗣の勢力が微なるに反してその誘引に依れる禪秀の與黨は甚だ優勢なり。これ全く大懸上杉氏がその勢力を多年扶植し來れるが爲めに於て、即ち管領及び宿老政治の爲めにかゝる結果を將來せるものと考ふるを得べし。

三、戰爭 禪秀は應永二十三年十月二日滿隆・持仲等と共に鎌倉西御門の保壽院に入れり。この地東南に管幕府の遺址を控へ右には鶴岡八幡宮の大丘、左には月吹山聳え、土地高く奥深く優に鎌倉一帯を制壓し得べければなり。禪秀はその部下屋部・岡谷等をして兵を率ゐて八幡宮前の塔の辻に下り、堀切・鹿垣を結びて矢倉を

設けしめ、陣營を張りて憲基の佐介・谷邸に對抗せしめ、淨妙寺村の持氏邸との連絡を絶たしめたり。而して初め禪秀にかゝる陰謀ありとは毫も知らずして持氏は沈酔して臥床せるに、木戸滿範が早くも警報を傳へたりしも持氏は之を信ぜざりしに、漸く禪秀の軍迫らんとしたれば狼狽して前面の十二所の山に登り、山の尾を傳うて三浦郡岩殿山の山路を経て逗子に出で、小坪を経て鎌倉の海岸に還り、前濱を経て佐介・谷に入りしものゝ如し。

鎌倉大草紙
九代後記

憲基は佐介の邸にありて禪秀等の叛逆を全く知らずして酒宴に夜を徹したりしに飛報到りて警告す

る所ありしかば直ちに防禦の準備をなし、手兵を率ゐて持氏を迎へんとしたりしに、持氏やがて逃れ來りしを以て戦備を嚴にし禪秀の軍に對抗せり。かくて六日禪秀の軍押寄せ來りしが佐介の前面なる前濱面法界門・甘繩口小路・薬師堂面等にて兩軍相衝突せるも激しからず、却つて背面の假粧坂・六本松及び無量寺口には激戦ありて岩松滿純その主將として突撃せり。上杉氏定等之を防ぎしも直ちに破られ無量寺口も續いて崩れ、滿純の兵背面より佐介に殺到して火を國清寺に放ち、佐介邸も亦類焼せり。この形勢より考ふれば禪秀の軍は主力を假粧坂に集中し前面は唯之を牽制するに過ぎざりしなり。かくて憲基の軍破れ持氏は極樂寺口より片瀬・腰越を経て小田原に逃れしに、その地方の土屋・中村・土肥等諸氏來襲したれば散々に破られ一時箱根別當證實の許に停り、やがて駿河に走りて大森氏頼に頼り、尋で守護今川範政を頼まんとし、庵原郡瀨名に赴きて安樂寺に入れり。憲基は一旦伊豆那古の國清寺に入りしが狩野介の來攻に遇ひ逃れて越後に走れり。かく禪秀は一時に勝を制したれば滿隆・持仲を率じ、鎌倉にありて政務を沙汰し持氏の殘黨を滅ぼさんとし、持仲を主將として武藏に侵入せしめ、

世谷原に於て江戸・豊島等諸氏と戦へり。鎌倉大草紙・今川記・滿
濟准后日記・古文書

四、持氏の鎌倉恢復 鎌倉の變幕府に聞え注進連りに到れり。幕府にては管領細川滿元諸將を會して議したりしに義滿の弟滿詮提議し、持氏は義持の烏帽子子たれば之を見殺しに爲すを得ず、且つ禪秀等關東を一統せばやがて又幕府に對し謀反すべしと説き、禪秀追伐の策を定め今川範政及び越後の守護上杉房方をして南北より出兵せしむるの内書を下さしめたり。又持氏の冀望に依り禪秀追討の旗を授けたり。信聞日記 禪秀の反京都に波及し人心動搖せるに乗じて義嗣の北山院を突然遁れしことは前節に之を説けり。是に於て幕府は事態が京都に波及し容易ならざる形勢となるべしとし、嚴密に禪秀討伐の策を樹て急に鎌倉を恢復せしめんとせり。先きに氏滿・滿兼に對してはその態度を喜ばず之を掣肘せんとし幕府は東北の諸氏と結び暗に鎌倉府反抗の形勢を作らしめしも遽にその態度を改め東北の諸氏をして鎌倉府を助けしめたり。かくて幕府の態度既に決したりしを以て範政はその命に従ひ檄を關東の諸氏に傳へ順逆を説き嚮背を定めしめぬ。その檄文は載せて鎌倉大草紙及び結城文書にあり。而して範政はその兵を箱根・足柄二路より侵入せしめたり。又越後にありし憲基は房方の援を得て上野に入り幕府の援兵一色詮光等と合して武藏に南下し、信濃小笠原政康の來援を受け、先きに相模河村城に逃れし常陸の畑田幹胤等も來り會し、江戸・豊島等の兵を集めて世谷原に滿隆・禪秀等の軍と戦ひしも一旦破れたり。されど範政の軍既に箱根・足柄より國府津に入りしを以て禪秀等は鎌倉に引き班したりしに武藏にありし憲基等は之を追うて鎌倉に逼り、範政の軍も亦競ひ來り、禪秀は支へ得ずして滿隆・持仲等と共に自殺し、亂平定して持氏は鎌倉に歸り舊業を恢復せり。かくて論功行賞をなし大森氏頼は土肥・土屋の跡を得て小田原に移り、箱根別當證實は僧正となり、諸將には所領を宛行ひ鶴岡八幡宮には禪秀の遺領を寄進せり。

持氏は鎌倉を恢復せる後に禪秀殘黨の關東にある者を誅せんとして内書を諸氏に下し殘黨を搜索せしめしこと皆川文書・結城文書・武川文書・神原家所藏文書等にあり。而して岩松滿純は上野に於て舞木宮内丞に擒にせられ鎌倉に於て誅せられ、武田信滿も亦持氏に征せられて誅せられ甲斐は逸見有直守護となれり。又下總の千葉兼胤は早く降服して命を全うせしが禪秀の本領地上總にてはその遺臣本一揆と稱し、平の城・坂水城等に據りて反抗せり。持氏は一色左近將監をして之を征せしめぬ。一揆は一旦は服せしも亦再舉を圖れり。仍りて再び木戸謙懷を遣はし之を征せしめ一揆の首領榛谷重氏を坂水城に攻めて之を降せり。又常陸にては山入與義に味方して稻木義信は稻木城に反し、長倉義景・山縣海天等之に應ぜり。持氏は佐竹義基をして之を征せしめぬ。義基の宇小野崎通知は稻木・長倉・山縣等を攻めて之を陥れたり。又常陸の小栗滿重も下野の桃井宣義と共に聯合して反抗せり。仍りて持氏は小山田定頼を遣はし之を征せしめて降服せしめぬ。かく各地にありし禪秀の殘黨は皆征伐を蒙りて降服するか若しくは誅伐せられ、關東は一時靜謐に歸せり。風軒文書集・常陸志料・常陸國誌・一本文書・石川文書・飯野文書・皆川文書

第三 鎌倉府と幕府との關係

幕府は常に鎌倉府の行動を監視し自家成立の上より考へその隆運を喜ばざりしに會、禪秀の亂起り義嗣が之に呼應したれば兩府共に利害休戚を同じくしたりしを以て幕府は極力鎌倉府を援助したり。されどもその後の幕府の處置に關し兩府意見の乖離を來せり。而して兩府が先づ遭遇せる問題は關東分國內の守護任命にあり。守護任命は幕府の權能に屬せしと雖も、關東諸國に關しては鎌倉府の同意を得ざるべからざることたるは既に之を説けり。然るにこの任命に關し幕府と鎌倉府と意見の相違を來して兩府の間に嫌疑を生じ、互に相容れざるに至れり。

り。仍りて次にその事情を説明せんとす。

一、幕府と鎌倉府との争離 鎌倉府が統轄せる分國即ち關東は甲斐・伊豆・相模・武蔵・下總・上總・安房・上野・下野及び常陸の十ヶ國なり。その守護は鎌倉府の同意を経て幕府の任命する所なり。然るに禪秀の亂後常陸・甲斐の守護任命に關して兩府意見を異にせり。今兩府意見を異にせる經過を次に説かん。

甲、甲斐の状態 甲斐守護武田信滿は禪秀の亂に持氏に征せられて自殺し、一族の逸見有直が代りて國務を沙汰し、持氏より守護たることを許されたり。仍りて持氏は之が任命を幕府に請ひたり。然るに幕府は信滿の弟信濃守信元を守護となさんとし持氏の請求に應ぜざりき。信元は信滿の自殺せる際に甲斐を逃走して高野山に上り入道して空山と稱せり。幕府は急に之を起して陸奥守とし入部せしめんとし、信濃守護小笠原政康に命じて信元を伴ひ、之を援けて甲斐に入り南部下山に進ましめ、且つ巨細に甲斐の形勢を幕府に注進せしめぬ。鎌倉大草紙・小笠原文書仍りて持氏も幕府の命に抗する能はずしてその守護任命に同意せしと雖も、有直等は信元の入國を妨害して抗争せり。これ裏面に持氏の聲援する所ありし爲めならん。されば信元は一旦入國せしと雖も幾多の困難に遭遇して卒去し子なし。仍りて幕府は信滿の長子信長に家を相續せしめんとしたりしも禪秀の亂に與みしたりし關係より之に相續せしむるを得ずして信長の子伊豆千代丸を起して之に嗣がしめぬ。されど尙幼なれば有直等穴山等の諸氏と共に勢力を有して國務を執り之を制する能はざりき。鎌倉大草紙・滿濟准后日記されば幕府は方針を改めて信元と同じく先きに高野山に入り出家せる信滿の子信重を召し出し守護たらしめんとせり。信重は止むなく任命を蒙りしも有直等の勢力に抗する能はざりしを以て空しく滯京して入國せざりき。幕府は強ひて之を下國せしめんとし持氏

に諭して援助せしめんとせるも持氏は容易に之に承服せざりき。是に於て信重の入國を繞りて兩府の間意見相背馳せり。後從所載内書案・滿濟准后日記

乙、常陸の山入氏 山入興義入道常元は禪秀の亂に與みしたりしも持氏に降りたれば本領を安堵し鎌倉比企・谷邸に居りしも佐竹氏の本宗に上杉憲基の弟義憲を迎へたるを喜ばざりしかば、頻りに幕府に通じてその扶助を受け、潛かに一族の諸氏と通じて鎌倉府に背き持氏に反抗せんとせり。而して幕府は持氏に諭して興義を常陸守護たらしめんとせるも持氏は命を奉ぜざりき。然るに山入氏の一族額田秀直は常陸那珂郡額田城に據り兵を擧げ持氏に反せり。仍りて持氏はその禍亂の原因が興義にあるを察し、二十九年閏十月三日上杉憲直を遣はし興義及びその子弟一族十三人をその比企・谷邸に殺さしめぬ。而して義憲は額田城を攻めて之を陥れしめしこと畑田文書及び安得虎子にあり。又續いて興義の黨小栗滿重及び下野の宇都宮持綱・桃井宣義・佐々木基清等は相連絡して持氏に反抗せり。仍りて持氏は上杉小山定頼を將として先づ滿重を伐たしめ、尋で親ら之を征せんとし古河を経て結城に入り常陸伊佐に陣し、小栗城を攻めて之を陥れたり。鎌倉大草紙・畑田文書・安得虎子而して下野に轉じ持綱・宣義等を破り之を追ひて武藏府中に歸れり。喜連川判鑑

二、兩府の和睦 先きに持氏の興義を誅するや幕府の嫌疑に觸れんことを恐れ圓覺寺正續院學海を西上して之を辯疏せしめんとせるに義持は持氏の態度を怒りて面會せず、爲めに空しく滯京せしが終に義持に謁するを得ずして歸東せり。而も持氏は毫も幕府の態度を顧慮せずして常陸・下野の諸氏を征したりしを以て益々義持の怒に觸れて兩府の間全く疎隔し、幕府は興義の子刑部大輔祐義を常陸守護に任じたり。又持綱が難を訴ふる爲めに派

したる白久但馬入道の子永訴も幕府に訴ふる所ありしかば幕府は事慮重大なりとし、三十年七月五日管領畠山満家は准后滿濟・細川滿元・斯波義淳・山名常照・赤松滿祐・畠山滿則・一色義範・今川範政等の宿將を會し、持氏が幕府扶持の諸氏を恣に誅せるを難じ「京都御扶持者共事、於今へ更不可有御捨可被加御扶持者也」と云ふを議題として評議せるに諸將の議一致し、尙幕府に志を通ずる者共に教書を出して之を扶持すべきを決し義持に具申し、持氏の同意を得ずして結城光秀を下野守護に任命し、信謙等關東に接せる諸氏に山人祐義・大掾滿幹・小栗滿重等を援助すべきを命ぜり。滿濟准后日記・小笠原文書・市川文書而して幕府は持氏調伏の祈禱を諸社寺に命じ關東征討の準備をなし、今川範政・桃井宣義を討手の主將とし、討伐の銘旗二流を授け、遠江守護斯波義淳は準備として共に鎌倉に進ましめんとし、又奥州蘆川の足利滿貞に内書を下し持氏に代りて關東政務の執行を命じ、奥州の斯波詮持等に對して滿貞に従ひ關東に侵入すべきの内書を下せり。足利將軍御内書案并奉書留・滿濟准后日記かくて風雲急にして兩府將に衝突せんとするの形勢となりしかば持氏は勝西堂を使として急に上洛せしめ、又幕府直轄地下野足利には幕府管領の被官代官として常に鎮したりしが、恰も當時滿家の宰神保慶久が駐在したれば之に依頼して切に辯解する所ありたり。而して勝西堂盡力の結果持氏は誓書を幕府に出し、幕府も亦天下無爲を欲したりしを以て兩府の間の和睦容易に成立せり。時に三十一年三月三日なり。仍りて幕府は祐義等の扶持業に對し爾後京都成敗に従ふべきを命じて兵を收めしめ、政康等へも兵を引揚げしめ、滿貞及び奥州諸氏へも將來幕府の命に従ひて忠節すべきを命じて出兵を止めたり。足利將軍御内書案并奉書留かくして兩府の和睦は漸く成立したりしを以て早晚懸案たる常陸・甲

斐の問題を兩府の間にて決定せざるべからざるの形勢となれり。然るに鎌倉府としては從來よりの事情を幕府に訴へてその所説を開陳せり。即ち常陸にありては義滿及び義持よりして一旦義憲を守護に任命し、鎌倉府も之を承認せるに今新に又幕府が祐義に守護を命ぜり。而して祐義は屢、鎌倉府に對し不義の事ありしも幕府の沙汰頻りなれば此の際讓歩して双方の面目を立て常陸を兩分して義憲・祐義共に半國守護たらしめんと説き、又信重が鎌倉府の分國たる甲斐を知行しながら依然在京すれば鎌倉府としては分國一國を失ふこととなるを以て信重をして在國せしめ一族を鎌倉に駐在せしめて分國としての態度を持せしめ度しと要請せり。滿濟准后日記これ鎌倉府としては穩當なる態度にして幕府に對しては非常なる讓歩なり。蓋しこれ上杉憲基等が政務の衝に當りて能く事務を斷じ、兩府の和融を圖りし結果なるべし。幕府も之に贊したりしが信重の在國は容易に行はれざりき。これ甲斐には逸見有直等ありて國務を執りしを以て、信重が入國せば必ず禍亂を醸成せんとするを恐れて信重は在國を辭せずして僅に無爲圓滿を保てり。これ幕府には滿濟を始め滿元・滿家・滿則等の宿老ありて成るべく兵革を起さずして無事ならんことを望み、鎌倉府にては憲基及びその一族ありて又太平を冀望し、東西兩府の宿老・管領共に禍亂を避けて和平を喜びしを以て斯く無事を保持し得たりしなり。勿論宿老政治は刷新改革等は多く之を望み得られされども姑息偷安に流れ一時の靜平を保持することは比較的容易に之をなし得たりしなり。さればかゝる歸結を斷せしも亦必然の事と云ふべし。

第五節 九州の形勢

澁川滿頼が九州探題として筑前博多に在城し、九州を統轄せんとしたりしも實力なく、唯幕府の威令を敷いて號令するに過ぎざれば諸氏命を奉ぜず、大内義弘は豊前・筑前に勢力を張り、大友親世は豊後・筑後に根據を有し、少貳貞頼は肥前を壓し、肥後には菊池・阿蘇・相良等諸氏あり、薩隅には島津氏の一族ありて互に相闘ぎ、日向には伊東・今川等の諸氏ありて各地に割據し九州は毫も統一せずして地方に各自中心勢力を樹立して相争へり。而して北九州は全く義弘・親世・貞頼の三勢力の下にありて滿頼は探題として之を制御し得ざりしなり。即ち既に當時より探題の勢力は衰はれて全く宿老政治を出現して各、その勢力を張りたり。然るに應永の亂ありて義弘減ぶや勢力の均衡を破り貞頼は滿頼に抗争して一時優勢となりしが、やがて又勢を失ひ義弘の弟盛見が筑前にありて親世と共に實權を握れり。又南九州にありては阿蘇氏兩分して相争ひ、島津氏一族の分合離別も亦常ならざりき。爲めに北九州は宿老政治となりしと雖も南部には豪族政治の觀を呈し南北自ら趣を異にせり。今九州を南北に大別してその概要を説明せんとなす。

第一 探題の勢力失墜

大内義弘が和泉堺に兵を擧ぐるや弟盛見をして分國を治めしめて上國の亂に關せず守備を嚴にせしめぬ。されば堺の陣破れて義弘戦死し、弟弘茂が義滿に降服して周防・長門守護となり入國したりしも盛見は之に服せずして抗争せり。仍りて幕府は安藝・石見の諸氏に命じて弘茂を助けて盛見を伐たしめぬ。されども盛見は豊後より

引班しその勢優越にして弘茂の軍を長門四王子山に破りて戰歿せしめぬ。これより盛見は山口に入り弘茂の與黨を征せり。幕府も亦盛見征伐の内書を下せしも却て幕府の命を受けし諸氏は盛見の爲めに破られ幕府の威令全く地に墜ちたり。毛利文書・萩藩閩問錄。かく幕府の内書が毫も効力なきに加へてその勢力を代表せる滿頼も亦大いに勢力を失へり。之を肥前の亂とす。初め少貳貞頼は筑前にありしも走りて肥前小城の千葉胤基に頼りて遙かに菊池武朝と通じ滿頼に抗せり。滿頼は之を征せんとし博多より肥前綾部城に下りて屢戰へり。然るに應永の亂ありて義弘戦死するや之に乗じて貞頼の黨大いに起り、武朝の一族赤星武次は肥前に侵入し滿頼を綾部城に攻めて優勢となれり。而して貞頼も滿頼と戦ひ大いに之を破り、滿頼の勢凋落して僅に綾部城を保つに過ぎざりき。然るに貞頼は陣中に卒去しその子滿貞嗣ぎ一時その勢力挫折したりしが、その後武次は又滿頼と戦ひて肥前を追ひ博多に還るの止むなきに至らしめ探題としての勢力は毫も認められざるに至れり。北肥戦誌・深江文書・澁川文書。爾來滿頼は阿蘇惟村・大友親世等をして武朝に當らしめしが、その命令は行はれずして日に勢力は衰ふるのみにてその存在をも疑はるゝに至りしかば、幕府の力に頼らんとし應永十九年に歸京せり。續いて二十五年にその子義俊下りしが滿貞は千葉胤鎮と共に兵を合せて之を博多に攻めて鳥飼に走らしめ、やがて又肥前に逃れ山浦勝尾城に據らしめたり。尋で滿貞の一族筑紫教門が之を攻めしかば義俊は筑後に落行けり。滿貞又之を攻めんとしたれば急を幕府に告げて盛見の出援を請へり。時に盛見は京都にありしが形勢の急なるを察し、直ちに下國して義俊を援け大いに筑後に戦ひて滿貞を破れり。是に於て滿貞は肥前に退きしが盛見等は之を追うて府中佐に戦へり。されども盛見等永く駐る能はずして義俊は筑後酒見城に入り、盛見は博多に在りて筑前を鎮せり。而して義俊は毫もその功な

きを恥ぢて探題を辭したるも後任なかりしを以てその後四年を経て盛見は幕府に請うて滿頼の姪なる滿直を推舉せり。北肥戦誌・鎮西要略・香聞日記・薩戒記・澁川系圖。かく探題の勢力は初めより僅に肥筑の間にのみ行はれしが、これ大内・大友二氏を依頼してその授とせるが爲めなり。而も大友氏は親世歿せし以來又探題を助けざりし爲めに義俊は毫もその勢力を支持する能はず、漸く盛見のみ筑後に下りて勢力を恢復せしと雖もこれ探題としての實力にあらざれば又永續せざりき。元來探題は實力を有せずして幕府と云ふ背景の下に諸將に臨みたるに過ぎざりしを以て幕府の威令強盛なる間は勢力ありしならんも幕府が宿老政治の爲めに沈滞して一に無爲無事をのみ念としたりしかば探題の如き實力伴はざる單なる社會的地位はその勢力を失墜するは當に然るべき事なり。かくて探題は唯歴史的空名となり爾來寺院の住持任命の如き所領安堵の如き沙汰を下し、僅に職務を執行せしことあるは佐賀文書窺に見ゆる所なれども、有力なる活動はなし得ず全く大内氏若しくは大友氏等實力を有せる大名の傀儡となれり。従ひて大内・大友二氏政務に干渉したれば九州にも亦一の宿老政治を出現せり。

第二 肥後の菊池・阿蘇兩氏

肥後にては菊池武朝は吉野時代に公家方として征西府の爲めに戦功を勵みし阿蘇惟政を助けて探題たりし澁川滿頼及び阿蘇惟村等と戦へり。幕府は武朝等を討たしめんとし應永十三年三月大内盛見・大友親世に命じて滿頼を援け出兵せしめたり。然るに武朝は幾もなく卒し、その子兼朝嗣ぎしも依然として父祖以來の志を享け惟政と結びて親世及び惟村の子惟郷等と戦へり。仍りて幕府は安藝の小早川則平入道常嘉を鎮西奉行として下向せしめ調停せしめしかば兼朝と親世及び惟郷との間に和睦成り兼朝は親世に侵地を還し、又惟郷とは互に扶助すべきを

約せり。されども惟郷と惟政の子惟兼との間に和融行はれずして相争へり。これ阿蘇大官司職に任ぜられんことを互に競ひしが爲めなり。探題澁川義俊は惟郷を授けて之に補せしめんとし幕府に執進せり。幕府も亦之を安堵せしめたるに惟兼は之を争ひ抗議して互に要害に楯籠り若しくは出陣せんとし九州の争亂にも及ばんとせしかば管領細川滿元は二十九年五月旨を則平に傳へて兩者を説得して穩便の沙汰を被る爲めに共に目安を捧げて幕府の裁斷を仰がしめぬ。仍りて兩者兵に代官を上洛せしめ論難訴陳する所ありたり。而も之を決すれば争亂の復起るべきことを慮りて幕府は容易に之を裁決せずしてその儘遷延せり。その間に惟郷は隱居しその子惟忠嗣ぎ、惟兼の孫加賀丞を養子とし惟爲と稱せしめて大官司職を讓れり。是に於て吉野時代より兩分せる阿蘇氏初めて統一し肥後の地は全く平靜となれり。阿蘇文書・征西將軍官譜・小早川文書・澁川文書。

第三 薩・隅の形勢

薩・隅の地は南端に偏し地勢上山河に阻隔せられ一區劃をなせる爲めに自ら別天地をなし、九州の大勢に影響を及ぼすこと尠なし。されども苟も九州を統一せんとするには必ず之を懐柔せざるべからず。されば探題今川了俊の如きも亦之に對し、その一族を派して特別の施設をなさしめんとせるなり。次の探題澁川滿頼は九州の北部をも統一し得ざりしを以て肥後の南部より以南には無論勢力及ぶべくもあらず。従ひて島津氏の争鬭は全く探題の關與せざる所にして中央の幕府とも亦多く關係なく、事件起るも地理的に唯僅に薩・隅に局限せられたりなり。初め幕府は島津元久を日向・大隅の守護に任じ日・隅・薩の三國を統一せしめぬ。仍りて元久は上洛して恩を幕府に謝し、赤松氏専ら之を斡旋して執進に當れり。時に元久は幕府及び宿老・管領等に贈遺する所多く島目

五千八百貫を要し、大刀弓矢等亦之に稱ふと云ふ、以て島津氏の富強を知るに足るべし。やがて歸國したりしがその上洛中に東郷・高城・入來院・祈答院の澁谷四族は島津伊久の長子守久等と元久の命に反抗せり。仍りて元久は歸國すると共に大舉して四族を討ちしが守久はその子久世及び弟忠朝をして碓山城に據りて四族を援けしめぬ。偶々元久陣中に病を獲て鹿兒島に歸り卒せり。一男八女ありしも一男は僧となりて嗣なし。是に於て元久の妹婿伊集院頼久は遺命と稱しその子初千代丸をして家を相続せしめんとせり。元久の弟久豊之を遮りて自立せり。これより久豊は頼久と争ひ、頼久は四族と結び、久世と相扶けて久豊に抗せり。是に於て久豊は南征北伐能く戦ひ終に頼久を服して久世・忠朝等を降し薩摩を統一し、尋で大隅の諸氏を服せり。尙屢、兵を日向に出して伊東祐兵と戦ひしが豊後の大友親著使僧を遣はし兩者を調停せしめて和睦成り薩・隅・日三州の地漸く平定せり。時に三十一年正月なり。而して翌年正月久豊卒しその子貴久嗣ぎて忠國と稱せり。薩摩舊記・島津國史・山田聖榮自記・島津系圖。

第六節 公武の哀傷

應永三十五年には幕府に於て將軍足利義持薨去し朝廷にては稱光天皇崩御あらせられ、朝廷・幕府共に長傷疎り、上下の悲痛大方ならざりき。而して朝廷・幕府共に繼嗣問題起り、朝廷に對しては大覺寺統の勃發あり、幕府に對しては關東の動亂を惹起せんとし内外多難の時期となれり。幸に幕府の管領及び宿老好く事局に處して大輻なく圓滿なる解決を告げしめたり。次に順を追うてその状態を説かんとす。

第一 足利義持の薨去と同義教の嗣立

足利義持には一子義量ありしも夭折して他に子無し。而して義持三十五年正月恒例に依り元日に三條八幡宮に參拜し、二日、四日共に管領畠山滿家邸に莅み、六日に鹿苑院に父義滿の靈牌を拜し、何事もなかりしが七日に脚部に腫物出來して發熱したりしに風呂にて之を搥破りたり。されど深く意に介せずして八日等持院に赴きしがその夜より風氣に冒され腫物の傷強盛となり養生する所ありしが、十一日に行歩の自由を失ひしも幕府評定始に推して臨めり。かくて十三日には席に安座するを得ずして十六日には稍、重態となれり。爲めに義持も亦起ち難きを察し十七日に漸く幕府の内外萬一の場合に處するの議を定めんとせり。是に於て管領・宿老の間に繼嗣問題起り。滿濟准后日記、應永記目錄。仍りて滿家は斯波持種・細川持元・山名時熙及び畠山滿則等の宿將を室町邸内の准后滿濟の祈禱壇所に來會せしめて共に合議せり。その結果相續者を定むることとなり、等持院・等持寺長老をして義持を病床に訪ひて指令を請はしめしに義持としては敢て定めず宜しく宿老の計ひに任すべしと答へぬ。これを聞きて滿家・時熙は尙滿濟と諮る所ありて推して義持の意見を聽かんとし、滿濟獨り義持に面して糺したるに義持は縦ひ實子ありと雖も自己としては繼嗣に定めざる考なり、況んや實子無し宜しく宿老の間に合議して計ふべしと答へぬ。仍りて滿濟は宿老としては計ひ難し、就いては兄弟の中に選定を望み、これも困難なれば兄弟四人の名を圖とし三條八幡宮の神前にて選ばんと獻策せり。義持も之に贊せしが唯往年義量薨去の際今後實子の有無により尊氏以來所傳の寶劍鬼神大夫をば三條八幡宮に納むべきか納むべからざるかを圖とし神意を伺ひしに納むべからずとの圖に當れり。從ひて實子あるべき神託なれば自己生存中は神威を濟すの恐あれば繼嗣に關する抽圖をなすべからずと命ぜり。この命を承服し若し義持願すれば滿家等は穢に服して神明に近づき難し、宜しく先

づ豫め圖を神前に採り置きて薨去の後に開かんと議し、滿濟圖を作り、時照封緘をなし滿家之を三條八幡宮に捧げ圖を採りて還る。その夜義持昏睡して人事不省となり十八日に薨せり。歳四十三。滿家は直ちに圖を開き青蓮院義圓之に當れり。即ち加茂在方をして吉日を撰ばしめ十九日に滿濟に披露して決定し發表せしめたり。この神前抽籤に關し滿家は既に鎌倉の足利持氏が義持の猶子たるの約あれば之を排せんとし豫め義圓を繼嗣となさんとしその圖を採りしなりと説く者あれども、繼嗣問題は既に説きし如き事情なれば持氏が初めより後継者に擬せられざりしは明かなる事實なり。滿家が何を苦しんで故意に之を排するの必要あらんや。又四兄弟の中に就き初めより滿家は義圓を選ばんとしその圖を採りしなりと説く者ありと雖も、これ頗る機微の問題にしてその當時にても全く不明の事に屬す。而して滿濟准后日記等の記事に徴すれば左る考は無かりしなり。かくして義圓は後繼者と定められしが固辭せるも宿老等許さずして先例に従ひ裏松義資の第に迎へられたり。而して宿老等會議し政務は一に義持の時の如くすべしと約し、義持の葬儀を行ひ義圓道服にて喪主となれり。尋で義圓は還俗して元服し、先例に依り後小松上皇は義宣の二字を書して關白二條持基に賜ひて義宣と命名し、陣座にて宣下行はれ左馬頭從四位下となれり。これより義宣は紺布を以て頭を裹みて幕府に臨み政務を執れり。後に義宣は世を忍ぶの苦ありとし義教と改めぬ。滿濟准后日記。

第二 稱光天皇崩御

稱光天皇は應永三十四年冬より御不豫とならせられたり。天皇は多く狂態なりしことは看聞日記等に詳かなり。正長元年七月の初めより漸く病重らせたまひ、諸寺社に祈禱など行はせられしが御病惱は日に加はるのみな

り。而して天皇には皇子なかりしを以て關白二條持基は諸公卿及び准后滿濟・管領畠山滿家等と萬一の際の際を合議せり。後小松上皇の御恩召に依りて伏見宮貞成親王入道道欽の御子彦仁王を迎ふることとなり、世尊寺行豐は滿濟の使として伏見宮に到りこの趣を傳へ、七月十三日に滿家は之を迎へて東山若王子坊に入り、赤松滿祐之を警固せり。かくて十七日に仙洞御所に參入せられ上皇の御猶子となられぬ。やがて二十日に天皇崩御せられぬ。寶算二十八。五條爲清をして謚號を選せしめしに西小路院と稱せんとせるに公卿小字を好まざりしを以て上皇尙嘉號を選ばしめられぬ。爲清は順德天皇崩御の時に淳和・陽成兩天皇の各一字を採り淳陽と號せんとせし先例に據り、稱徳・光仁兩天皇の各一字を採りて稱光天皇と號し奉らんと奏し之に従へり。天皇崩御ありし爲めに土御門内裏は觸穢あれば彦仁王は一時三條公光の邸を内裏と定められしが後に新殿を築き土御門内裏に移られ、即位式を太政官廳に行はれたり。彦仁王の即位は持明院統の崇光・後光嚴の二流を歸一ならしめたり。その結果伏見宮家は舊領を恢復せらるゝこととなり、復漸く隆昌に赴き、道欽は之を喜び伏見宮家の興廢自己の境遇を敘し太上天皇たらんことを望み、天皇の學問に志し和歌管絃の道を廢したまはざらんことを説き一卷とし、椿葉記と名づけ進獻せられたり。滿濟准后日記・藤成記、看聞日記・椿葉記。

大覺寺統にありては後龜山上皇崩御の後その皇子恒教王は御子小倉宮入道聖承と共に洛外嵯峨に在はせしが稱光天皇が應永三十二年の頃既に御不豫にならせられし時より皇位御競望頻りなり。元中の兩統合一の條件に基けば御競望あるは當然の事なり。特に天皇に皇子無きに於てをや。尋で天皇大漸の報傳はりしかば聖承はこの機會に宿志を達せんとして三十五年七月六日に嵯峨を出奔し、大覺寺統唯一の勢力たる伊勢國司北畠滿雅に頼られた

り。滿濟准后日記には關東の足利持氏が滿雅と通じて聖承を迎へしめしとの傳説を掲げたれども果して如何。これ尙研究を要すべきことなり。勿論持氏は幕府の處置を喜ばざりしと雖も幕府が持氏を忌憚する程に持氏は幕府に反抗せざりしものゝ如し。これ或は當時の流説を書きしものなるべし。滿雅に迎へられて聖承は多藝郡多氣御所なる滿雅の邸に一旦入られしが、やがてその奥の壹志郡奥津に潛居したまへり。この注進を得て幕府は伊勢を征せんとし土岐氏の一族世保持頼を伊勢守護とせり。初め管領畠山滿家守護たりしも義教は管領は京都守備に任ずるものなればその兵を分ちて伊勢を征せしむるを欲せずして守護を替へんとし旨を滿家に諭さしめぬ。滿家は戰の方に起らんとするを知りてその職を罷むるは天下の笑を招く所以なりとして應ぜざりしかば義教更に諭して山城守護とし、河内橋嶋を與へて持頼を伊勢守護に任命せり。持頼は一旦本國美濃に歸りて軍馬を調へ準備をなせり。幕府は美濃守土岐持益及び土岐氏の一族をして持頼を援けしめ、持頼は伊勢に出兵して滿雅と安濃郡岩田に戰へり。滿雅の軍初めは優勢なりしが後には持頼に破られ滿雅も戰死し、持頼はその首を京都に送り、幕府は之を四塚に懸けたり。かくて滿雅の弟顯雅は僅に多藝郡を保てり。而してその與黨關忠業は鈴鹿郡に據り龜山にありて抗し、澤・秋山等は和宇陀郡にありて抗争せり。仍りて幕府は持頼をして長野光忠等と共に忠業を討たしめ、多武峯及び興福寺の衆徒をして宇陀郡に出兵せしめ漸く各地の討伐功を奏して伊勢・大和平定し、持頼は飯高・鈴鹿二郡を、光忠は一志郡を得、宇陀郡は大乗院・一乘院分領せり。而して顯雅は滿雅の孤教具を輔け多氣にありしが村上源氏宗族の親たる關係より赤松滿祐に頼りて降を請へり。義教は之を許し、顯雅は上洛して義教に謁し、爾來北畠氏は幕府に従へり。爲めに聖承も亦和睦を申し出され、幕府は諸將を會して供御の料を議せ

り。これ聖承の逃亡と共に大覺寺領は聖護院宮に上りたれば別に毎月月俸として聖承に三千疋を上ることとして之を迎へぬ。かくて永享二年に聖承は嵯峨に歸られ幕府は之を優遇せり。滿濟准后日記・香開日記・院内記・隆成記・椿葉記・大乗院日記目錄・背書國誌。

第七節 結論

義滿の勢力隆昌なりし後を享けその餘烈に依り義持は酒色に耽溺して優遊し、多く政務に力を致さざりし爲めに公武上下自ら風をなし政治甚だしく弛廢せり。宮中の如きも容儀崩れ風俗紊れしこと多かりしかば後小松天皇は朝儀を多く復興され舊儀觀るべきものありき。更に稱光天皇の時には亦朝儀崩れ逐日零落し、細々の雜事皆女房を以て沙汰せらるゝこと多かりしを後小松上皇痛歎されしこと看聞日記應永三十二年十一月六日の條にあれば朝儀の廢頽を見るべし。これ義持の遊惰なる風尙に従ひ上下擧つて之に趨せるが爲めなり。されども幸にも義滿の時より養ひ來れる斯波義重・細川滿元・畠山滿家及び准后滿濟の如き篤俊の士相踵いで出でしかば好く義持を輔佐して公武の間に在りて政務を執行して大過なからしめたり。されば幕府にありては事起る毎に宿老の意見に聞きて事務を處理したれば非常に卓越せる處置は勿論爲し得ざりしと雖も亦大なる過ちには陥らざりしなり。即ち將軍の繼嗣を定むるが如き足利氏にとり大切な事も義持は自己の意見に依らずして宿老の議に従ひ、所謂神明の指揮に従へる如きは宿老政治の意義を最も鮮明ならしむるものと云ふべし。かく宿老政治が幕府に行はるゝと共に關東・九州に於ても亦同様の傾向を生ぜり。關東にては足利持氏主帥の地位にありしと雖も實際の政務は上杉憲基等の指揮する所なりしなり。又九州にては探題澁川氏上にありしと雖も毫も實力を有せざりし爲めに實權は大内盛見及

び大友親世・同親著にありて大小の事はこれ等の間に決し又一の宿老政治をなせり。されば宿老政治は當時の三大行政區劃たる京都・關東・九州に共に行はれ以て時代的傾向を明かに示せるものと云ふべし。而して宿老政治は一面には各地政務の弛廢を示せるを以て幕府の威嚴を確立せんとするには宜しく緊縮政治を必要とせり。是に於てか緊縮政治は時勢の必要に逼られ義教に依りて提唱せられたり。

第七章 緊縮政治

室町幕府創立以來の傾向に順應して義滿は武家の公家化を策し全國に初めて統一的施設を行ひて全盛を極めたり。續いて義滿の訓陶を受けたる宿將老臣は義持を輔けて克く遺烈を支持し幕府をして安泰ならしめたり。されども義持晩年放漫にして毫も政務を省みず酒色に耽溺したりしを以て幕府の内外綱紀弛廢し、惰性に依り僅に幕府を支持するに過ぎざりしなり。幸に勁敵外に起らざりしを以て安泰なりしも明德の山名氏、應永の大内氏の如きもの同志を糾合して起たば禍亂蕭牆の中に入り幕府の運命も亦測るべからざるものありしならん。加ふるに公家に於ても稱光天皇御不豫にして庶政紛亂し舊規廢頽せるも後小松上皇院中において政を聽きたまひしかば又事なきを得たり。かく公武共に政績擧らず紀綱紊れたれば、禍根自らその間に兆して濟ふべからざるものあらんとせり。従ひて幕府としてはその運命支持の必要と依託せられたる使命遂行の上より考へ最も大切なる時期に遭遇せり。この時に際し義教入りて大統を享け將軍職を襲ぎたれば幕府の威嚴を保ちその運命を一層隆盛ならしめんとして諸大名に臨み豪族の統制宜しきを得ざるべからず。而して義教は既に長じて三十五歳その性格及び出身より云へば、かゝる困難なる際には最も適任者たりしなり。義教は資性豪毅にして英武なり。青蓮院門跡として天台座主たりしを以て北嶺の事情を詳かにし南都の形勢を知れり。且つ南禪寺の景南英文の如き名納とも親しかりしかば五山の内情にも暗からず。仍りて就職の初めは薩戒記目録にある如く宿將が「將軍家儀一事不可相違」故

入道殿時儀之由」正長元年正月二十一日條。と申し合せし程なれば全く義持の時代の如き方針に従ひ一事も相違すべからずと定め宿將老臣の獻策に俟ちて政務を執り諸將を統御したり。されどもその間義教が自己勢力の向上進展を期せしことは滿濟准后日記・建内記及び謹戒記等に散見せる所に據りて明かなり。やがて宿老相踵いで凋落し又義教自身政務に練達するに及びて勵精事に當り極めて緊縮せる政治を行ひ、公家を制して紀律を正し、南部・北嶺及び五山の僧徒を壓してその跋扈跳梁を強壓し、關東にては年來幕府に抗争せんとしたる鎌倉府を滅ぼし、全然自己の勢力圏たるべき新組織を樹立せんとし、九州探題澁川氏の微力なるを斥けて大内氏を援け、少貳・大友等諸氏をして全く力を失はしめ、多年の懸案を解決して地方豪族を刈除し、幕府に全然服従せしめんとし威權の確立を圖れり。爲めに上下戰慄して幕府の命を承服し、頗る緊縮せる政治を布き内外を威壓せり。その施政酷だ嚴肅にして毫も假借する所無し。従ひて幕府の盛運を導き上下堵に安んぜり。その詳細なる説明は次を追うて之を述べ以て國民一般に及ぼせる時代の風尚と傾向とを説かんとす。

第一節 政治の刷新

義教襲職の際宿老・管領等義持の遺制を奉じ改變せざるべきを申し合せたれば政治は總べて前代の例を踏襲したりしなり。されば義教が剛毅英武なりしと雖も急に刷新の政治を布く能はざりしなり。仍りて事大小と無く宿老の意見を徵しその獻策に従ひ執務せしめたり。従ひて關東・九州・大和等に起りし大事件は勿論、幕府の機務に關して准后滿濟が管領及び宿老と共に議決して執行せしことの多かりしは滿濟准后日記の記事に徵して明かな

り。例へば畠山滿家が多年管領として政務に執掌し來りしが病弱となり、且つ老體たるの故を以て再應辭職を申し出したるを永享元年八月に義教が採納して之を聽許せり。仍りて斯波義淳を以て管領に補せんとしたりしに固辭せしかば更に滿濟をして之を説かしめしも應ぜず。而して斯波氏の老臣甲斐常治を幕府に召し滿濟が大館入道常安と共に諭す所ありしに義淳は若しこの職に就かば必ず天下の重事出來すべし、然れば天下を誤り義淳一身の憂を醸すのみならず足利家の爲めならず、されば死すとも奉命し得ざるの堅き決心を有することを述べて應ぜざりき。止むなく義教は宿老山名時照・細川滿久・赤松滿祐を召し常安をして諮詢せしめしに義淳は更にその器にあらずと固辭し、若し聽許せざれば西山東嶺に隱匿せんと志を示せり。而して宿將の強要に従ひ之を聽許せること世に傳はれば幕府は天下の侮を招かんとするの虞あり。仍りて義淳を強壓して承服せしめんとするの意圖を抱けるを説きその意見を問へり。宿將も之に贊し常安と伊勢貞經とをして義淳邸に就き命を傳へしめしも奉ぜざりき。尙幕府は常安及び織田彈正・朝倉貞景の斯波氏三老臣を召し常安・貞經をして説得せしめしも義淳の辭意強固なるを説きて應ぜざりき。義教は幕府重要な職が永く闕如し誰彼と沙汰し廻ること先例なし、必ず義淳をして奉命せしめざるべからずとし、義教自身義淳の邸を訪ひて諭す所あらんとせり。滿濟は萬一義淳固辭する爲めに隱匿するか、若しくは在國に及ばば義教の威嚴を損すること大なるべきを憶ひ、義教を諫めその手書を得て義淳邸に赴き常治等三老臣と熱議して漸く決し、僅に二年正月以後に辭職すべきを條件として義淳は應諾せり。この場合義教は全く滿濟の獻議と宿老との意見に従うて處理したりしなり。この他三年八月大和の國民菅尾氏が義教に喜ばれざるを以て興福寺衆徒筒井順永之を攻め相争ふや、義教は使を遣はして國民と衆徒との争を留めしめ

ぬ。されども應ぜずして順永は破られ授を幕府に請へり。仍りて畠山満家・細川持之・山名時照・一色義貫・赤松満祐等の宿老をして對策を議せしめ、諸將は義教の命に従ひて出兵せんとせり。満家は當時幕府の上御所造營中にて諸家土木を助ければ暫く形勢を旁看し明年を俟ちて出兵するも遅からずと説き諫止せり。而して満家は使を遣はし箸尾氏を諭して兵を收めしめんとせるに箸尾氏は義教の命は奉ぜざるも満家の旨を承服せんとせしかば義教は憚ばずして將軍として重ねて命じ難きを説けり。満家はこれ自己の計にあらずして將軍の命を執次ぎたれば承服せるなりと辯じて漸く義教を納得せしめたり。かゝる例他にも尙尙からざりき。これ義教が管領及び宿老の意見に諮り政務を行ひしとは雖もその間又自己の威嚴勢望の失墜せざらんことに深く留意せる點を見るを得べし。即ち義教は義持の如く一に宿老に委して政治を行ふを好まず自己の存在とその勢威とを終始その間に認識せしめんと腐心せるなり。滿濟准后日記。

かく義教は宿老の議に多く聽き義持の時代と同様な政策を踏襲せしと雖も自ら將軍としての威力確立には深く意を致せると共に又刷新せる政務を行ひ幕府の威嚴確立を圖れり。その就職の初めに當り寺社領に關して削除をなせり。鎌倉幕府の政治は貞永式目に規定せる如く敬神崇佛を趣旨とし、足利尊氏も範を之に採りて遵奉し、寺社に對して甚だ尊崇を加へ寺社領は嚴に違變することなからしめたり。特に義滿・義持が濫りに寺社に所領を寄附したりしを以てその富裕他に比儔すべきものなし。然るに義教は初めて政務を視るに及び寺社領に安堵状を下さんとし、先づ之を整理せしめんとせり。即ち義教は滿濟に説いて、近年寄附の寺社領甚だ夥し、中にも理義分明ならざるものあり。これ一旦罪科ありと認められしものは從來その所領を沒收され、寺社領として寄附せら

れし爲めに所領に離れ浪々するもの多し。それが冤罪なりし場合にても既に所領は寺社領となりしを以て復舊する能はずして全く扶持に離るゝ者あり。此等の中愁訴する者あるも亦如何とも爲し難し、かゝる場合には神慮果して如何。且つ一面不便至極の次第なり。宜しく之を刷新して返還せしめざるべからず。就きては神前に圖を採り、非分の寄進を破るか、若しくは此の儘として聞くかを決定せんと述べ之を滿濟に諮り、畠山満家に合議して決定せしめぬ。これに對して滿濟は提議し、抽關すれば寄進を破るか、然らざれば現在の儘たるべし。若し抽關を破らば諸國これを機會に亂吹をなし神慮を損すべし。又その儘となせば不便の者多かるべし。従ひて兩者孰れも從ひ難きことなれば抽關すべからず。抑、神は衆生を化度し同塵せしむるものなれば宜しく神慮に従ひ策を定めざるべからず。仍りて寺社領の號は毫も變更することなくして下地を一旦本主に返附し、神用としてその一部を進入せしめば名實相叶ひ折衷の案たるべしと説けり。義教も略々この姑息の提議を諒とし尙満家と議して萬里小路時房・廣橋入道常宗等の意見を徵せしめぬ。時房もこの議に贊し、常宗も時房に概略その議中庸なりとして贊し、宜しく事宜に由りて決すべし、本主實際に罪ありて罰せられしものは復改むるに及ばず、罪なき場合には寄進地と號するもこれ神慮に假託するものなれば神明何ぞこの非禮を受納あらんや、例令義持の時代に定められしことなりと雖もこれを改むるも不可ならん、されど神領の號を改むるに忍びざればその内に就きて神用の員數を定め、餘分を本主に知行せしむべし、かく法度を定むるに於ては衆人姦曲を構へ訴訟する者多かるべし、宜しく法度とせず臨時に議決すべしと述べぬ。時房は滿濟にこの議を報じ滿濟は満家と議して寺社領の號を改めず下地を本主に返附すべしと決し、義教に告げて之を採用せり。かく幕府に於て方針を定めしことは廣く知らさし

めずこれに基きて公正に諸人愁訴を含まざる様に評定衆及び引付頭人等をして處置せしめたるは時宜に適したる處置なり。又義持の薨去後夫人日野榮子が幕府の後房にありて多くの侍女を従へり。その用途勤なからざりしが幕府は從來之を京都の土倉に課し、榮子は八千貫文、他の侍女等一萬一千貫文を要し、負擔過重なりしを以て土倉より訴ふる所ありたり。仍りて義教は滿家等に命じて冗費を省き土倉の負擔を輕減せしめたり。土倉とは土倉を有するものを稱し普通に質屋を業としたれば質屋の別稱となれり。これ等に由りて義教は初めより管領宿將の意見に従ひ政務を決せしと雖も尙自己の意見に基き刷新改善せんと圖りしことも多かりしなり。従ひて義教の初政は概ね義持時代の制を襲踏せしと雖も亦その間に自己の威嚴を確立せんとし之を保持するに努め、徐々として刷新の政治を行ひ改善する所ありしは明かに認めらるゝ所にして自ら新生面を開き新計畫を樹立せんとせり。

第二節 大覺寺統の絶滅

元中の大覺寺・持明院兩統合一の條件は兩統の帝位迭立にありしが持明院統の稱光天皇崩御したまひ御繼嗣の問題起るや早速に大覺寺統の活動となり、山城嵯峨に在はせし後龜山天皇の御孫小倉宮入道聖承は伊勢に走り北畠滿雅に頼りて兵を擧げられしことは既に之を説けり。その後聖承は幕府に迎へられて再び嵯峨に歸られしが幕府は毎月月俸三千疋を諸大名に課し供御とし進納せしむることとせり。されど實際には諸大名は一向に進納せざりしかば餓死に及ばれんとし進納を幕府に督促せられたり。仍りて幕府も嚴密に諸大名に命ずる所ありき。是より先長慶天皇の皇子入道尊聖は佐山宮と號し大和長岳寺（釜口）に在はせしが幕府の計ひとして應永三十五年七月

之を勸修寺門跡に迎へ奉り安祥寺寺務を兼帯せしめぬ。然るに永享二年に狂疾とならせられたり。仍りて義教は聖承の御子の十二歳なるを請して門跡を相續せしめんとし室町第に迎へて猶子となし十一月二十七日得度せしめぬ。この御子は父聖承と共に會て伊勢に走り兵を起されしが、やがて聖承に従ひて嵯峨に歸られしなり。得度の戒師は先門跡尊聖狂疾なれば之を避け慈尊院僧正弘繼之を勤め教尊と稱せしめたり。これ義教の一字を授けたりしなり。これより教尊は屢々幕府に赴き義教に謁せられその關係は親密なりき。而して尊聖示寂せらるゝに及び教尊は安祥寺寺務・天王寺檢校を兼ねられぬ。かく教尊が義教と親密なりしかば聖承との間も疏隔せず、義教も供御を上りしが、やがて勸修寺に移し奉らんとせり。されど聖承は勸修寺には男女多く住し思召に添はず宜しく大衣を着し東山の安靜なる閑所に餘生を送らんとせられしかば義教は思召の通りたるべしとせるために東山に居住せられ嘉吉三年五月七日逝去したまひぬ。滿濟准后日記・建内記・看聞日記・諸門跡譜。

大覺寺統の御系統にはこの外に長慶天皇の御子孫在はせり。天皇を玉河宮と號し奉りたればその御系統を玉河宮と稱せり。建内記に依れば正長元年十月に玉河宮より御領所田中莊の事に關し幕府に催促されしことあり。又看聞日記・薩戒記等に據れば玉河宮は諸王の待遇を受けさせられて禁中及び幕府の御百首などに詠進されしもの如し。されど嘉吉三年五月には因幡に遷りたまへり。建内記。又玉河宮の姫は看聞日記に據れば十七歳にて義教祇候女中となられ東御方と稱せられしが後に不義の事是在はせるとして流罪に處せられぬ。この他に長慶天皇の御子に海門和尙あり。初め空谷明應の法弟となり相國寺に住し南禪寺に轉じ、後に相國寺塔頭常徳院にありしが、やがて鹿苑院主となり僧録の事を管せり。廣才博覽にして一度見聞せる事は忘失せることなく利根無比の天才な

り。名望無雙なるに加へて法徳高宏にして禪室の耆老として深く敬重せられぬ。嘉吉三年五月病重きに及び嵯峨慶壽院に入りて入滅せり。慶壽院は長慶天皇の塔所なり。建内記・看聞日記。

長慶天皇及び後龜山天皇の御弟説成親王は上野宮と稱し奉りしがその御子在はせしを義教は應永三十年八月に仁和寺相應院に入室せしめたり。御行跡修まらずして御陰謀の企ありしかば永享五年十二月義教は侍所に命じて之を搦め捕へて死刑に處せしめたり。滿濟准后日記・看聞日記。

尙説成親王の皇子なるや否や詳かならざれども大覺寺統の御皇胤に護正院世明王の御子二人あり。義教はその長を擧用し朝廷より姓を賜はり人臣の列となさんとし、後龜山天皇の時より奉仕せる阿野實爲を召し諮りしが義教は意見を更へてその儘となし置き、やがて御血統を根絶する爲めに二人をば海門和尚の法弟となして禪門に入らしめ遺領を處分せり。看聞日記・建内記。

此の如く義教は大覺寺統の皇胤をば多く門跡寺に入室せしむるか若しくは法體となさしめ、聊かにも覇氣ある方は謀反の企ありと稱し之を刑してその後裔の絶滅を圖り、徐々として成功し、皇胤としては持明院の一族のみを存在せしめ天下を安泰ならしめんとせり。固より初めより大覺寺統と進退を共にせる楠木氏の一族の如きは尙河内・攝津の間に潛在し、同志は紀伊・大和の境界に當れる山中に匿れて機會の到來するを俟てり。されば義教が永享元年九月奈良に到り義滿の例に従ひて春日社に詣で東大寺正倉院の開扉をなさんとせる際に楠木五郎左衛門光正が僧形にて義教を刺さんとして筒井順永の爲めに捕へられ六條河原に刑せられぬ。看聞日記。尋で九年八月楠木黨河内に蜂起したりしも亦守護畠山氏の兵の爲めに破られぬ。看聞日記。かく大覺寺統に志を寄せしものは義教の嚴密なる壓迫を加ふるに係らず尙所在に潛在しその素志を貫徹せんとしたりしなり。

第三節 北嶺衆徒の威壓

義滿は能く比叡山延曆寺の衆徒を懐柔したりしと雖も義持は之を放任し干渉する所少なかりし爲めに衆徒は自ら跳梁し幕府の勢威を恐れずして専恣なる行動多かりき。義教が正長元年正月に相續するや未だ幾何ならざるに七月二十七日に衆徒二十一ヶ條の目安を捧げて山内の西塔釋迦堂に閉籠り訴に及べり。義教も已むを得ずその五ヶ條を聽許したりしを以て衆徒初めて退散せり。尋で翌永享元年十月晦日に衆徒復日吉神社客人神輿を根本中堂に移し結束して幕府に嗷訴する所あり、歳を越ゆるも尙解散せずして訴意を貫徹せんとせり。仍りて義教はまた止むなく之を聽許し僅に解決せり。抑、衆徒は嘗て山門の訴訟は假令非と雖も之を理と爲すべしと云ふ朝廷の御沙汰を蒙りしことありしを根據とし嗷訴せるものなれば毎に硬議難題を提出して抗論し、幕府をして困却せしめたり。而して先きの訴願は聽許せられしも未だ實現せられざりしかば衆徒は之を光聚院猷秀の爲す所なりとし、山門奉行飯尾爲種・申次赤松滿政等との奸曲に依るとなし、五年七月牒狀を幕府に捧げ猷秀等を衆徒の手に委せんことを要請し、客人神輿を中堂に奉じて毎夜山上に篝火を燒きて示威し、將に神輿を奉じて洛中に入らんとするの擬勢を示せり。仍りて管領細川持之及び畠山滿家・斯波義淳・一色義貫・赤松滿祐等の宿將は切に義教が無爲の成敗をなし穩便の處置を執らんことを望み、衆徒を激越ならしめざるために三ヶ條を許容せんことを請へり。されど義教は事懸の重大なるを察し、鎮壓の爲めに伊勢守護土岐持頼をして兵を率ゐて上洛せしめ圍城寺をして

勢多橋を警固せしめぬ。然るに衆徒の使喚に依りて江州には馬借バヤシと稱する亂民起り將に坂本及び北白川より上洛せんとし山名時熙・畠山滿家の兵之を破れり。かくて騷亂擴大せんとし衆徒の中には義教を呪咀せんとする者あり。爲めに義教は衆徒の悪行増越せるを憤り諸將をして叡山を攻めしめんとしたりしに、持之は宿將等と切に請ひたりしを以て止むなく之に従ひて讓歩し、猷秀を持之の分國土佐畑に流し、爲種を義淳の分國尾張に遷し、滿政をその宗家なる滿祐に預けて僅に之を解決せり。然るに衆徒の兇暴は尙甘心せざりしにや、園城寺の衆徒が同じく天台の法流を汲みながら叡山の嗾訴に應援せずして義教の命を奉じ勢多橋を警衛せるを怒り急に園城寺に押寄せ争闘せり。但し表面はこれ單に馬借の濫行と稱せり。義教はその報を得て義淳をして衆徒を討たしめぬ。衆徒は義淳の軍には抗せずして引揚げたり。かくて神興は歸座し事件一旦落着せり。されども義教は必ずこの度の首謀者を索め之を罰せんとせり。圓明院兼宗及びその子承運院兼珍は首謀たりしが義教の罰せんことを恐れ又衆徒を煽動し、十一月に大宮・客人の兩神興を中堂に奉じて示威し幕府に抗争せんとせり。仍りて義教は管領持之及び義淳・滿濟等の穩便の手段を請ひ切に諫止せるにも係らず斷然意を決して時熙及び土岐持益を東坂本に、土岐持頼・小笠原政康・京極持光・六角滿綱を西坂本に、赤松滿祐は今道坂に向はしめ園城寺衆徒と共に叡山を攻め、大いに唐崎・志賀等に戦はしめたり。かくて衆徒は諸將と對抗したりしが支へ難きを察し事書を捧げて義教が猷秀等の與黨を永く歸せしめざると共に兼宗一身を隱居せしめ遺跡を兼珍に與へんことを請へり。義教は之を許して神興歸座し諸將も兵を收めたり。而もこれ一時の事なりしが義教は機會を得ば衆徒を嚴重に膺懲せんとしたりしかば六年八月に兼宗等豫て義教に含む所ありし爲めに鎌倉の足利持氏と潛かに謀を通じてその上洛を勸

め、且つ義教を呪咀すとの風説傳はるに及び、之を機として近江・越前にある叡山領を沒收せしめんとし、京極六角及び斯波の諸氏に命じて之を遂行せしめ、近江水陸の交通を停めて衆徒を孤立せしめんとせり。而して尙對策に就きて諸將の意見を徴せしに滿祐は衆徒等事務に暗く兼宗一人を庇護して山門の滅亡を速かんとす、宜しく諭すべしと説き、義教は「山法師等所存以外過分也、爲公方如此被三仰出者、彌山僧等戰勝無窮事等猶可三申入一賦之間無益思食」滿濟准后日記永享六年九月十二日條。として之を斥けしも滿濟・持之等は滿祐の説きし態度を以て穩便とし、その方針を以て進まんとして諫むる所ありき。然るに持光等の兵既に近江に於て衆徒と闘ふの報幕府に達し、義教は持頼・持益・滿綱等の兵をして衆徒を所在に撃たしめぬ。尋で衆徒等客人神興を奉じて下山し京都に逼らんとするの報到り、義教は諸將を部署して之を禦ぎ皇居及び幕府を守護せしめぬ。爲めに洛中上下騒然たり。衆徒は神興を奉じ不動堂と修學院との間にある砂河原に放棄して遁れ衆徒の中杉生坊等五人は出で降り。これ兼宗等と意見を異にせる爲めなるべし。尋で兼宗等は中堂に籠りて之を焼かんとすと聲言せり。中堂焼亡は當時にありては國家の重大事と考へられ王城鎮護の中心を失ふものと信ぜられ朝廷・幕府大いに畏怖し成るべく之を抑止せしめんとし、杉生坊をして坂本に向ひ警固せしめたるに却て衆徒に殺されぬ。仍りて幕府は諸將に命じて衆徒を叡山に攻めしめぬ。衆徒は中堂に據りしが幕府は中堂無爲の手段を採らんとして衆徒に諭せり。かくて衆徒は幕府の攻撃を支ふる能はずして兼宗を追ひ、兼珍及び金輪院辨證・月輪院・坐禪院の四僧を入洛せしめて罪を謝せり。義教は謁見を許さずして中堂籠居の者を退け神興を歸座せしめ、兼宗を追放せば之を聽すべしと諭せり。又持之は時熙・義貫・滿祐等と兼珍等四僧を赦免せんことを請ひ、聽かれれば各、その京都の邸を火いて分國

に歸らんと通れり。仍りて義教は止むなく四僧に面して之を許し諸將も軍を班せり。かくて兼宗は出奔し兼珍は許されしもその所領を安堵し得るやを疑ひ蘆山寺に入りて自殺せり。蓋し四周の形勢を察し自ら責任を負ひしものならん。義教が初め四僧に謁見を許せしは宿將等の強請に基きしものなりしが、もとより衆徒の強暴を憤りしを以て、やがて尙洛中に滞りし辨證・月輪院の二人及び兼宗の末子兼覺を召し出し之を捕へしめ悲田院に誅せしめたり。坐禪院は召喚と聞き通れ去り、叡山に在りし衆徒は強暴にも根本中堂・大講堂等に火を放ちその黨十八人と共に自殺せり。時に七年二月五日なり。續いて坐禪院の黨は伊勢に捕へられその黨相踵いで誅せられ幕府は諸國に段錢を課して中堂・諸堂等を再興し、衆徒は爾來自ら革正して強暴なることなく、又幕府に抗争することなかりき。滿濟准后日記・看聞日記・薩戒記・師範記

義教は夙に衆徒の強暴なりしを憤りしを以て機會を得ば之を制せんとしたり。されど諸將多く無爲を喜び安全を欲し姑息の策を持し、義滿・義持の先蹤に従ひ専ら衆徒の懷柔を念とし敢て強壓なる手段を採る者無し。義教は之を遺憾とし漸次にその政策を進めて幾度も衆徒を強壓し終に兇惡なるものを刈除し、引いて中堂諸堂等灰燼に歸し國家として一大事を出来せしめしと雖もこれよりして衆徒等をして深く反省せしめ、又頑強に幕府に抗争する能はさらしめたり。かくして義教は克く幕府の威嚴を確立するを得たり。

第四節 關東の制御

足利義詮が弟基氏の關東に雌伏せるを懼れし以來鎌倉府は常に幕府の畏憚する所となり義滿に至りても初めよ

り警戒を怠らざりき。されども義滿は全盛の勢を以て之に臨み天下統一を完成したりしかば鎌倉府に於て氏滿・滿兼の父子相嗣いで之に反抗せんとするの志を有せしも毫も敢行し得ざりしなり。然るに義持の時に當り政務弛廢して多く宿將老臣の獻策にのみ委したりしかば動もすれば持氏は幕府に反抗せんとするの態度を示せり。而して彈秀の亂ありて禍は却てその脚下に起りたれば遠く幕府に抗争するの暇なく持氏は關東の統治に没頭し素志を貫徹するの機會を得ざりき。幕府の宿將老臣は關東の形勢に明かならずして禪秀の亂に沈淪し失意の地位に陥れる關東の諸氏を義量の薨去と共に赦免して之を被護し、持氏に反抗せしめ持氏をして又遠く京都を顧みるの餘裕を與へざらしめんとし之を操縦して關東の統一を破らしめたり。この計畫は偷安姑息を念とせる幕府としては成功なりしならんも爲めに關東の亂階を作り、持氏をして深く幕府を怨み鎌倉府と幕府との疎隔を一層擴大ならしめ持氏をして強く幕府に反抗せしむるの根柢となれり。従ひて幕府は益々持氏に對する警戒を嚴重になさざるべからざるの結果となり、兩府の間に復濟ふべからざる形勢を馴致せり。されば幕府は京都に於て事起る毎に慮を關東に致し之に對する畫策を忽せにするを得ざりしなり。特に義持薨去し義教が入りて將軍となるや持氏に對し深く恐れその態度に關し監視を怠らざりしなり。時に稱光天皇御不豫に由り皇位の競望より小倉宮聖承の山城嵯峨より伊勢北畠氏に走らるゝや持氏も亦この亂に關聯せりと傳へられたり。滿濟准后日記・薩戒記爲めに幕府は鎌倉府の管領上杉憲實に警告を發し幕府の與力たる常陸の山入祐義にも扶持を約し持氏を背後より牽制せしめんとせり。足利書留而して關東の幕府扶持衆よりは頻りに持氏の反跡を注進し幕府をして畏怖の念を強からしめたり。仍りて幕府は關東の實狀探索の爲めに相國寺の祖室及び等慧西堂を下向せしむることとなり、兩使出發したりしも僅に

行程五日にして途中より妨げられて逃れ歸れり。これと同時に幕府は奥州の伊達・蘆名・白河結城・懸田・河俣・石橋等六氏に内書を下し、篠川の足利滿貞には特に義教自筆にて持氏に對する警戒を命じ、尋で越後の守護代長尾邦景より持氏が越後の諸氏及び邦景に忠節を求めし教書を發せしことを注進したりしを以て幕府は越後の諸氏の持氏に應ずるを抑止するの教書を下し、且つ萬一に備ふる爲めに信濃守護小笠原政康及び駿河守護今川範政に下國を命ぜり。かく幕府は狼狽して持氏に對する策を定めしと雖も持氏にありては未だ幕府に表面反抗するの態度は毫も無かりしなり。これ幕府の使節たりし大安和尚が關東の形勢を偵察して歸京し義教に「關東之儀每事無爲珍重々々」と報告せるにて知らるゝなり。滿濟准后日記。されば持氏の態度が何故に幕府扶持衆により反跡ありと報ぜられしや、これ大いに研究を要すべき事項たり。仍りて之を次に説明せんとす。

第一 持氏の態度

義教入りて將軍となりし以來持氏は之を喜ばざりしをその態度に顯はせしもの勢なからず。之を行政上の形に顯はせしものと政治的行動に顯はせしものとの二方面より説明せんとす。

一、行政上の背反 持氏が鎌倉府の元首として幕府に反抗を示せし態度を行政上に顯はせしものを次の四條とす。(甲)賀使を派せず。(乙)元號を用ゐず。(丙)京都方諸氏の所領押領。(丁)五山僧侶の專任これなり。

甲、賀使を派せず 義教は正長元年正月入りて足利氏を嗣ぎ尋で將軍宣下を被りしも持氏は先例に反して毫も賀使を派するに及ばざりき。されど鎌倉府には上杉憲實の如き人物ありて幕府との間圓滿なるべきを喜び、持氏の初めより賀使を出さざりしを念とし永享元年九月に梵倉藏主を使として上洛せしめ、滿濟に就きて賀使派遣は

大儀なれば今に實行せざると雖も年内には禪僧を派せんとするの志あるを告げて幕府の諒解を求めたり。滿濟准后日記。

されどその後依然として持氏は賀使を派せずしてその儘に打過ぎたり。これ鎌倉府と幕府との間に意志の疎隔ありしに基きしならんも義教として又幕府としては甚だ之を喜ばざりしなり。

乙、元號を用ゐず 義教が足利氏を嗣ぐと共に應永三十五年三月改元行はれ四月に正長元年となれり。尋で稱光天皇崩御せられ翌二年九月永享と改元せり。然るに關東にては依然として正長の年號を用ゐて永享の改元を認めざりき。これ當時の公文に總べて正長の年號を用ゐ居るに徴して明かなり。相州文書、茂木文書。かく持氏が改元を認めざるは又幕府に服従せざるを示し、一の獨立したる行政區劃をなせるを知るに足るべし。

丙、京都方諸氏の所領押領 守護・地頭職務の分限は鎌倉時代よりその規劃儼然として存し、建武以來追加にも明かに之を犯さざるべきを定めたり。されども武力を有する守護は横暴を事とし、地頭を凌駕して寺社及び公家等の所領を兼併せり。幕府としては之を取締り非違を正すはその使命として最も重き事なり。然るに鎌倉府は之を取締るべき地位にありながら深く制御を加へざるのみならず却て自身幕府の所領を押領せり。又鎌倉府の統治の下にある關東の諸氏にして公家の所領をも押領せるものあり、上野利根莊は萬里小路氏代々の家領なりしが上野の白旗一揆が地頭職として之を押領せるは建内記正長元年五月裏書に明かなり。かゝる例は尙他にも多かるべし。これ幕府としては最も喜ばざる所にしてこれ鎌倉府が幕府に背反せるに基ける結果なり。

丁、五山僧侶の專任 鎌倉五山の住持は幕府より任命の公帖を出すの規定なり。然るに鎌倉府は幕府に諮ることなくして恣に之を任命せり。これ亦持氏が幕府を喜ばざるの結果なり。

以上擧ぐる所の四ヶ條は鎌倉府が幕府に對し獨立せる行政廳として執行せるものにして幕府と云ふ監督廳を上
に載ける鎌倉府としては全く違法の行動なり。これ鎌倉府の元首たる持氏が義教を喜ばず自ら含む所ありし爲め
にかゝる僭越なる行動に出でたりしなり。これ等は行政上に於て持氏が義教に對して違背せる態度なり。

二、政治的行動 持氏が政治的行動に依りて幕府に背反せる態度を顯はせること多し。これ關東に於ける幕府
扶持衆の討伐をなせる爲めなり。抑、持氏は關東分國を統一して鞏固なる基礎を作らんとせり。これ持氏として將
又鎌倉府として主權確立の上より最も必要な事なり。分國內には禪秀の亂以來持氏に快からず潛かに幕府と結
託してその扶持を蒙りし諸氏多かりしを以て之を討伐して一に鎌倉府指揮の下に立たしめんとしたり。初めより
持氏は之を計畫したりしも實際に於ては斷行する能はざりしなり。これ持氏にして之を斷行すれば幕府の勢力に
反抗することとなりその嫌疑を受けん事を慮りしが爲めなり。されど鎌倉府としてその基礎を堅固にしその使命
を全うせんとするには決して躊躇し得ざりし事なりしを以て之を斷行せんとせり。從ひて幕府に背反するの行動
を執るの止むを得ざるに至りしなり。かくして常陸・磐城等の戰爭を惹起するに至れり。之を次に述べんとす。

甲、大掾氏の滅亡 常陸の大掾滿幹は禪秀の亂に禪秀に與みたりしが軍敗るゝと共に持氏に降れり。依りて
持氏は滿幹の所領の中を削り馬場の地を江戸通房に與へたり。滿幹は之を肯ぜざりしかば通房は滿幹を襲うて馬
場城を奪へり。かくして滿幹は持氏に對して含む所ありしかば之に服せず、爲めに永享元年十二月に持氏は兵を
遣はし滿幹を鎌倉雪下邸に殺して大掾氏滅亡し、佐竹義憲の子義俊をして家を相續せしめたり。常陸誌料、滿幹
常陸國誌、は遠く幕府に通じ夙にその扶持を受けたりし爲めに持氏に依りて滅ぼされ持氏はその與黨を以て大掾家を嗣がし

めたり。

乙、常陸の戰爭 常陸久慈郡依上保は山入氏の所領にして山入與義はその三子宗義に之を傳へたり。宗義は禪
秀の亂に與みし後に父與義と共に持氏の兵に鎌倉比企ヶ谷に殺され依上保は白河結城氏朝に授けられぬ。是に於
て山入氏の一族結束し結城氏に對して反抗せり。爲めに持氏は里見家基をして正長元年に之を征せしめたり。こ
れと共に茨城郡野口に於て山入氏の一族高久義久も亦反し、久慈郡小里にも亦山入氏の黨兵を擧げたり。野口・
小里の反亂は佐竹氏の一族大山義通が持氏の命を奉じて之を平らげしも依上保は全く平定するに及ばざりき。結
城
文書・佐竹系
圖・常陸誌料。かくして常陸に於て山入氏等幕府扶持衆は漸次滅ぼされしも山入氏は全く滅亡せずして依然扶持衆
として存在せり。

丙、磐城の戰爭 磐城に於ては白河に結城氏朝あり。石河に石河義光、磐城に岩城氏、須賀川に二階堂等の諸
氏あり。而して正長元年に氏朝は所領の境界の事に關して義光と争ひ、義光は戰死せり。續いて義光の子持光家を
嗣ぎしが持氏は之を援けて氏朝と争はしめ相馬・懸田等の諸氏をして救護せしめぬ。氏朝は又伊達持宗を引きて
幕府に志を通ぜる人々を味方として之に對抗せり。爲めに磐城には幕府の與黨と鎌倉府に志を寄せる諸氏と互に
相争ふこととなれり。石川
文書。かゝる形勢となりたれば幕府は表面持氏を敵とせざるも陰に伊達・葦名・鹽松等諸
氏に内書を下し篠川の足利滿貞と共に氏朝を助けしめて兩勢力對抗せり。滿濟准
后日記。

第二 足利滿貞の野望

關東の制御に就きて幕府と鎌倉府との間に足利滿貞の存在を閑却すべからず。滿貞は磐城篠川に在りて東西兩

府の争闘に乗じて漁夫の利を占めんとするの野望を有し、機會だにあらば自己の出生せし鎌倉に歸り、關東公方として關東及び奥州をも併せ管せんとの念切なりしなり。既に應永三十年に幕府と鎌倉府と難を構へし時に幕府は滿貞に命じ、奥州の兵を領して鎌倉に打入り關東の政務を沙汰すべきを命ぜり。されば滿貞はその野心を實現する時期到れりとしたりしが急に兩府の和睦成りてその儘となりしも滿貞は引續き幕府と親しみ深く提携して時期の到來を待てり。然るに義教が將軍となるに及び持氏は之を喜ばずして兩府相反目せんとするの形勢となれり。仍りて滿貞は屢、鎌倉府の形勢を注進したりしが、鎌倉府にも上杉憲實の如き穩健なる老臣ありて容易にその機密を外間に漏さず反形を幕府に顯はさざりしかば、兩府の間には暗闘はありしも表面は共に平穩無事なりしなり。偶、永享元年下野に那須氏の問題起り白河結城氏朝と持氏と戦ふに及び滿貞は盛に持氏を幕府に中傷してその目的の達成を謀らんとせり。

那須氏は下野の舊族なりしが資氏の子資之が家を嗣ぎて福原に居り、弟資重が分家して下那須烏山に住せり。資之の妻は上杉禪秀の女なりしが禪秀の亂に與みして持氏に抗せり。亂後資之は降参したりしも持氏に喜ばれざりき。この機會に乗じて資重は一家の惣領たらんとせり。これに對して資之は他の關東諸氏と同じく幕府に通じてその扶持衆となり資重を攻めてその澤村領を押領せり。仍りて持氏は資之に之が返還を逼りしが、未だ解決せざりし間に資之歿し子資相續したり。續いて持氏は澤村領の還付を氏資に命ぜしも奉ぜざりしかば兵を那須に出さんとせり。爲めに氏資は援を滿貞及び氏朝に請ひ、滿貞は事情を幕府に具申して援兵を請へり。幕府にては内書を伊達・葦名等東北十三氏に下し滿貞に従ひて持氏に抗すべきを命ぜり。又越後・信濃の諸氏へも出兵の準

備を命ぜんとしたりしも、これやがては兩府の衝突を招かんとするを恐れて管領畠山滿家は切に抑止して事態を發展せしめず宿將に合議して策を決せんとせり。尋で宿將の合議となりしが幕府は越後・信濃の諸氏に萬一事態發展の場合には氏資を援助すべしと命ずることとなり、穩便を旨とし毫も持氏の行動には觸れざりき。その後滿貞は幕府に關東及び奥州の状況を報ぜり。即ち持氏は氏朝を征伐する爲めに出兵し戰爭數度に及べり、これ持氏が幕府に對し野心を挟む爲めにして一旦氏朝を滅ぼせば直ちに進んで滿貞に逼り、幕府に志を通ずる奥州の諸氏を亡ぼして上洛すべき覺悟なり、宜しく早く幕府の援助を仰ぎ度しとの注進をなせり。仍りて義教は滿貞及び畠山滿家・斯波義淳・山名時照・一色義範・細川滿久・畠山滿則・赤松滿祐等宿將の意見を徴したりしに義淳・滿則は幕府として越後・信濃・駿河等の兵を關東界に出勢せしむるの不可を説き、時照・滿久・義範・滿祐は早速應援の爲めに出勢せしむべしと論じたりしが、滿貞は滿貞の態度を怪しみ滿貞が自身出陣せずして單に氏朝の應援を速に要請し、出兵の時期今に在りと注進するも時期は正に幕府に於て定むべき筈なり、所詮滿貞は「元來關東望候間、偏其心中候」と陳べ、この機會に乗じて滿貞が幕府の勢威を藉りて持氏に代らんとするの野望あるを論ぜり。爲めに宿將も亦その提議に従ひ滿貞の派遣せる使者と共に使を奥州に下して實情を偵察せしめ、然る後に出兵するも晩からずとし、幕府は滿貞及び奥州諸氏に對し從來と同様漠然と氏朝を援助すべしとの内書を下すに決せり。滿貞准后日記七月廿四日の條その後滿貞よりは持氏近く氏朝を攻めんとす、氏朝は氏資援助の爲めに黒羽城に籠れり、幕府にして援助せざれば氏朝及び滿貞等敗れて自殺に及ぶべしとの注進到れり。これに對して幕府の態度は容易に變更せざりしに九月に入り幕府より六月に派せし使者還り、滿貞及び奥州諸氏の幕府の命を奉すべき捧文

を呈し、且つ満貞よりの二要求を提出せり。即ち一は義持の時と同じく満貞をして關東の政務を領すべき内書を下されんこと、二は氏朝は勿論千葉・小山・武藏・上野白旗一揆等満貞へ既に内通すれば幕府より此等諸氏へ満貞に従ひ忠節すべしとの内書を出されんことを要請せり。先きに満貞は持氏の黒羽城攻撃あるべきを告げ急を報しながら一面には新なる要請をなせるは明かにその假面を脱して眞意のある所を表白せるものにして、この機會に持氏に代らんとせるなり。これに對し義教は初めより持氏征伐を冀望したりしも宿將に諮問し、その意見を徴したりしに時照・滿祐は満貞の要求に應ぜんとしたれば之に従はんとせり。されど滿家・義淳・滿則は反對に満貞の要求を斥けんとし、義範・滿久は折衷の議を出せり。かく議論分れしも滿家は前管領、義淳は當時管領たりし爲めにその意見は殊に重んぜられしかば、幕府は斷然たる處置を採る能はずして満貞へは幕府の爲めに忠節を致し、結城・千葉・小山等諸氏へも唯關東征伐の場合には満貞に應援せしむべき内書を下せしに過ぎざりしなり。かくして満貞と幕府との間には使節の往返は屢ありしも、幕府としては満貞の保護は約せしも爲めに扶持衆を率ゐて關東に臨ましむる如きことは決してなざりしなり。これ宿將の中主なる人々は「京鎌倉無爲之條殊簡要存」滿濟准后日記永享二年二月廿四日の條といふ穩健なる意見を有し、義教の持氏討滅の志を抑制したりし爲めなり。従ひて満貞は幕府の保護を被り依頼を受くるに乗じ、奥州の諸氏を率ゐる關東の幕府扶持衆と結び持氏に肉迫して鎌倉府を倒し之に代らんとするの野心熾烈なるものありしも幕府の宿將に制せられて之を實現し得ざりしなり。

第三 幕府と鎌倉府との和解

行政上の形式より云へば持氏は義教の要職に賀使を派せず、天下一般に用ゐらるゝ永享の元號を特に避けて舊

號正長をその儘に用ゐ、幕府及び公家等の領地を押領し、先例舊規を超えて五山住持任命の公帖を出だし、毫も幕府に對して憚る所無かりき。又政治的行動より云へば關東に於ける幕府の扶持衆を討伐し大掾氏を滅ぼし、常陸に出兵して依上保を征し、野口城及び小里を略し、磐城に於て白河結城氏朝を討たしめたり。加之篠川の足利満貞が持氏の磐城出兵を利用し、且つ那須氏資を攻めんとするを口實として持氏を讒訴し、幕府との間を離間して持氏を滅ぼし、之に代りて關東を領せんとし屢使を京都に馳せて哀訴相願せり。而して義教は雄藩の跋扈を強壓し全國統一の策を確立して幕府の威嚴を保持せんとせしかば之を機會とし親ら兵を率ゐて關東に臨み遠征せんとするの念切なり。従ひて幕府と鎌倉府とは將に相衝突せんとするの運命にありしと雖も幕府には滿濟及び畠山滿家・斯波義淳・畠山滿則等の如き前代よりの宿將ありて無爲平穩を主張し、鎌倉府には上杉憲實等の平和を支持せる老臣ありしを以て難局を轉廻して和解なさしむるに努め、兩府の意志を疏通して無事圓滑ならしめ和睦成立せり。今その經過と事情とを詳細に次に説明せん。

既に説きし如く義教職の後鎌倉府より賀使を出さざりしも、義教が永享元年三月將軍宣下を蒙りし後九月に鎌倉府は漸く梵倉藏主を使として上洛し滿濟に謁して賀使派遣遅引を謝せしめしも、幕府にては當時恰も持氏の態度を疑ひし際なりしかば滿濟は滿家と共に之を義教に執進せずして斥けたり。その後鎌倉府より更に西堂を上洛せしめしと雖も滿濟等之に面せざりき。前後の事情より考ふれば梵倉藏主の派遣及び西堂の上洛は憲實等の計畫せるものにして持氏は毫も關與せざりしものなるべし。かくて兩府の間自ら意志疏通を闕かんとしたりしかば鎌倉府は二年に政所執事二階堂信濃守盛秀を上洛せしめたり。盛秀は事務に練達せる士にして嘗て佐竹義憲と山

入祐義との間をも調停せしことありて鎌倉府の機務に通ぜり。盛秀は重大なる使命を帯びたればその上洛せんとするに當りて鎌倉府にては上洛後の形勢に考へ先づ駿河興國寺長老明宗をして盛秀に扶助を加へられんことを豫め満濟に請はしめたり。仍りて幕府にては之に關する對策としてその提携者たる足利滿貞の意見を質さんとし、満濟及び義淳の計として兩府の關係を圓滿ならしむる爲めに盛秀の義教に面謁するを許さんとするの志を滿貞に通ぜり。滿貞は義教の盛秀に面謁を許すは然るべからずと答へぬ。これ持氏既に扶持衆を征したりしも幸にも堅固に禦ぎたればその志を遂ぐる能はざるも急に使を幕府に派するは關東及び奥州の扶持衆を出抜き自身の勢威を張らんとするが爲めなり。併し宿將の議に依りて止むを得ず盛秀に面謁を許さるゝ場合には關東の事を堅く沙汰して幕府の料所を復舊し、賀使派遣の遅引を責めらるべしとの意味を強硬に述べて幕府の議に反對せり。されども宿將は盛秀に面謁を許すは天下無爲の儀を考ふるが爲めなりとし再び使を遣はして滿貞を諭し同意せしめんとせり。之に對し滿貞は強ひて幕府の政策には反對せざるもこの機會に於て持氏が那須・佐竹・結城等扶持衆を故なく征伐せざるべしとの誓書を出さしむべしと請ひ、義教は宿將に諮らずして之に同意し盛秀に面謁を許すこととなれり。かく幕府の態度決定したれば盛秀は永享三年三月上洛したりしに義教は滿貞との内約に従ひ誓書を先づ要求せんとしたりしに管領たりし義淳及び宿將は之に反對し無條件にて面謁を許されんことを請ひ、滿貞が注進せし如き那須征伐等の事實なきを盛秀に聞きて辯明し、何れも義教の命を奉ぜず應酬數次の後漸く義教の所說に従ひて盛秀に誓書を出さしむることとなれり。即ち(一)那須・結城・佐竹は向後征伐せず、(二)宇都宮藤鶴丸は元の如く沙汰し、(三)滿貞は幕府特に扶持すれば而か心得ふべしとの簡條を誓紙に載せしむべしと命じたり。盛秀は頗

る困却せるも義教の態度強硬なりし爲めに終に之に應じてその趣を鎌倉府に通ぜり。然るに之と引違ひに盛秀上洛後既に二ヶ月を経たるも義教面謁を許さざりしかば憲實より關東の事情を具して幕府に訴ふる所ありしかば義教の態度も一變せり。これ單に憲實の具申が力ありしにあらずして四周の形勢は幕府をして急速に之を決せしむる必要ありしなり。これ外にありては九州に於て大友持直が幕府の扶持せる大内盛見と戦ひ、盛見敗北し續いて戦死し、九州の動亂急なるに今又關東と事端を生ずるの不利なるを考へし爲めなり。又内にありては宿將と義教と意志の疏通を開きたりしに宿將は専ら天下無爲の政道を義教に望み私心なく獻策すべきを約せし誓書を呈出し義教と融和せり。而して切に盛秀に面謁を許すべきを義教に請ひし結果なり。かくて義教も滿貞との約束を棄てて終に無條件にて誓書を徵せずして七月十九日盛秀に面謁を許したり。仍りて滿貞へは宿將の懇請に従ひ止むなく盛秀に面謁を許せし趣を辯ぜり。これより兩府は和解するに至れり。その結果として鎌倉府に於ては八月十八日より新に永享の年號を用ゐ、更に幕府の關東奉行は下向して幕府の直轄地は之を受領し、五山の長老は從來の如く鎌倉府の推舉に依りて幕府より住持任命の公帖を出せり。かくして兩府疎隔せる要件解決したりしを以て將來相和融して圓滿なる關係を持續すべき筈なれどもこの和解は鎌倉府にては憲實の強烈なる抑壓と幕府に於ける宿將の懇請とに基きしものにして義教と持氏との意志の疏通せるにあらずれば根本に於て兩府和解せざりし爲めに將來に禍根を残すこと多かりしなり。滿濟准后日記。

第四 義教の富士遊覽

義教は雄藩抑壓を念とし鎌倉府の制御を欲し持氏を滅亡せしめんと志ありしも宿將に制せられて之を敢行す

る能はざりしかば關東の實狀を知らんとするの念切なりき。爲めに富士遊覽を計畫し親しく東國の地を踏査して諸氏を威服し、持氏とも會見してその動靜を探らんとせり。この計畫は既に義滿に依りて實演せられし事なれば義教は全くその例に従ひしなり。義教は先づこの計畫に就きて宿將の意見を徴したりしに滿家及び時照等之に贊したり。仍りて季節秋晴を待たんとし憲實にも幕府より豫めその計畫を申し通ぜり。元來兩府の和解は持氏の本意にあらずして憲實等老臣の畫策に成りしものなれば義教が駿河に下向すれば持氏分國に近きの故を以て之を迎へ會同せざるべからず。その會同に於て近臣の中或は義教を喜ばざるの餘り不測の變を生ぜんことを恐れて憲實は切に義教に下向延期を請へり。されど義教はこれ等に耳を假さずして永享四年九月十日に京都を發して富士遊覽を決行せり。飛鳥井雅世・三條實雅・法印堯孝・細川持春・同持賢・山名照貴・一色持信等之に従へり。駿河守護今川範政は之を迎へて接待甚だ力めたり。その紀行の詳細は雅世の富士紀行、堯孝の覽富士記、宗長の富士御覽日記にあり。然るに持氏は病と稱して敢て出でざりき。前後の形勢より考ふるにこれ持氏が義教を喜ばざりし爲めなり。義教としてはこの行に持氏と接しその動靜を察せんとしたりしに持氏が會同せざりし爲めに失望せるならん。持氏にして自己を捨てて虚心坦懷衷心より義教を敬愛したりしならんには兩府の間頗る圓滿なりしならん。されど持氏にして斯る態度に出でざりし結果は兩府の和解をば決して永く持續せしめ得ざりしことを説明するに足るものと云ふべし。従ひて兩府が早晚衝突すべきは免るべからざる運命たりしなり。

第五 和解後の兩府

義教の抑壓に對し持氏は自らその地位を持し之に反抗せんとし兩者相反目せんとするや憲實はその間に處して

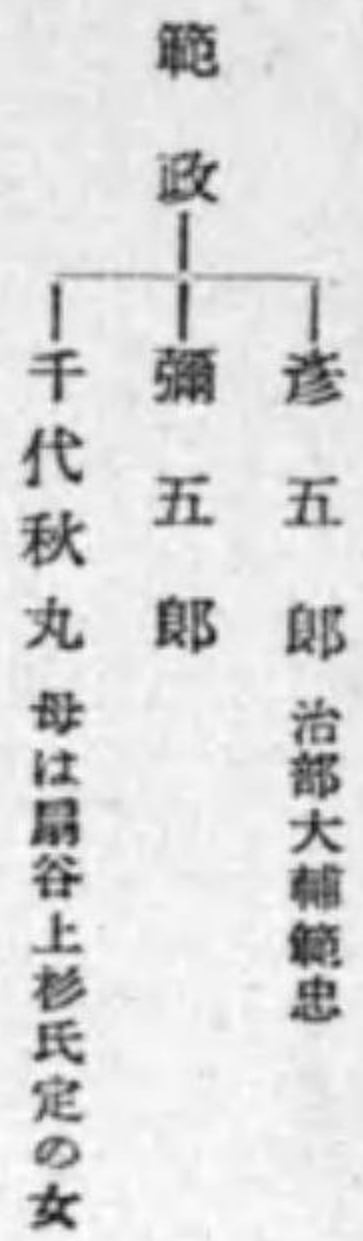
調和し僅に事なからしめたり。されどかゝる状態は決して持續せらるものにあざれば持氏は關東分國經營を毫末も怠らずして義教に抗せんとし、やがて幕府と鎌倉府との和解は持續せずして甲斐・駿河の守護問題に發端し、信濃の亂によりて破壊さるゝの止むなきに至れり。これに關し順序として先づ持氏の態度を説かんとす。

甲、持氏の態度 時代思想の上より云へば神明に對する祈願・祈禱・祈誓は最も神聖なるものにして一切の災害病魔等は之に依りて除去し得べしと確信せり。従ひて事變ある毎に祈願・祈禱等は屢々行はれたり。而して持氏も義教の壓迫を喜ばずして之を除き自己の分國に於ける使命を全うせんとせり。即ち持氏は永享五年十一月二十四日その武運長久・所願成就を鶴岡八幡宮に祈願して甲斐都留郡押野村半分の地を寄附せり。神田 文書 此當時武將としては普通に行はれしことにして常套事なれば必ずしも之に依りて持氏の所願が深かりしとはなすべからず。されど翌六年三月十八日には持氏が更に上杉左衛門大夫を奉行とし等身大の大勝金剛像を造立せり。その願文に「大勝金剛尊等身造立之意趣者、爲武運長久・子孫繁榮・現當二世安樂、殊者爲下樓咒咀怨敵於未兆、荷關東重任於億年、奉造立之也」鶴岡八幡宮文書とあり。これ持氏が自己の鮮血を漉ぎて書き、赤誠を披瀝せる願文にして持氏の精神の存在する所を明確にせるものなり。これに據れば持氏は子孫の繁榮と現世の安樂とを願ひ、咒咀せる怨敵たる義教を未だ兆さざるに攘ひ關東に於ける自己の使命を永久に持續せんとせるなり。又これと共に常陸鹿島神宮にも祈願を籠めて宿願を達せんとして造營をなせり。鹿島文書 此等祈願に依りて持氏が義教を咒咀し之を斥けて自己の關東鎮護の使命を全うせんとせる志の存在を明かに認むると共に場合に依り或は義教に代らんとするの志ありしことも推察し得らるゝなり。持氏にして既に關東を安全に保護せんとするの念ある以上は之が

施政を壓迫し且つ干渉せる義教に抗して分國の不穩を匡さんとするは當然實現さるべきことたり。

乙、甲斐の處分 關東分國の一なる甲斐は守護武田信元歿せし以來その兄信滿の孫伊豆千代丸守護となりしも幼少なり。仍りて幕府は當時逃れて京都にありし信重を一時守護となさんとし勸説したりしも信重は逸見有直及び穴山等國人の跋扈を恐れ、入國を欲せずして之を辭し避けて四國に優游せり。されば禪秀の亂に持氏に抗せし信重の兄にして伊豆千代丸の父なる信長は應永三十三年に甲斐都留郡に歸りて加藤梵玄を従へ、武田氏の勢力を恢復せんとし有直と戦ひて之を破れり。仍りてその黨急を鎌倉に告げて援助を請へり。仍りて持氏は一色持家を將とし、武藏白旗一揆等を率ゐて之を征せしめぬ。關原所藏文書・武州文書・鎌倉大草紙 信長は之を甲斐猿橋に防ぎしも破られて降り、鎌倉に到りて持氏に謁せり。而して甲斐は守護代跡部駿河・同上野父子幼主伊豆千代丸を擁して國務を執りしが、その後國內に駿河に與せし輪寶一揆と幼主を奉ぜる日一揆と争ひしを以て信長は鎌倉を去りて甲斐に歸り、幼主に應授せるも却て破られ駿河に逃れ去れり。持氏は駿河は幕府分國なれば信長誅伐を幕府に要請せり。時に永享五年六月なり。幕府は駿河守護今川範忠に命じて信長を追はしめたり。されど信長は持氏を喜ばずして之を敵としたれば義教は内密に之を保護せるが如し。滿濟准后日記・結城合戦記 かくて甲斐守護の問題は永く決せざりしが有直及び穴山等既に滅びし後に跡部駿河等は信重の歸國を切に幕府に請へり。幕府は信重を召して旨を諭して下國なさしめんとせしがその下國が持氏の猜疑を増さんことを恐れ決せざりしに駿河が熊野詣と稱して密かに上洛して親しく信重に謁して切に請ひ下國入部の約成れり。滿濟准后日記 かくて甲斐は全く幕府の旨を受けたる信重が下國して守護となることとなり、鎌倉府は一勢力を殺がれ幕府は持氏に對し一の強援を得たりしなり。

丙、駿河の争亂 駿河守護今川範政は幕府の老將として東海の重鎮となり關東監視の大任を負ひたりしが永享三年の頃よりその家督相續問題を起せり。今川系圖には範政の子に就きて完全に説明せるものなけれども滿濟准后日記に依り系圖に考ふれば範政には次の子ありしものゝ如し。



範政は末子千代秋丸^七歳を愛し之に家を傳へんと考ありしかば四年三月使を滿濟に遣はし嫡男は愚鈍奉公の望無し、仍りて利發にして才氣ある千代秋丸を相續となさんとの冀望を述べたり。滿濟は之を義教に披露したるに義教は七歳の小童にして將來才氣あるや否や定め難し、特にその生母は關東の上杉氏一族なれば關東監視の大任を負ふ今川氏としては遠慮すべき筈なりとして許さざりき。而して嫡男彦五郎は父を憚り難髮して上洛したりしに範政よりは千代秋丸を相續者とする冀望を貫徹せんとして幕府に切に請ふ所ありしかば義教は却て彦五郎を還俗せしめて相續せしめんとせり。然るに五年四月範政病危篤となるに及び二男彌五郎父に逼り強ひて讓狀を書かしめしにやがて範政卒し、彌五郎は自ら相續者となり千代秋丸の黨を伐ちて領内混亂せり。この注進幕府に達せしかば關東に接する地なれば事態重大なりとし幕府は事件の真相を確めんとし今川氏一族の長老なる貞秋を上洛せしめ善後策を議し、貞秋を諭して彦五郎を相續者とし範忠と稱せしめ、彌五郎を諭して國務を讓らしめて入部せしめたり。是に於て駿河の國人狩野介・富士・興津等千代秋丸に與みせし人々は服せずして密かに持氏と通じ、

範忠に抗して府中の戦争となり、尋で貞秋は狩野介を伊豆湯ヶ島城に攻めて之を陥れ所在その黨を撃ちて之を降せり。この亂を看聞日記には「駿河國今河遺跡兄弟相論、親へ弟ニ讓與、鎌倉最良、兄へ京都最良」五年八月十日の條と書き、その亂鎮定の注進幕府に達するや滿濟はその日記に「誠國堺一大事處、早速落居、眞實々々非ニ尋常儀、只神慮所レ致也、御運可レ及ニ萬代」五年九月十日の條と書けり。これ等に依れば駿河の争亂は幕府・鎌倉府兩勢力の衝突とも考へられその結果或は鎌倉府の優勢ともなり幕府の運命を危くせんかと疑はれしなるべし。従ひて駿河の亂は兩府の間に於て重要視されしなるべし。

丁、信濃の亂 信濃は數郡に分れて諸豪族割據したりしが關東分國に近き諸氏の中にて伴野・大井兩氏は佐久郡に、蘆田氏は小縣郡福津城に、村上氏は更級郡葛尾城に、小笠原氏は筑摩郡深志にありて最も勢力あり。持氏が自ら出陣して常陸を征せんとすとの注進足利滿貞及び山入祐義より幕府に到り警戒を怠らざりしに七年正月偶、大井持光蘆田下野守と相争へり。この注進幕府に達するや滿濟は義教に説き、佐久郡は關東への通路なるに持光等の相争ふは幕府にとり不利なりとし、守護小笠原政康を下國せしめぬ。政康は小縣郡に出で千曲川を渡り芝生田・別府兩城を陥れて福津城を攻め下野守を降せり。一方村上頼清も亦小縣郡上田城にありてその被官と争ひしかば幕府は政康に命じて之を制せしめぬ。政康又之を撃ちて降したりしが頼清援を持氏に請ひしかば持氏は上野の桃井憲義を主將とし、上州・武州の一揆をして之に従はしめ應援なさしめんとしたり。これに就き上杉憲實は鎌倉府の分國以外に出兵するは幕府の嫌疑を受くべしと説き持氏を諫止して出兵を止めたり。これよりして持氏と憲實とは相容れずして不和となり、惹いては鎌倉府の動搖を招き、義教をして關東征伐を計畫せしむるに至れり。

小笠原文書・結城戰場記、今川文書・九代後記。

戊、持氏と上杉憲實 憲實は越後守護上杉房方の三男にして憲基の養子となり山内上杉家を相續せり。而して關東管領として持氏を輔佐し、能く幕府の命を奉じて鎌倉府との間を調和せり。従ひて深く幕府の依頼する所となりしかば毎に幕府の態度に反抗せんとする持氏としては憲實を以て幕府の爪牙となれりと信じ稍々之を疎んじたり。既に持氏が頼清を授け政康と戦はしめんとし出兵せんとするや憲實之を抑止せるより兩者の關係特に疎隔し、持氏が新に上杉憲直をして信濃に赴かしめんとするは陰に憲實を征せんために兵を集むる手段なりとの訛傳關東に行はれ、憲實恩顧の士は上野・伊豆より鎌倉の山内邸に馳せ集りて物情騒然たり。依りて持氏は親しく憲實の邸に赴きて之を慰諭し漸く事無きを得たり。されど爾來兩者の間相協はず、尋で持氏の嫡子天王丸元服せんとするや從來の例に従ひ憲實は將軍の偏諱を受けんことを勧めしも持氏は之を斥けて八幡太郎義家の例に従ひ、鶴岡八幡宮社殿に於て元服せしめ義久と稱せしめたり。この儀式に持氏は憲實を招き害せんとすとの風説傳はりしかば憲實は列席せざりき。尋で又持氏が憲實を誅せんとすとの流説行はれしかば憲實は上野に出奔せり。依りて持氏は一色直兼・同時家をして之を追撃せしめ自身も兵を率ゐて武藏府中高安寺に陣し將に上野に向はんとせり。管領九代後記・喜連川判鑑・筑波朝朝申狀。尙茲に注意すべきは憲實が斯く急に持氏を避け下國せんとするに至りしは豫め幕府の諒解を得て爲せし行動たりしなり。これ足利將軍御内書并奉書留にある幕府より八月十三日に伊達持宗に與へし内書に據りて明かなり。従ひて憲實としては幕府の援助を期待したりしなり。

第六 關東征伐

義教は雄藩の跋扈を強制し、諸大名の服せざる者を刈除し、緊縮政治を行ひて幕府の威權を確立せんとしたりしかば従來幕府の施設に共鳴して活動せる憲實が持氏の爲めに失墜し、上野に走るの止むなきに至りしとの注進を今川範忠より得るや、持氏を斥け關東を抑壓するには好機逸すべからずとなし征伐を敢行せんとしたり。即ち範忠へは直ちに幕府は憲實を援助するの志なるを告げ駿河の國人と共に之に盡力すべしとの内書を下し、信濃・越後・常陸の諸氏にも同様に命ずる所ありたり。又下野の諸氏及び奥州の石橋・懸田・伊達・猪苗代・葦名・田村・白河結城・安住・二階堂・川俣・石川・結城小峯の十二氏に滿貞に従ひて憲實を援助すべき内書を出し、關東征伐の準備として急に武田信重を甲斐に入部せしめたり。足利將軍御内書并奉書留・小栗文書・眞壁文書・小笠原文書而して朝廷に奏請して持氏征討の繪旨を請へり。仍りて朝廷は繪旨に「持氏累年忽朝憲、近日興擅兵、匪失忠節於東關、剽致鄙背於上國」との罪名を擧げて出征を命ぜられ、上杉禪秀の子持房が京都にありて八條上杉氏の養子となりしを起して主將とし、越前の朝倉孝景、美濃の土岐持益等二萬五千餘騎と共に先づ發せしめ、踵いで越前の斯波持種又發せり。尙義教も親ら出征せんとしたりしが、管領畠山持之・山名持豐・赤松滿祐等之を諫めたれば暫く出征を見合すこととなりしも、これに依り義教の決心の程を窺ふを得べし。公名公記・結城戰場記而して持氏調伏の爲めに義教は諸社寺に祈禱を命じ、關東征伐の爲めなればとて特に攝津水無瀬神社に願文を納めぬ。その文中にも「爰關東兇徒忽忘三宗族之恩、而挿三狼戾之心、動背藩屏之約、而成三暴惡之企」と説き、尊氏が弟直義を征せし例に據らんとせり。かくして京都を發したる征討軍は途中諸氏の軍を集めて駿河に到り、全軍を二分し一軍は三嶋より水呑關を進みて箱根を越えんとし、他は足柄に進めり。箱根にて持氏の軍之を禦ぎしも兩方面共に破られ征討軍は相模に

侵入せり。時に持氏は武藏府中にありしが箱根の敗報を聞きて急に相模海老名に退き、兵を遣はして征討軍に當らしめんとせり。その間に鎌倉の留守たりし三浦時高は急に志を翻して征討軍に應じ、三浦郡に歸りて兵を起し鎌倉に攻め入り、持氏の子義久等を攻めぬ。かくて義久は報國寺に走り、その弟安王丸・春王丸は下野に逃れ日光山別當に、弟永壽王は信濃に走りて大井持光に寄れり。時に十一月一日なり。結城戰場記・九代後記・判鑑・今川記

憲實は初めは容易に出でざりしが幕府の督促急なると、鎌倉の形勢迫れるを聞き上野白井を發して武藏分階川原に着し、持氏の動靜を探り之を早く降伏せしめて事局を收修せんとせり。仍りて老臣長尾忠政をして鎌倉に入り警固の任に當らしめんとし派遣せるに、忠政は持氏が海老名の陣を引揚げ鎌倉に歸らんとするに途に會し之に供奉して鎌倉に入れり。かくて持氏は一旦永安寺に入り尋で金澤稱名寺に去り髮剃して楊山道繼と號せり。依りて忠政は再び持氏を永安寺に迎へて救解の策を講ぜんとせり。即ち憲實は使を幕府に遣はし持氏謹慎の狀を訴へてその宥免を請ひ、隠居せしめて義久をして關米の主とせんことを願へり。されども幕府は毫も耳を假さずして持氏の處分を嚴命せしと雖も憲實は急に奉せず、諸將空しく關東に在陣したりしを以て義教は相國寺柏心を遣はし憲實を諭しその處分を督促せしめぬ。柏心が鎌倉に入ると共に征討軍の諸將も之に従ひ憲實も亦鎌倉に入り、柏心に説かれ十一年二月十日その兵をして永安寺を攻め持氏を自殺せしめぬ。而して憲實は尙義久を關東の主となさんとし幕府に請ひしも義教は之を許さず、終に二十八日に義久は報國寺に自殺せり。世に之を永享の亂といふ。基氏より四代八十年打續きし鎌倉府も茲に滅亡せり。看聞日記・建内記・赤松文書・小笠原文書・九代後記・判鑑

第七 義教の計畫

憲實が持氏をして剃髮せしめて隱居せしめ義久を關東の主たらしめんとして幕府に哀訴せるに係らず義教は強硬に之を斥け先づ持氏をして自殺せしめ、その後義久に自殺を逼らしめしは確に一定の目的の存在せしことを否む能はざるなり。義教は關東を平定して幕府の威權を確立し天下統一の實を擧げんとしたりしを以て義久の自殺して關東主無きに及び自己の子を擢んで之に當らしめんとせり。されば幕府の機務に參ぜし相國寺藤涼軒の季瓊眞葉の日記即ち藤涼軒日録永享十一年七月二日の條に「若君可有御下向關東之賀禮有之」とありてその子を關東の主となさんと志ありて之を實現せんことを明かなり。尙同日錄に臨川寺周沅を憲實の許に首座中佐を足利滿貞の許に下して共に論す所ありしものゝ如し。されどこの計畫の終に實現するに及ばざりしは憲實・滿貞等の容易に之に應ぜざるを義教が早く薨去せる爲めならん。而もその遺志は後に幕府に於て繼承せられて長祿元年に義教の子政知は關東に下りて主となり伊豆堀越に住せり。義教がかゝる志を有したりしかば持氏父子を早くも自殺せしめその子孫をば滅ぼさしめたり。以て義教の關東に臨める志を知ると共に持氏の滅亡せる永享の亂が持氏の幕府に反抗せる結果なりと從來一般に説かれたれども、これ事實の真相を得たるものにあらざるべし。この亂は實に義教が天下統一を志し緊縮政治を實現せんが爲めに憲實を利用して持氏と不和ならしめ之に乗じて強硬なる態度を持って關東に臨み持氏を滅亡せしめしものと云ふべし。

第八 結城合戦

持氏滅亡後憲實が一時關東の政務を領せしと雖もその主持氏・義久等をして自己の行動より惹いて自殺せしむるに至りし事情に考へて衷心深く悒悒し、身を退かんとして急に剃髮して高岳長棟庵主と號し、弟清方を越後よ

り召して管領職を讓れり。當時關東には持氏に志を維ぎしものありて上杉氏に反抗して各地に亂をなせり。上杉氏は相踵いで之を滅ぼし幕府も内書を關東の諸氏に下して警戒せしめたり。安保文書。然るに十二年三月持氏の遺孤にして一旦下野日光山に逃れたる安王丸・春王丸は兵を芳賀郡茂木城に擧げ、安王丸は願文を常陸賀茂神社に納めて征夷大將軍たらんことを願へり。而して持氏の時以來上杉氏に反抗せる常陸の諸氏を誘ひ結城氏朝に迎へられて下總結城城に入り故舊を召致せり。かくて下野の宇都宮等綱・小山廣朝・那須資重・岩松持國・桃井憲義・筑波別當潤朝等之に應じて來り會し、永壽王も信濃より來り兵勢大いに振ひて關東を震駭せしめ、附近の諸城を脅かし勢力強烈なり。鎌倉にありし清方は直ちに結城城を攻めんとし、幕府は永享の亂後尙關東に駐りし斯波持種・今川範忠をして檄を關東諸將に傳へて出征せしめ、伊豆國清寺に隱居せる憲實を起して征伐に當らしめたり。かくて清方は扇谷上杉持朝及び幕府より派したる上杉敦朝等と關東諸將を率ゐて七月より結城城を圍み、憲實も小山城に入りて總軍を指揮せり。されど城容易に陥らず諸將空しく包圍して年を越え、翌嘉吉元年四月に至りて漸く陥り、氏朝等一族は戦死し、安王丸・春王丸は共に擒にせられて餘黨皆潰ゆ。而して後に永壽王も擒となれり。而して幕府は安王丸・春王丸の上洛を命じ美濃に到るに及び守護土岐持頼をして垂井金蓮寺に於て誅せしめたり。續いて永壽王も上洛したりしが未だ誅するに及ばずして持頼の邸に留まれり。看聞日記・建内記・結城戰場記・九代後記・判鑑・上杉文書・小笠原文書・石川文書・筑波潤朝申狀・小公文書。

第九 上杉憲實論

憲實の行動及び永享の亂に於ける進退に關しては古來より學者の之を評せしもの紛なからず。當時に於て瑞溪

周鳳はその臥雲日件録文安五年八月廿九日の條に憲實が持氏を滅亡せしめたるを悔い愉となり青鞋烏傘徒歩獨行せるを評し、「利身到此亦難哉、可レ知レ非常人ニ也」と賞し、又畫匠小栗宗湛自が憲實を評せし詞臥雲日件録文正元年閏二月十六日の條にあり、「鎌倉上杉房州避關東亂、厭ニ世間之是非、往ニ九州ニ遷ニ大内大膳大夫、隱ニ居于深山大澤之間、而看經行道修而送ニ殘生、人皆望ニ其風、無レ不レ敬、聞ニ忽逝去、可レ感、可レ慕也」と説きて憲實が最後に身を雲水に托して大内氏に寄せ長門深川大寧寺に入りて禪定三昧に入れる行動を激賞せり。又之に反して憲實を大野心家とし、その行動は關東に於て足利氏に代らんとするの遠謀に基くと論じ、或は憲實は一見高踏勇退世外に立つの風あれどもその實は長尾氏等を使喚して鎌倉を亂し、自己の子孫をして之に代らしめんとせるなりと説くものあり。而して是等は未だ深く事件の真相を研究せざるものにして決して批評正鵠を得たるものにあらざるなり。仍りて憲實の進退を次に叙してその人物を評論せんとす。

甲、憲實の進退 憲實は自己の行動に顧みて管領職を弟清方に譲りて後鎌倉永安寺長春院の持氏影前に詣り往事を追懐し謝する所ありて自殺せんとせり。侍臣等之を抑止せるを以て鎌倉を去り一旦藤澤に赴き伊豆那古の國清寺に退去せり。結城戰 幕府に於ては憲實を必ず起たしめて再び關東の政務を沙汰せしめんとし鎌倉に駐りし等持院柏心をして憲實を諭し鎌倉に歸參せしめんとせり。足利將軍御内書并奉書留 然るに持氏の殘黨各所に蜂起したれば幕府は切に憲實に再起を勧めしに偶、結城合戦起りたれば幕府に強ひられ憲實は出でて之を指揮せり。憲實は持氏に對せし行動に考へ豫てその子の内一人を越後に留めて越後及びその他祖先より相傳の所領を譲りて幕府に仕へしめ家を存續せしめ、他は皆出家せしめて佛門に入らしめんとせり。仍りて次子龍春に所領を讓與せんとし幕府の

内意を伺ひしに義教は之を聽許し越後の上杉房定も同意したりしかば龍春に越後知行分を譲りて房顯と稱し幕府に祇候せしめたり。上杉文書 而して關東に於ける領地は一部は幕府に獻じ殘りを家臣に分與することとし關東には後繼者を留めざるの考なりき。時に清方も上杉氏と持氏との關係を考へ自ら恥ぢて京都に赴き越後に歸らんとし途に越中にて自殺せり。築田家譜 爲めに關東を統御する者無かりしかば上杉氏の長臣長尾景仲・大石憲儀・扇谷上杉持朝と議して憲實の嫡子龍忠の僧となるべきを切に迎へて主とし憲忠と呼べり。これ素より憲實の志に違ひしものとして憲實は全く之を義絶することとなりたり。されど義絶は憲忠の將來を慮りて憲實が初めより計畫せることにして憲實が隠然この議に參ぜしにあらざるかと想像せらる。この後嘉吉の變ありて永壽王は美濃より上洛し幕府被護の下に關東の主となり、成氏と稱して再び下向するや憲忠を召して管領とし關東を統治せしめたり。かなれば憲實の憲忠を義絶せる意味も自ら明瞭となりその志の存せし點を考ふるを得べし。然も結果は決して兩者良好ならずして持氏と憲實との關係は成氏と憲忠との間にも存在して兩者不和となり、やがて憲忠は鎌倉に駐る能はずして相模七澤山城に去れり。依りて成氏は事情を幕府に陳したりしに管領畠山持國は切に憲實を復歸せしめんとし成氏も亦之に従へり。されども憲實は應ぜず憲忠のみ成氏の勸説に依りやがて鎌倉に歸りしかば憲實は伊豆を去り、京都を経て大内氏に依頼して周防龍文寺に入り、尋で長門大寧寺に逃れ一生を終れり。上杉文書・鎌倉大草紙・喜連川文書

乙、憲實態度の批評 初め憲實の幕府に親しみし目的は鎌倉府の重臣として兩府の間を圓滑ならしめ義教と持氏との間を輯睦ならしめんとしたりしが漸く目的を達し兩府の間は一時和睦せり。されどこの際に憲實が幕府に

親しみし結果は却て持氏の嫉視を招きたれば憲實としては持氏を輔佐すべき第一義を誤れり。而して憲實は父祖以來鎌倉府の重臣として關東の運命を負ふべき山内家を継ぎたれば持氏と不和なるに先だち十分之を諫め若し聞かれざるに於ては身を殺して之に逼らざるべからず。康暦の昔に於て憲春が氏滿に對して之を敢行し氏滿の野心を止めて鎌倉府を安泰ならしめたる先蹤あれば憲實は正に範を之に採らざるべからざるに斯る態度に出でざりしは既にその手段として第一歩を誤れり。憲實の言にして持氏に用ゐられざるや憲實は祖父憲定の滿兼に對して採りしと同様の手段に出で一旦身を上野白井に退き、持氏の反省するを待ちて徐に策を施さんとせるに却て持氏の怒を激成し、一方には憲實幕府に訴ふる所ありて援を請ひたれば義教の豫期と一致し、急に征討軍關東に臨み持氏は身を退けんとせり。是に於て憲實は自己の使命に鑑みて切にその有免を幕府に請はざるべからず。實に憲實は一旦は之をなしたりしと雖も義教の應ぜざるに際し憲實自ら決する所ありて斷然身を挺して起ち一身を殺して臣子の分を明かにせざるべからざるに之を爲し得ずして持氏を永安寺に自殺せしめしは憲實として第二歩を誤りしなり。既に憲實は持氏を救済する能はざりしも義久に至りては極力救済し基氏以來の系統を持續せしめざるべからざるに之をも亦爲し得ずして義久を自殺せしめたり。これ憲實としては又第三歩を誤れるなり。その後憲實は自身に關東の政務を領しながら持氏父子を自殺せしめし行動を恥ぢ永安寺長春院の持氏影前に自殺せんとせり。これ憲實としては當然の事にして既に晩きに過ぐるの感あれども尙爲さざるには勝れり。されどこの當然の手段すら配下に抑止され空しく伊豆國清寺に退隱したり。これその手段の第四歩を誤れり。その後結城合戦起るや幕府の強要する所となり閑居を出でて軍務を督し、故主の遺孤を亡ぼして再び伊豆に歸り自家家系の存續を念とし遺

領を處分して長男龍若即ち憲忠と絶縁し、次男龍春をして幕府に仕へしめたり。而して憲忠は管領となり、成氏下向したれば憲實は俗界と關係なき筈なるに、尙鎌倉府の政務に干渉せるに徴すれば實に未練多き行動と云ふべし。これ憲實としてその手段の第五歩を誤れり。鎌倉府にては表面は幕府に對して憲實の再起を約しながら裏面は之を讎敵とし排除せるにも係らず、その形勢を察せず自ら揣らすして幕府に強ひられて三度起ち、一旦は關東の政務を沙汰せんとして出處の請文を出し、一族の上杉持朝を推舉し形勢自己に非にして愈々窮するに及んで西國に行脚せり。その行動明快ならずして執着の念強きは正にその手段の第六歩を誤れり。されば憲實は關東の重臣としてその出處進退を誤り臣子の分を全うし得ざりしものと云ふべし。勿論關東を危殆に陥らしめしは義教の政策の結果にしてその原因は持氏の行動にありしとするも憲實も亦その大部分の責を負はざるべからず。而して亂後は全く憲實の態度に依り關東の施設を定め得べきに之をも爲し得ずして唯要職を捨て行脚したるをば高階男退せりとし非常の人物と評する如きは全く全局の形勢に暗きが爲めに賞讃せるものにして毫も正鵠を得たるものと云ふべからず。尙一步進んで憲實にして大政治家としての態度に出で尊氏が光明寺に自殺せんとして果さず斷然起ちて天下を統一せるが如く、自殺を部下に抑止せらるゝや驟然起ちて關東の政務を領したらんには或は後世より亂臣賊子と謗らるゝことあらんも能く國家を利し時勢に益する所ありしならんには稍々賞揚するに足るべしと雖も人物小にして憲實としては斯る雄志は毫も存せざりしなり。要するに憲實は眼前の形勢にのみ捉はれ大勢を察し大局を考ふるの明なく、思慮識見卓越する所なかりし凡庸の人物なりしなり。築田家譜に憲實の養父憲基が憲實をば藝能に達したる大器用人と評したる如く憲實は穎敏なる小器用なる人物にして鎌倉府の重責を負ひ雄

才偉略を廻らすの男性的人物にあらずして唯隠忍巧慧なる女性的小才子たりしなり。

第五節 九州の鎮壓

鎮西探題澁川滿貞は僅に大内盛見に擁立せられ筑前鳥飼城に在りしも毫も勢力無く幕府の執達及び沙汰は専ら盛見に依りて執次がれたり。従ひて盛見は實際に於て探題の事務を執りて九州の諸大名に臨めり。而して大友氏は自己の勢力を待みて盛見の命を受けずして直接に幕府に交渉し、菊池兼朝・阿蘇惟爲・島津一族等も亦直接に京都と往來せり。されば盛見は幕府の命を奉ずるも、その沙汰の及ぶ所は北九州の小大名の一部に過ぎざりしなり。されど盛見は異代の武功と幕府の信任とを併せ有し、周防・長門・豊前を根據としたればその勢力は他の諸氏に對して優越なりしなり。今盛見が義教の命を受け探題の如き勢力を以て北九州を壓し、大友氏及び少貳氏と戦ひ幕府の方針たる雄族抑壓を實現せんとするの狀を次に説かんとす。

第一 大内盛見の戦死

少貳滿貞は前探題澁川滿頼に反抗し九州の地大いに亂れしかば幕府は盛見をして急遽下向せしめて之を鎮壓せしめぬ。盛見が命を奉じて九州に臨み滿貞等を追ひしことは既に之を説けり。而して盛見の功績偉大なりしを以て義教は襲職の初めに之を召して上洛せしめぬ。盛見は海路を経て兵庫より上洛し永享元年十月九日義教に謁せり。義教手ら劍を授け自筆の感狀を與へてその功績を賞揚し盛見も亦義教をその第に饗應せり。かく義教は深く盛見を優遇し、命するに筑前の直轄領を管せしめたり。尋で盛見下向せんとするや義教は又親らその第に臨んで

之を餓せり。盛見深くその知遇を謝して鎮西に向へり。抑、盛見が筑前の直轄領を管することは盛見としては至大の榮譽なれども之が爲めに北九州に一大亂階を簇生せしめたり。盛見の下向するに及び鋭意直轄領の年貢を執立てて二十萬疋を進納したりしを以て幕府は之を喜べり。而して尙盛見は直轄領をば完全に領有せんとせり。是に於て利害關係を有する地方の諸大名は一揆を起せり。而して大友持直は既に久しく盛見に服せざるのみならず今又その所領を侵寇せられしを以て一揆に加擔し、肥前に在りし滿貞、肥後の菊池兼朝等を引きて援とし盛見に反抗し筑前の地大いに亂れぬ。探題たりし澁川滿貞は事情を幕府に注進して和解調停せられんことを請へり。仍りて義教は僧有雲・齋西堂の二人を使とし調停を圖らしめんとして筑前に下せり。持直・滿貞等は幕府に二無きを陳し表面恭順を粧ひながら一方盛見に抗して之と戦ひ盛見の爲めに持直は終に糟屋郡立花城を陥れられその兵を引揚げ尋で諸砦を奪はれたり。而して盛見は幕府より正式に持直征討の沙汰を得んとし僧周訥を上洛せしめて請ふ所ありたり。幕府にては義教は細川持之・畠山滿家・山名時照及び滿濟に命じてこれが處置を議せしめぬ。その結果義教は相國寺の僧無爲・頂騰の二人を筑前に下し盛見・持直等を諭し共に先づ鬪を罷め情を具して幕府に訴へ處置を仰がしめ、和解を見るにあらざれば二人を歸還せざらしめぬ。かくて二人は命を奉じて出發し未だ九州に達せざるに盛見は持直・滿貞と糸嶋郡深江に戦うて敗績し自殺し、従者三十餘人戦死せり。その報幕府に達するや上下錯駭し善後の處置を議し、義教は安藝・石見の諸將をして援兵を出し、且つ兼朝が持直と筑後を争ひ幕府に従はんとするを以て筑後に出兵し共に大内氏を援けしめ、功を俟ちて兼朝に賞與を授けんことを約せしめぬ。その間に先きに筑前に下りし無爲等は下關に於て盛見の戦死を聞きしも使命を果す爲めに博多に赴き持直に

會し内書を授けたり。持直は「代々不引三張弓一身事候間、雖爲何事不可違背上意」との請文を捧げ幕府の命に背かざるべきを約せり。尋で無爲等は歸路長門に於て盛見の弟持世及び持盛に面して内書を授けたり。兩者又命を奉じたれば歸洛して之を幕府に報告せり。而して大内氏は使を遣はし持直追討の旌旗を下し持直・滿貞の部下の在洛する者を追はんことを幕府に請ひしが、持直は更に僧貞嚴を使として陳疏し、代々の忠節他に異なり幕府の命を奉ぜしに盛見無理を強ひしを以て戦ひに及べり、これ唯祖先以來の筑前の私領を保護するに外ならずと説けり。幕府に於ては之が處置を議したりしが、時照は持直が幕府の命を奉じ直轄領を管せし盛見を戦死せしめたるは罪過たり、されど今過を悔いたれば今後を戒め大内氏の分國を侵すこと無きを約さしむべしと提議し、義教は之に従ひ命を貞嚴に傳へ、今後持直は大内氏の分國豊前・筑前以下を侵寇すべからず宜しくその本領及び所領地を守り一に幕府の命を奉じて行動し敢て私擅を許さずと沙汰せり。而して盛見遺領の處分をなさしめたり。乃ち盛見は夙に義教に請うて周防を持盛に、長門を持世に與ふべしとせるを以て之に従ひ、更に新領をも加へ與へんとしたりしも、所領の事より又錯亂の生ぜんことを恐れ、義教は滿濟をして大内氏の老臣内藤入道智得と議せしめ、盛見が持盛の暗弱を誹りしを考へ持世をして盛見の遺領を襲ぎ惣領たらしめ持盛に長門を領せしめたり。かくて大内氏の處分決し、大友氏との關係も亦定まれり。盛見は父義弘の後を享け武勇絶倫にして文雅の才あり。その京都邸宅の東北に一亭を構へて蓬月と稱し飛泉亭を修め、又周防には別荘を設け碧山と呼び、五山の學僧をして各、詩をこれ等に寄せしむ、碑を修め歌を詠じて風月を友とし、英名一世に高く幕府の信頼も厚かりき。滿濟准后日記・曾阿日記・東海壇華集・新撰和歌集。

第二 大内・大友兩氏の内訌

持直と持世とは幕府の命に依りて表面は和解せるが如しと雖も實際には持世は養父にしてその兄たる盛見が持直の爲めに陣歿したるを以て持直をば不倶戴天の仇として之を敵とし、且つ筑前・豊前の所領地を持直の爲めに侵されしを以て持世は筑前に渡り持直と戦へり。持直の再從弟（持直の父親世の兄氏續の孫）大友左京亮親綱は持直と不和にして肥後に赴き菊池氏に身を寄せ不遇の身たりしが兼朝と共に起ち、幕府に請うて持世を授けて持直を撃たんとせり。義教は義淳・滿家・時照等をして之を審議せしめ、使を遣はして持直の違約を責め實情を詳細に探索せしめ、その上にて征討を命じ兼朝等をも起たしめんとし、先づ内書を滿直に下し、滿貞及び持直にも轉致して兵を罷めしめんとし、心源・周朝の二僧を下向せしめたり。その内書に義淳等諸將も副書し、兼朝へは別に幕府に對して忠貞を勵むべきの内書を下せり。然るに持世は既に豊前に侵入し持直の弟掃部頭親雄と規矩郡に戦ひて連りに幕府の援助を請へり。而して心源等は豊前に到り持世に面し豊後に到らんとせるに盜賊路を要せるを以て空しく歸洛せり。幕府にては心源等の報告を俟ち策を決せんとせるに、かく空しく歸洛し、一方持世の援助を請ふこと頻りなれば義教は持直を征伐するに決し守護たる時照をして安藝に沙汰を下し諸將に出兵せしめ、時照の一族にして石見守護たる山名教清にも亦出兵を命ぜしめ、義淳は伊豫の西園寺氏及び青蓮院領宇和郡にも援兵の準備を傳へ、兼朝・親綱をして持世を授けしめ、愈々斷乎たる處置を執らんとせり。然るに持直は使僧陽仙を派し、幕府の使者來ると聞きしも達せず、從ひて幕府の命を聽く無し、然も兼朝は筑後を公許されしと稱して之を收めんとす、果して然るやと問へり。幕府は之に就きて議し未だ決せざるに二月十日に持盛は弟なる持世

の盛見の遺領を襲ぎ惣領となりしを憤り、その豊前出陣中を窺ひ急に兵を出して持世の營を襲へり。持世は前に大友氏を敵とし背後に持盛の兵通りたれば豊前を逃れて長門阿武郡椿に走り従者五十人と相守れり。尋で石見三隅に走れり。而して持盛は周防に入り山口に進みしが、やがて持世は周防の諸氏を誘ひて持盛に當らしめ之を豊前に追うて山口に歸れり。義教は從來の關係より持世を扶持して之を援助するに決し、滿濟をして持世既に歸國せる上は輕舉妄動を戒め、豊筑に事あるも容易に渡海せずして幕府の指揮を仰ぐべしと命ぜしめて持盛に備へしめ、持直が滿貞等と結びて長門を侵さば將に安藝・石見の諸將・伊豫河野通久及び兼朝をして持世を援けしむることとせり。而して持世は持盛の舊領長門及び安藝東西條・石見二萬郡を併せ、歴代左京大夫たりしも義弘・盛見共に軍に死したれば之を不吉として修理大夫たらんことを請へり。義教は之を許し國力を養ひて他日の雄飛に備へしめたり。かくて持世は戦備を整へ五年四月幕府に請うて持盛を豊前篠崎に攻めて之を自殺せしめたり。是に於て大内氏の内訌鎮靜し持世は大内氏の舊領を統一し、筑前に兵を出して滿貞と戦ひ豊後に持直と争ふに至れり。滿濟准后日記・看聞日記・歴代幕西要略。

第三 九州の鎮壓

盛見の戦死に因り持直・滿貞は一時に勢を得たりしが、續いて持世は早くも豊前に出陣せるも持盛の反抗に遭遇したれば急に長門に引班し、筑前は滿貞、豊前は持直の蹂躪に委したれば滿貞は全く頽勢を恢復し筑後に出兵して兼朝と争へり。依りて兼朝は兵を收めて命を幕府に請へり。義教はその態度を嘉みして益々滿貞の行動を惡めり。會々持世が幕府に請ひて持直・滿貞を征せんとなせしかば義教は征討の沙汰を下し軍旗を持世に授け、筑後

を兼朝に、豊後を親綱に與ふるを約し、日田・田原・佐伯等大友氏の一族をして親綱に従はしめ、安藝・石見・伊豫の諸氏に出兵を令し、山名教清をして石見の兵を、備後守護代大橋氏をして安藝の兵を統率せしめ、武田・小早川兩氏にも亦出兵を命じて共に持世を援助せしめ、醍醐三寶院に九州平定を祈禱せしめて幕府の態度を明がにし禍根を絶たんとせり。かくて持世は援兵と共に豊前に入り六月二日二櫓隈に抵り肥後の阿蘇惟郷・同惟忠の軍を合して八月筑前二嶽城に滿貞を攻めて之を陥れ、尋で秋月城を攻めて滿貞及びその子二人を斬り諸城を下して筑前・肥前を平定し、滿貞父子の首級を京都に上せり。後花園天皇は後小松上皇と共に劍を義教に賜うて之を賞せられ諸公卿幕府に參賀して上下戦捷を祝し、滿貞の餘黨は相率ゐて對馬に通れ宗氏に寄れり。持世は新勢の勢を以て持直に逼り豊後の諸城を下して府内城を攻め、九月に城陥り持直は親著及びその子親繁と共に海に航して失踪し後に又對馬に走れり。かくて豊後平定し之を親綱に與へ九州初めて統一し幕府の威令行はるゝに至れり。

滿濟准后日記・毛利文書・看聞日記・阿蘇文書。

九州一時平定したりしが滿貞の遺子嘉頼・教頼は共に遁れて宗貞盛に寄りしが、貞盛は之を扶助して肥前三根郡中村に居らしめ、持直は又機會を得て故國に歸らんとし形勢を窺へり。かくて三ヶ月を経て十二月持直は親著等と豊後に還りて身を擧げ國人響應して形勢優越せり。親綱防々能はずして豊前に走り援を幕府に請へり。仍りて義教は安藝・石見・伊豫の諸氏に出兵を命ぜり。而して滿貞の弟横岳頼房は逃れて肥前に在りしが六年正月故舊を煽動して高木胤秋・千葉胤鎮・龍造寺家季等と兵を起せり。澁川滿直は探題として肥前綾部に在りしが出でて之を神崎に防ぎて戦死し、頼房は東肥前を略するを得たり。北肥戦志。之に勢を得て嘉頼は筑前に入り六月十八日持